

ISSN 1345—7861

# 国際関係研究

第33巻第2号

平成25年2月

日本大学国際関係学部  
国際関係研究所

# 国際関係研究

第33巻第2号 平成25年2月

日本大学国際関係学部  
国際関係研究所

# 国際関係研究

第33巻第2号 平成25年2月

## 目次

### 論文

- ナノテクノロジー規制政策の立案構造と科学的知識基盤としての学界の役割  
—バイオテクノロジー規制政策を例として—…………… 堅尾和夫 … 1
- 「国家代表等に対する犯罪防止処罰条約」における裁判管轄権規定（2・完）  
—絶対的普遍的管轄権の設定をめぐる起草過程の検討—…………… 安藤貴世 … 7
- IL CODICE BARBARICINO と S'IMBIATU  
—サルディニア法の国法外性と土着性—…………… 石渡利康 … 15
- 欧米女性が見た明治期の日本：日本女性観を中心に…………… 梅本順子 … 23
- ミレニアム目標達成に向けた貧困改善手法の考察…………… 福井千鶴 … 35

### 研究ノート

- Simplifying the teaching of articles (a, an, the)  
to the Japanese English Language Learner …………… Paul A. R. ROWAN … 47
- Design choices and issues in Likert-item questionnaires …………… Marcus GRANDON … 55

# ナノテクノロジー規制政策の立案構造と 科学的知識基盤としての学界の役割

—バイオテクノロジー規制政策を例として—

堅 尾 和 夫

Kazuo KATAO. Drafting structure of regulatory policy of nanotechnology and the role of the academic society for scientific knowledge base. *Studies in International Relations* Vol. 33, No. 2. February 2013. pp. 1 – 6.

The unique functions of nanomaterials collect international interest and even concern, which has pushed forward the regulatory authorities of each country, academic society, international organizations and NGOs to examine the way of the risk evaluation of nanomaterials from the point of view of the safety use. But we don't have the positive and established regulatory policy formation method comprised of the way of decision of the type of regulatory form, introduction of the administrative tool and collecting the scientific information and so on. The risk evaluation and regulation of the nanomaterials require to use all of the coping know-how that was formed and cultivated when a new technology or the new product appeared in the past. It is useful to look back and analyze, as a precedent, how the argument of the regulatory policy over the newly emerged genetically-modified technology in early 1970s were handled carefully, scientifically, and performed globally.

## 1. はじめに

ナノ材料は、金属、セラミック、高分子化合物などをナノサイズ（1～100nm）に調整、加工、合成したもので、それらの独特の機能を医療、電子材料・機械部品などの工業分野をはじめ、日用品、防犯、軍事、環境などの広範な分野で利用されることが期待されている。また、ナノ材料の利用に伴う新たな産業の発展が期待されている。

一方で、ナノ材料の独特の機能に対して、その安全性という観点から国際的な関心が集まり、各国の規制当局、学会、経済協力開発機構(Organization for Economic Co-operation and Development (OECD))等の国際機関またNGO (Non Government Organization) などにおいてナノ材料のリスク評価のあり方の検討が活発に進められているが、将来的に如何なる規制、管理法の導入が必要であるのかという規制政策形成プロセスに確たるものが現在は存在していない。

今後極めて広範な産業、国民生活の場で利用が予想されるナノ材料に対して、そのリスク評価と

規制に関する政策形成の過程で、過去あった新技術、新製品が世に登場した際に培われた対処ノウハウを集大成して総動員することが必要であると予想される。この前例としてバイオテクノロジーの分野で70年代初頭に登場した遺伝子組換え技術を巡る安全性の議論が、いかに注意深く、科学的、組織的、国際的に行なわれたかを理解し、対応を振り返ってみることは有益であると考えられる。

また、功罪両面で広範な影響を与える可能性のある科学技術を扱う上で、いわゆる知的基盤の形成蓄積をどのように行っていくべきかについて考察することは、今後の科学技術政策の推進、国民の支持、理解を得るための政策形成の一助となると期待される。

## 2. 遺伝子組換え技術のリスク評価と学界

### 2-1 学界が果たした役割

1) 生物の遺伝形質がデオキシリボ核酸 (DNA) によって担われていることが、エイヴリー (米国、ロックフェラー研究所) によって発見されたのが

1944年である。また、ワトソン、クリックによるDNAの二重らせん構造の提唱が1953年で、近代の分子生物学の始まりはそれほど昔のことではない。

遺伝子組換え技術が登場する前は、ファージの細菌への感染やウイルスの動物細胞への感染を利用してDNA組換え（形質導入）が行われていた。このウイルスの使用をめぐって発がん遺伝子が大腸菌に取り込まれる危惧が生じ、1973年に専門家による検討、大規模な調査が行われ、既知の病原性、非病原性ウイルスにヒトにガンを起こす物はなく、ヒトにも影響がないことが判明している。

この同じ年に遺伝子組換え技術がコーエン、ボイヤーによって発明され、遺伝子工学が幕開けした。目的遺伝子の大量生産、すなわち遺伝子にコードされている生物由来の物質の大量生産に途が拓けたのである。ここで新しく開発された新技術である遺伝子組換え技術を用いて、どのように安全に研究、開発を行い、かつ出来上がった製品についても安全性を確保していくための方策をどのように検討していったか、研究開発段階、産業利用の各段階別に検証していきたい。

### ①遺伝子組換え技術を用いて生物学的実験、開発を行う段階

1974年、バーグはその前年に行われた全米科学アカデミー（National Academy of Science: NAS）の調査結果を書簡としてサイエンス誌に送った。これが有名なバーグ書簡で、世界中の科学者に対して、「組換えDNA分子の潜在的危険性の程度が判明、あるいは組換えDNAの拡散を防ぐ適切な方法が見つかるまで」自主的に研究開発を中断することを求めたのである。この自主規制（モラトリアム）は、①抗生物質耐性プラスミドを耐性のない菌に付与すること、②ガンウイルス、動物ウイルスDNAとプラスミド（又は他のウイルス）を接合することの2種を対象としていた。この自主規制実施により研究活動が停止してしまう危機に直面したわけである。同時にこの書簡の呼びかけで、遺伝子組換え技術を用いた研究開発の実施のためのガイドラインに関する国際会議の開催が呼びかけられ、1975年米国カリフォルニア州アシロマに

各国の科学者が集まった。

会議では難産の末、安全性確保のコンセプトとして、実験室環境でのみ生存可能な細菌を使用するという「生物学的封じ込め」の概念がまとめられた。これを受けて1976年、米国国立衛生研究所（National Institute of Health: NIH）が、実験ガイドライン<sup>1)</sup>を制定し、科学者によるモラトリアムの終結へとつながったのである。

当初は厳しい制約付きのガイドラインではあったが、実験を進める環境（条件）を明示することにより、その後次第に安全性に関する知見の集積を図られたと考えられる。すなわち各種の実験データの集積は、のちに実施される実験の安全性を評価する根拠が生み出されていくということにもつながり、以後のガイドラインの緩和への手がかりを確保したのである。

また、分子生物学の研究が、以後5年間停滞したとの考えを有する研究者も当時いたようであるが、分子生物学者が自らの研究の自由を束縛しても、社会的責任をとるとの自覚があることを示したものであり、モラトリアムの提唱からアシロマ会議までの動きは科学界の良識を示した出来事であったと言えよう。

当初のガイドライン制定後、専門家を主体とするいくつかの会議が開催され、そこで得られたコンセンサスは、数次のガイドライン改正につながった。手続きの簡素化を含め規制内容の緩和、適用対象となる研究に民間も含めることなど、次第に「科学」の分野から「行政、産業」へ視野が拡大してきている。

1982年の改訂<sup>2)</sup>により、組換え実験の安全確保の考え方は、ほぼ完成したといってよい。それは、当初の原則禁止から条件付きながら原則自由へと基本的考え方を変更したものであり、大腸菌、酵母、枯草菌の認定された宿主・ベクター系の規制免除、毒素レベルの分類、設備のレベルによる「物理的封じ込め」から取り扱う細菌等による「安全性レベル」に応じた取り扱いへの変更等から構成される。

### ②遺伝子組換え技術の産業分野での利用の段階

この段階では、行政組織が、産業分野への利用

拡大、将来の産業競争力の保持等の観点から、次第に規制に関与しようと前面に出てくるようになってきている。しかし、ここでも行政機関の要請に対応した学界の活動が引き続き顕著にみられた。国内外の議論に重要なインパクトを与える科学的文書の作成、コンセプトの提案がなされており、特に、NASの果たした役割は大きい。

NASは、遺伝子組換え技術によって作成された組換え生物の環境導入、すなわち実験室外に持ち出して利用される場合に伴うリスクの評価を行うに当たっては、その生物の性質および導入される環境に基づき、個々の製品（プロダクト）毎に安全性評価を行うこと<sup>3)</sup>、遺伝子組換え生物の野外試験に当たって、「ファミリーリティ」という概念を新たに導入し、評価の判断のための枠組みに「封じ込め（confinement）」と「制御（control）」の組み合わせによる評価法を提案<sup>4)</sup>している。これらの提案は、その後の国際的な遺伝子組換え体のリスク評価の議論に先導的な指針となった。

製品ごとに安全性評価を行うという原則は、要約すると、以下のような点になる。

a. プロセスではなく、プロダクトに着目して評価を行う。すなわち、どのような技術を用いて作り出したかではなく、出来上がった製品（組換え生物）に着目し、環境導入に伴うリスクの評価は、その生物の性質およびこれが導入される環境条件に基づいて行うべきである。

b. 自然界に存在する生物から得た遺伝子を使用して組換え生物が作成されるのであるから、環境導入に伴う新たな種類のリスクが生まれるということはない。すなわち、組換え生物の環境導入に伴うリスクは、他の方法で改変された生物や改変されていない生物の導入に伴うリスクと同種である。

c. 組換え体の野外試験に伴うリスクは事例に基づいて評価すべきである。

d. 健全な規制政策は、組換え生物の開発、導入に必要である。

e. 環境導入の評価のための手引きを与えることが科学界の責務である。

このプロダクトベースの考えの徹底は、これまで安全性／リスク評価の対象になってこなかった

遺伝子組換え技術が登場する以前からあった従来法による遺伝子改変生物に対しても評価を求めるものとなる。その安全性評価に必要とされるデータ収集は、新技術とされる遺伝子組換え技術にかなりの程度依存しているのである。

また、ファミリーリティという考え方は、取り扱う生物種、生存環境、類縁種の存在、大規模生産による周辺環境への影響など、既に有している知識と経験による分析で得られる知識体系で、それによって組換え生物の環境導入のリスク評価を行うという考え方である。

2) これまで見てきたように、遺伝子組換え技術は、70年代後半から実験室での利用から産業利用の段階に進み、次第に連邦政府の既存規制体系の中で扱うこととなったが、この間、一貫して自発的あるいは行政府の要請に応じて科学界の知見の動員、規制政策の構築に向けた新しいコンセプトを取りまとめに貢献している。

こうした対応が可能なのは、政府の規制当局外に存在する社会の知識を組織的に汲み上げ、行政に活用することができるという柔軟性の存在を示していると考えられる。さらに、重要なことは、規制当局の発意により、自らの規制政策の根拠等を検証する役割を学会に依頼し、自らの施策を中立的、専門的立場から科学的分析と評価に委ねているのである。このような科学的、専門的知識、経験が要求される行政分野では、行政組織内の経験、知識のみに依存しては、新たに登場した技術に対応できない状況になっても、学界の協力を得て状況の変化に対応し、乗り切ったと評価できる。

3) 米国における遺伝子組換え技術の安全性評価に向けた取り組みは、OECDにおける議論にも大きな影響を与えている。OECDでまとまった遺伝子組換え技術の利用に関する安全性評価コンセプトは、組換え体の使用を規制する特別の法制を設ける科学的根拠は存在せず、他の生物由来の製品と同様に評価、管理できるとしており、それぞれの分野（例えば、医薬品、食品、作物、生ワクチンなど）の評価方法に基づいてリスク評価を行うとしている<sup>5)</sup>。なお、ここでは、日本も積極的に議論をリードして、長期にわたって安全に産業利



用してきたという経験とそこから得られた知見は、リスク評価の根拠となりうること、及び遺伝子組換え体を用いた工業生産を念頭に置いた優良工業製造規範（Good Industrial Large Scale Practice: GILSP）のコンセプトの取りまとめに貢献したことも忘れてはならない。

OECDにおいては、さらに遺伝子組換え技術によって作成された作物の野外での栽培を念頭に置いて、1992年に意図的環境放出についてリスク評価の考え方をまとめている<sup>6)</sup>。この意図的環境導入に関しても、生物の安全性は組換えプロセスとは独立したものであって、リスク分析の方法は、分野別に行なうという原則に従い、ファミリーという考え方を採用し、それによってリスク評価を行うとしているのである。

## 2-2 米国の遺伝子組み換え生物の規制政策の特徴

第一に、科学的知見に基づく規制があげられる。NASに代表される科学界と連邦政府の責任部局が早期に連携して、規制の枠組み、コンセプトの明確化を図っていること、科学的実験により次第に知見が集積してくることに従い、リスクのレベルに合わせた柔軟な規制を行っていることが特徴である。

第二に、米国の将来を担うと期待される産業の競争力の維持、強化を連邦政府は常に意識していたということである。米国の各省にまたがる横断的、かつ重要なこの技術の開発利用に関して、早い段階から大統領府が強い指導力を発揮し、政府の整合性ある政策の構築に寄与した点である。大統領府の科学技術政策局（Office of Science and Technology Policy: OSTP）は、連邦政府内の各省庁の産業応用にかかる規制政策等に関して、共通点と相違点の分析、既存の制度で管理できないことの有無などを整理し、将来的に各省庁が異なる規制政策を採用、拡大しないよう政策調整に向けての取り組みを開始している<sup>7)</sup>。

## 3. 規制政策の構築に向けた基本的考え方

ナノ材料のリスク評価に関する政策立案過程に

ついて検討するために、これまでに経済社会等に大きな影響を与えてきた遺伝子組換え技術を取り上げ、その科学的リスク評価と規制政策の構築の流れを見てきた。

ナノ技術は、2000年の米国のNational Nanotechnology Initiative (NNI) の発表により世界各国の注目を集め、米国以外の主要国の研究開発予算も急増した。NNI発足時から、安全問題や社会への受容を念頭においた取組みを開始している。その中心は、全米科学財団（National Science Foundation: NSF）を核とした政府内調整組織（The Nanoscale Science, Engineering, and Technology: NSET）で、大統領府におかれている。NSFは、政府組織ではあるがその運営にあたっている者は、自らも科学的知識、研究経験を有する専門家ではあるが行政官である。ここでは、全米科学アカデミーの積極的役割は、これまで見られない。一方、欧州では欧州連合（European Union: EU）の支援を受けた産学の専門家からなるナノフォーラム、英王立協会の積極的な活動が注目される。また、日本では、既存の化学物質規制制度にも大きな影響を与えかねない問題を内包しているが、規制当局の積極的な検討姿勢は見られない<sup>8)</sup>。

ナノ材料のリスク評価に関する議論の流れには、日本でみられる「政府規制当局先導」型、遺伝子組換え技術の安全利用と規制にみられた米国の「政府—学会連携」型とは異なる、あらたな検討手法がみられる。その一つは、事業者による自主的報告、情報開示による既存規制法の補完の試みであり、もう一つは、新たに出現したナノ材料のリスク評価、管理の検討プロセスに国際NGOを積極的に活用しようという動きである<sup>9)</sup>。

仮に化学材料の有害性がサイズや表面特性といった材料の物理的特性によって大きく変化するようであると、同一の化学組成を有する化学物質は、同一の化学物質として扱ってリスク評価を行う現在の仕組みは、根本的に見直すことを迫られるかもしれない。

日本における規制政策策定プロセスが抱える大きな問題点は、新しい方法を実際に試してみるという柔軟性に欠ける点である。そして、これは規制制度の前提となっている基本的な考え方によっ

でもたらされていると考える。すなわち、日本における強制的な規制の基本的な考え方は、予想されるすべての事項をカバーする仕組みにあらかじめ設計することによって、実際に生じた、あるいは生じるかもしれない事象からの問題を防ぐことが出来るという前提に立っているのである。従って、設計される仕組みは、自己完結的な体裁をとる。このため、状況の急速な変化や新たな技術によって作り出された製品の登場に対応し、適切な政策を矢継ぎ早に打ち出すということが困難になっているのである。

#### 4. 今後の課題

規制政策を論じる際、政策立案過程への科学的知見の反映と影響力の行使について、常に投げかけられる質問が、非政府組織 (NGO, 学会など) の活動が政府規制当局に影響を与えることができるのか、政策提言が生かされる事がありうるのかという問題提起である。

ナノ材料の安全性に関し、2006年7月に開催されたIRGC (スイス) の会議や11月に開催されたICON (International Council on Nanotechnology) の会議でも、会議主催者自身から参加者に提起された。これに対して、「多くの政府関係者の参加を求める」、「自国、自組織に持ち帰ることを期待する。またそうした成果物を出す」という答えが会場、主催者双方から出ていた。しかし、これだけでは影響力の行使は期待できない。もし会議に参加するだけで影響があるようなら、かえって参加する政府関係者が減ることもありうる。参加することも、成果を持ち帰ることも、また持ち帰った成果を実行することも、これまで見てきた「遺伝子組換え技術のリスク評価」のように期待できない。

規制政策を構築していくプロセスに、意見、批判、提案の収集が、制度上不可欠な手続きとして組み込まれ、合理的拒絶理由が無い限り、誠実履行義務が科されていることを「構造化」されていると定義した場合、現時点では、構造化されていないである。現在でもパブリックコメント制度があり、意見等の収集を行う役割を担っているが、

合理的拒絶理由が無い限り誠実履行する義務までが制度に組み込まれているわけではないため、多くの場合、意見を聞くだけで終わっており、規制当局の対応を引き出すまでにはなっていない。

2002年のNational Research Council (NRC<sup>註</sup>) 報告は<sup>10)</sup>、組換え植物の「リスク評価」の役割として、①組換え植物の商品化に関する決定権限を有する機関への重要な技術情報の提供、②意思決定機関が社会の信頼に応えている証拠を社会に提示するという2つの意義付けを行い、科学的知見と判断に社会的意義を与えている。これらは科学者、技術者あるいはその組織的活動が社会的役割を担うことを指摘していると考えられ、示唆に富む報告である。本報告は、政策立案過程における科学的知見を有する組織等が構造化されることが必要であることを指摘した事例と考えられる。

こうした構造が存在しないナノ技術ノリスク評価では、今後どうすべきか検討していく必要があるだろう。

日本の化学物質規制政策のもうひとつの重要な課題は、社会組織として機能するNGO, 学会を育成し支援することである。日本にも活発に活動しているNGO, 学会は数多く存在するが、科学技術の専門家の立場から、経済社会的に大きな影響を与えかねない科学技術の課題の解決に向けて、科学技術知識の統合、利用に向けた専門的知識の活用、合理的且つ効果的な対応を可能とする社会組織としての役割を担っているというには、ほど遠い状況である。こうした社会組織といえるNGO, 学会を育成、支援することが21世紀の科学技術政策の新機軸となっていくべきであろう。

#### 注

NRC: National Research Council

1916年にNASによって、知識の拡大、連邦政府への助言の目的のために科学技術界との協力をはかるために組織された。NAS及びNational Academy of Engineering (NAE) の主要執行機関として3組織 (NAS, NAE, Institute of Medicine (IOM)) によって運営されている。



## 参考文献

- 1) NIH, “Guidelines for the conduct of experiments involving recombinant DNA molecules”, 1976.
- 2) NIH, “Guidelines for the conduct of experiments involving recombinant DNA molecules”, 1982.
- 3) NAS, “Introduction of Recombinant DNA-Engineered Organisms into the Environment: Key Issues”, 1987.
- 4) NRC, “Field Testing Genetically Modified Organisms: Framework for Decisions”, 1989.
- 5) OECD, “Recombinant DNA Safety Considerations”, 1986.
- 6) OECD, “Good Developmental Principles (GDP) for Small-Scale Field Research”, 1992.
- 7) Federal Register, 51, 23302 ~ 23393, 1986
- 8) Katao, K., “Nanomaterials may call for reconsideration of the present Japanese chemical regulatory system”, *Clean Technologies and Environmental Policy*, Vol.8, No.4: pp.251-259. 2006.
- 9) 堅尾和夫, 「ナノ材料のリスク評価のためのコンセンサス形成と化学物質の規制政策立案プロセスの新潮流」*国際関係研究* 第31巻第1号 pp.1-7, 平成22年10月
- 10) NRC, “Environmental Effects of Transgenic Plants; The scope and adequacy of Regulation”, 2002.

**「国家代表等に対する犯罪防止処罰条約」  
における裁判管轄権規定 (2・完)**  
—絶対的普遍的管轄権の設定をめぐる起草過程の検討—

安 藤 貴 世

Takayo ANDO. The Jurisdictional Provision in “the Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons” —A Study of the Drafting Process Regarding the Treatment of the Provision of the Absolute Universal Jurisdiction—. *Studies in International Relations* Vol. 33, No. 2. February 2013. pp. 7 – 14.

The Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons (1973) provides the jurisdiction with dual structure, the same as the Hague Convention for the Suppression of the Unlawful Seizure of Aircraft (1970), which establishes the primary compulsory jurisdiction of the States that have the direct concern to the offense and the subsidiary jurisdiction of the State in whose territory the alleged offender was found. However, the draft convention prepared by the International Law Commission (ILC) included the jurisdictional provision which obliges all the Member States to establish their jurisdictions over the offense, which means “the absolute universal jurisdiction.”

This paper aims to clarify why this ILC’s draft article was rejected and the dual jurisdiction was adopted, by examining the drafting process of jurisdictional provision recorded in primary documents of ILC and the Sixth Committee of the UN General Assembly.

The analysis found that the absolute universal jurisdiction was rejected on the basis that the State which has the jurisdiction over the offense ought to have connections with the offense, and that the offense towards the internationally protected persons was not deemed as a crime over which the absolute universal jurisdiction was required.

- |  |  |
|--|--|
| <p>1. はじめに</p> <p>2. 国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の概要</p> <p>(1) 条約成立の背景と起草過程</p> <p>(2) 条約の保護対象, 裁判管轄権規定の概要</p> <p>3. 裁判管轄権規定の起草案および修正案</p> <p>(1) ILCによる起草案 – ILC草案第2条</p> <p>(2) 国連総会第六委員会における修正案 – 日本修正案第2A条</p> <p>(ここまで前号, 以下は本号に掲載)</p> | <p>4. ILC草案第2条, 日本修正案第2A条をめぐる各国の見解</p> <p>(1) ILC草案第2条に反対する立場</p> <p>①裁判管轄権の規定方式に対する反対</p> <p>②犯罪行為の性質に基づく反対</p> <p>③属地主義の徹底に基づく反対</p> <p>(2) ILC草案第2条を支持する立場</p> <p>5. おわりに</p> |
|--|--|

#### 4. ILC草案第2条, 日本修正案第2A条をめぐる各国の見解

既述のとおり、「絶対的な」普遍的管轄権を設定していたILC草案第2条に対し、それに代わるものとして、ハーグ方式に基づく二元的構造を有する裁判管轄権を規定することを提起したのが日本による修正案第2A条である。以下では、国連総会における議論に際してのILC草案第2条, 日本修正案第2A条に対する各国の見解, さらに、ILC草案が総会第28会期の議論に付されるに当たり、総会決議2926（1972年11月28日）に応じて各国、各国際機関から寄せられたILC草案に対するコメントを分析する<sup>39</sup>。その上で、ILC草案が規定していた絶対的普遍的管轄権の設定が退けられ、最終的には日本修正案, 即ちハーグ方式に基づく二元的構造を有する管轄権規定が現行条約において採用されることとなった経緯を明らかにする。

起草段階における裁判管轄権規定に対する各国の見解は、大きく分けて、ILC草案第2条に反対する立場とこれを支持する立場に二分することができるが、国連総会第六委員会をはじめとする議論の場では、ILC草案が規定した絶対的普遍的管轄権は多数の国家による様々な批判に晒され、これを支持する国家はごく僅かであった。以下ではまず、ILC草案第2条に反対する各国の見解を、その理由に応じ3つの立場に分けて整理・検討した上で、逆にこれを支持する立場について見ることと致したい。

##### (1) ILC草案第2条に反対する立場

###### ①裁判管轄権の規定方式に対する反対

国連総会第28会期の第六委員会において大勢を占めたのは、ILC草案の裁判管轄権規定第2条に反対し、日本修正案第2A条を支持する立場であるが、これらの多くはハーグ条約と同様の管轄権が規定されているか否かという点をその判断基準とするものである。

例えば、共同修正案の提案国に加わったフィリピンは、締約国の管轄権に関して日本修正案は特に正当化されるものであり、ハーグ条約に沿ったものであるという点で優れていると述べ<sup>40</sup>、共同

修正案提案国のオランダも同じ立場を有している<sup>41</sup>。また、ハーグ条約の起草過程において容疑者所在国の管轄権を新たに規定し、二元的構造を有する管轄権規定を設定することを提案したスペインは<sup>42</sup>、まず条約全体に関するコメントとして、一般的に受容され得る形式を設定したハーグ条約を基礎とすることが適切であるとした上で、ILC草案で提案された普遍的管轄権の形式に関しては、ハーグ条約で設定された「准普遍的管轄権」のほうがより適していると主張する。スペインの主張するところによれば、ハーグ条約をモデルとして第一次的管轄権を設定し、如何なる不処罰の可能性を排除するためにも、容疑者所在国が訴追権限を有する国家にその者を引き渡さない場合に、容疑者所在国に対し二次的・補完的な管轄権が設定されるべきなのである<sup>43</sup>。同様に、ハーグ条約の規定に則った管轄権を設定すべきとの立場から、ILC草案の裁判管轄権規定に反対し、日本修正案に対する支持を表明した国としては、カナダ、ウガンダ、西独、ベルギー、ガーナ、インド、スウェーデン、レバノン、ノルウェーなど多数が挙げられる<sup>44</sup>。

このように、多くの国家が当該条約においてハーグ方式に則った裁判管轄権を規定するべきであると主張する理由に着目すると、ILC草案が規定する絶対的普遍的管轄権と比較した場合に、国内法との関係において、より多くの国家が受容し得るハーグ方式の管轄権のほうが望ましいと指摘する見解が多く見出される。たとえばスウェーデンは、既にハーグ条約、モンリオール条約を自国の国内法に編入した国家にとって、これとは異なるアプローチを取ることは困難であり、両条約で受容された方式に従っているという理由から日本修正案第2A条を支持すると表明する<sup>45</sup>。またイギリスは、ハーグ条約は各国代表が国内法に従って、刑事手続きと引渡しに関する技術的側面を十分に考慮して全権的な会議において起草したものであるとして、既に国際的に広く受容されているハーグ条約に一層近づけた条約を作成すれば、更に一般的な支持が得られ、関係諸国の国内法に容易に受容され得るのであり、迅速且つ広範な参加が期待されると指摘する<sup>46</sup>。

更に、多くの国家の国内法において絶対的普遍的管轄権の受容が困難であることを主たる理由としてILC草案に懸念を表明し、日本修正案を支持する立場として、イタリアやエクアドルなどがある。イタリアは、ILC草案第2条第1項及び第3項に反映された普遍的管轄権の原則が多くの国家に重大な困難を生じさせると指摘した上で、日本修正案は違反者が処罰から逃れることを防ぐという本条約の目的の達成に必要な要素を含んでいるとしてこれを支持している<sup>47</sup>。またエクアドルは、管轄権の基礎として普遍主義の原則を採用することが望ましいとしつつ、それは実際的な困難を伴うため、容疑者所在国がその者を引き渡さない時に管轄権の設定を可能にする補完的な管轄権を規定するほうが良いと主張する<sup>48</sup>。更に、各国家による絶対的普遍的管轄権の受容が困難であるとの見解は国際機関からも出されており、ハーグ、モントリオール両条約を作成したICAO（国際民間航空機関）は、ハーグ条約の準備作業における経験に鑑み、諸国家はたとえ許容的な性質であっても普遍的管轄権の原則を受け入れる準備ができておらず、義務的な性質の普遍的管轄権は多くの国家の反対を引き起こし得ると指摘する。ICAOによれば、こうした理由から、ハーグ条約、モントリオール条約は特定の国家のみに管轄権を付与し、その設定を義務付けると共に、容疑者所在国が特定の国家に容疑者を引き渡さない場合には、容疑者所在国もそこに含めることとしたのであり、ハーグ、モントリオール両条約のシステムが既に広く受容されていることを考慮すると、新条約もそれと同様のものとするのが賢明なのである<sup>49</sup>。

では、これらの国家が指摘する絶対的普遍的管轄権の設定が各国家にもたらす困難とは何を意味するのであろうか。この点は以下のイギリス等の見解から明らかとなる。イギリスは、管轄権の普遍主義原則のもとでは、違反行為と何ら関係ない国家が条約のもとで裁判管轄権を設定する義務を負うのであり、これは管轄権行使の通常原則から大きく逸脱し、各国の実行において困難や混乱を引き起こすであろうと指摘する<sup>50</sup>。イギリスによれば、容疑者の引渡要請は違反行為と明確に関係を有する国家によりなされるべきであり、すべ

ての国家が等しく管轄権を主張する権限を有することを規定するILC草案よりも、違反行為によって直接的に影響を受けた国家が第一次的管轄権を有し、他の国は、容疑者が自国に所在し、その者の引渡しを拒否したときのみ管轄権を有するとするハーグ条約の管轄権規定の方がより望ましいので、ハーグ方式のアプローチを取る日本修正案を支持するとする<sup>51</sup>。同様に、管轄権が付与される国家と犯罪行為との間には「繋がり」が必要であると主張する立場として、オマーン、フランスなどが挙げられる<sup>52</sup>。

以上から、裁判管轄権規定の起草過程における多数的立場は、各国家が受容し易い条約を作成するという念頭に、既に多くの国家による批准を得ているハーグ条約の管轄権規定に沿ったものではないとの理由からILC草案第2条に反対し、それに代わるものとしてハーグ方式に基づく日本修正案を支持するものであると言える。さらに、多くの国家がハーグ方式に基づく裁判管轄権規定を支持した背景には、管轄権が付与される国家と当該犯罪行為との間には何らかの「繋がり」が必ず必要であるという観点から、当該行為と何らの関係も有さない国家を含め「すべての」締約国に等しく管轄権を付与する絶対的普遍的管轄権は、多くの国家の国内法体系においてその受容が困難であり、ILC草案第2条の規定を維持したままでは各国による本条約の批准が望めないとの懸念が存在していたことが明らかとなった。つまりこの立場によれば、容疑者所在国は、「容疑者が自国領域内に所在する」という点を以て犯罪行為との間に繋がりを持っていると捉えられるのであり、犯罪に直接関係する国家を明確化し、そうした国家に一次的な管轄権を設定した上で、容疑者を漏れなく処罰するという条約の目的を達成するために、容疑者所在国に対しても補完的な管轄権を設定するというハーグ方式に基づく二元的構造を有する裁判管轄権が規定されるべきなのである。

## ②犯罪行為の性質に基づく反対

他方で、上記のような、裁判管轄権の規定方式という形式的な理由からではなく、国際的に保護される者に対する犯罪行為の性質を根拠としてILC



草案の管轄権規定に反対する立場がある。

例えばアルゼンチンは、ILC草案第2条第1項の文言（「当該行為が行われたのが自国の領域内であるか領域外であるかを問わず、自国の国内法により犯罪とする。」）は、ILCのコメンタリーにあるように、当該犯罪を海賊や奴隷取引と同じ範疇に位置付けようとするものであり、これを削除すべきと主張する。アルゼンチンによれば、国家は通常、領域内で行われた犯罪のみならず、自国に効果を及ぼす犯罪や、民間航空機やその管轄下にある他の場所において行われた犯罪に対しても管轄権を行使するため、この文言の削除は当該犯罪の不処罰を意味するわけではなく、草案第6条の規則（「引き渡すか訴追するか」）を厳格に適用すれば、容疑者が不処罰となる事態は生じ得ないし、管轄権の競合も避けられるのである<sup>53</sup>。

また、「制限的な」普遍的管轄権が設定されているハーグ条約の対象犯罪であるハイジャック行為と、外交官等に対する犯罪行為を比較した上で、後者の犯罪の性質に鑑み、ILC草案が規定する絶対的普遍的管轄権に懸念を表する見解も見出される。このうちニュージーランドは、当該犯罪を絶対的普遍的管轄権に服する犯罪と規定するILC草案第2条は、刑法の属地主義的範囲から逸脱するものであるとして、そうした逸脱が正当化されるかを考える上で、ハーグ条約と本条約との相違について検討しなければならないとする。ハイジャック犯罪は複数の国家を含んでいることから、例外的な管轄権規則が明確に必要であるのに対し、外交官に対する攻撃においては、行為者は、あるときは永久に、あるときは外交官等の解放交渉が成立するまで、攻撃が行われた領域内に留まることが多いことから、ILC草案のように、外交官等に対する犯罪に対し普遍的管轄権を設定する必要があるか、ハーグ条約にあるように、もっと制限された域外管轄権で十分かについては議論の余地があるとする<sup>54</sup>。

また、これよりも一層ハイジャック行為との相違を明確に捉える立場としてフランスは、当該条約の違反行為そのものがそもそも国際的な性質のものではなく、またそうした犯罪の行為者が外国の領域内で発見されることは例外的であるから、

航空機ハイジャックの場合のように刑法の基本原則である属地主義の例外を規定する理由は殆どないと主張する。更に、証拠の観点からのみならず、より一般的に司法の十分な運営という観点から、ハイジャック行為の場合と比して、当該犯罪に関しては、犯罪行為地国以外の国家の裁判所は判決を基づかせるのに必要な証拠・情報をそれほど得られないのであり、普遍的管轄権の設定が保障される状況を決定するのは非常に困難であるとする<sup>55</sup>。更にフランスは、普遍的管轄権や准普遍的管轄権の設定は例外的に重大な犯罪に対してのみ可能であり、ILC草案第2条第1項に規定されている犯罪はそれには当たらないとも主張する<sup>56</sup>。

以上から、これらの見解は、本条約の対象犯罪の性質に着目した上で、絶対的普遍的管轄権の設定の是非について論ずる立場であると言える。つまり、容疑者の逃亡可能性の低さなどのゆえに犯罪行為の国際的な広がりが見られず、更に絶対的ないし制限的普遍的管轄権の設定が必要とされるほどの例外的な重大性も見出されないとし、当該犯罪行為の有する性質そのものを根拠として、そもそも当該犯罪は絶対的普遍的管轄権に服する犯罪とは捉えられないとの理由からILC草案第2条に反対する立場である。

### ③属地主義の徹底に基づく反対

ILC草案に規定された裁判管轄権に関し、少数ではあるが、管轄権の行使を専ら伝統的な管轄権行使原則である属地主義に基づかせるべきであるとの理由から、これに異議を呈する立場もある。

このうちチリは、犯罪の訴追は領域国の排他的管轄権に服すべきであり、領域国は、容疑者が自国領域内にいない場合には、その引渡しを自由に求めることができるとして、ILC草案第2条第1項、同条第3項に加え、第6条の削除も主張する<sup>57</sup>。特に、刑法の属地主義的適用の規則に関して根本的な変化を要するILC草案第2条第1項の「当該行為が行われたのが自国の領域内であるか領域外であるかを問わず、自国の国内法により犯罪とする。」という文言に疑問を呈し、すべての国家の利益は自国による属地的権能の適切な行使により保護され、さらに二国間の引渡し協定により十分に補完



され得るとする<sup>58</sup>。同様の見解としてキューバは、ILC草案第2条第1項の同文言に関し、果たして多くの国家が、本質的な刑法規定と、刑法の領域的適用に関する規則の双方に影響を与える変化を受容するかは疑問であるとする<sup>59</sup>。モロッコは、ILC草案第2条第1項において、各締約国に対し、自国領域外で行われた犯罪を国内法のもとで違反行為とすることを義務付けている点について、これは属地主義の原則に反すると指摘する<sup>60</sup>。

これらの見解は、管轄権行使の原則を厳密に属地主義に基づかせるべきとの立場に立ち、そこからの逸脱を認めないとする考えから、ILC草案における裁判管轄権規定に反対するものである。また、属地的管轄権に加え、属人的管轄権と保護主義に基づく管轄権を規定しているという点から、国際刑事法の基本原則を無視するものであるとして日本修正案を批判するチェコスロヴァキアの見解も、これらと同じ立場に立つものと言える<sup>61</sup>。

## （2）ILC草案第2条を支持する立場

国連総会第27会期、第28会期を通し、ILC草案の裁判管轄権規定を支持した国家は非常に少数であった。このうち第27会期においてオーストラリアは、ILCが国際共同体全体の直接的な関心事である当該犯罪に対し普遍的管轄権を規定したことを、賢明な決定であると評価している<sup>62</sup>。ギリシャは、ILC草案は外交官に対する攻撃に関してすべての国家が管轄権を行使する機会を正しく規定しており、外交官に対する攻撃を国際犯罪と認識し、それらに対し普遍的管轄権を設定することは真の進歩を形成すると述べている<sup>63</sup>。

また、第28会期においてILC草案第2条が規定する絶対的普遍的管轄権を明確に支持したのはソ連である。ソ連によれば、国際的に保護される者に対する殺人、誘拐といった犯罪は、一国の利益の侵害と捉えられるべきではなく、それらは2又はそれ以上の国家間の関係にダメージを与え、緊張をもたらすものである。ILCの立場は、条約が対象とする犯罪の性質を考慮に入れているという点で正当化されるのであり、従って日本修正案において規定されたより制限的な管轄権よりも、ILC草案に規定された管轄権の普遍主義原則の方が望

ましいのは明らかであると主張する<sup>64</sup>。このほか、日本修正案はILC草案の管轄権範囲を過度に制限するものであるとの理由からこれを支持しないとした国家として、ブラジル、パキスタン、ウクライナなどがある<sup>65</sup>。

## 5. おわりに

本稿では、国連主導のもと作成された最初のテロ防止関連条約である国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の起草に際し、当初ILC草案では、すべての締約国に対し等しく裁判管轄権を設定する「絶対的な」普遍的管轄権が規定されていたものの、国連総会第六委員会における議論の結果、最終的にはハーグ条約と同じく、犯罪に対する直接的関係国と容疑者所在国とに分けて裁判管轄権を設定するという二元的構造を有する管轄権規定が採用されるに至った過程に焦点を当て、一次資料の分析・検討を行った。

草案を作成したILCは、犯罪の容疑者に「逃げ場」を与えることを阻止し、それを漏れなく訴追することを条約の第一の目的として掲げ、その目的の達成のために、当該犯罪を「国際社会全体に対する犯罪」と位置付け、海賊行為などと同じ管轄権の基盤を構築することを試み、「絶対的な」普遍的管轄権を設定した。これに対し、ILC草案を検討した国連総会第六委員会で大勢を占めたのは、こうした管轄権設定方式に反対し、管轄権規定をハーグ条約と同様の構造に基づくものに戻そうとする各国の見解であった。これまでの先行研究からは、ILC草案の管轄権規定に対する様々な反対意見の概要が明確化されなかったが、国連総会第六委員会などの一次資料に基づき検証した結果、それらの反対意見は、第一に裁判管轄権の規定方式、第二に条約が対象とする当該犯罪の性質という二つの側面から絶対的普遍的管轄権の設定を否定するものであることが明らかとなった。

このうち第一の立場は、裁判管轄権が付与される国家と犯罪行為との間には何らかの「繋がり」が必ず必要であるとの観点から、すべての締約国に等しく管轄権を付与し、その設定を義務付けるというILC草案の管轄権規定方式は、多くの国家

の国内法体系上、受容が困難であるとして、これに異議を唱える立場である。起草過程において大勢を占めたこの立場は、修正案を提出した日本政府の意図と趣旨を同じくするものであり、その背景には、既に多くの批准国を有するハーグ条約の管轄権規定方式に則った裁判管轄権を設定することにより、各国の国内法体系に受容され易い、より多くの批准国を得られるような実効的な条約を作成することを重視しようとする当該条約の起草過程における各国代表の思惑が見出される。換言すれば、管轄権行使を専ら属地主義に基づかせるべきとするチリなどの立場ほど徹底したものではないものの、各国は、基本的には刑事管轄権の行使は属地主義に基づくものであるという認識を有しており、他方で容疑者の確実な訴追という条約の目的を達成するためには、そこからの逸脱が必要であるとしている。更に、各国家の国内法体系においてどこまでの逸脱が許容され得るかという点に関しては、あくまでも管轄権行使国と犯罪行為との間の「繋がり」が必ず必要であるとして、既に多くの国家による批准を得ているハーグ条約における管轄権規定を超える逸脱、即ち絶対的普遍的管轄権の設定は困難であるとの現実的な認識を各国は有していたのである。これは、ハーグ条約の起草の際に、犯罪行為に対する直接関係国と容疑者所在国に分けて裁判管轄権を設定するという、二元的構造に基づく管轄権規定を提案したスペインや、実際にハーグ条約を起草したICAOによる主張にも明確に表れている。特に「絶対的な」普遍的管轄権がたとえ許容的なものであっても依然として諸国家はそれを受け入れる準備ができていないというICAOの主張には、この時点では、条約上の管轄権規定として各国が受容し得るほどに、「絶対的な」普遍的管轄権の概念が国際社会において十分に成熟していなかったことが示されているとも言える。

これに対して第二の立場は、外交官等に対する犯罪行為は海賊行為などと同じ範疇に位置付けられるものではなく、さらに普遍的管轄権に服するほどに例外的に重大な犯罪ではないとして、こうした当該犯罪自体の性質に鑑み本条約において「絶対的な」普遍的管轄権が設定されることに疑問を

呈する立場である。更にこの立場においては、当該犯罪が、ハーグ条約が規制対象とするハイジャック行為とは異なり、裁判のための証拠・情報の収集が可能な範囲や、容疑者の逃亡可能性の低さといった点から、基本的に犯罪行為地からの広がりが見られず、犯罪行為地内において完結する可能性の高い犯罪であるとする見解も見出される。つまりハーグ条約の対象犯罪と比較した場合、当該条約の対象犯罪は、その訴追の確保において、ハーグ条約において規定された「制限的な」普遍的管轄権よりも更に管轄権の設定範囲を拡大した「絶対的な」普遍的管轄権の設定を必要とする性質を有するものとは到底捉えられないのであり、そうした点から「絶対的な」普遍的管轄権の設定に反対していると言える。また、この第二の立場も、刑事管轄権の行使が基本的には属地主義に基づくべきものであるという認識を有している点では第一の立場と共通しているが、裁判管轄権の規定方式という観点から絶対的普遍的管轄権の設定に反対する第一の立場は、訴追の確保の必要性和国内法体系における受容可能性を、属地主義からの逸脱が許容される基準として位置付けているのに対し、第二の立場は、犯罪行為の有する性質を属地主義からの逸脱が許容される基準と捉えていると言える。

以上から、絶対的普遍的管轄権の設定が実現をみなかった理由は、より多くの国家による批准を得るべく、各国の国内法体系上容易に受容され得る管轄権を規定することを念頭に、犯罪行為と何らの繋がりも有さない国々を含む「すべての」締約国に対し等しく管轄権を付与するというILC草案の管轄権規定方式に対する躊躇だけではなく、外交官等に対する犯罪が、そもそも「絶対的な」普遍的管轄権の設定を必要とするほどの重大性や国際性を有していないという当該行為の性質にも求められるのであり、こうした複合的な理由から、当該条約における絶対的普遍的管轄権の設定が退けられ、ハーグ方式に基づく二元的な構造を有する裁判管轄権が設定されるに至ったことが明らかとなった。

上記を踏まえ最後に、条約の保護法益とその管轄権規定の構造との関係について問題提起をする

ことと致したい。当該条約の草案を作成したILCは、国際的に保護される者に対する攻撃を国際秩序を害するものであると捉え、これを国際社会全体に対する犯罪と位置付けた。また起草過程において、ILC草案が設定した絶対的普遍的管轄権を支持する立場に立っていたソ連は、国際的に保護される者に対する攻撃は、一国の利益の侵害と捉えられるべきではなく、2又はそれ以上の国家間関係にダメージを与えるものであると指摘していた。他方で、ILC草案が提案した絶対的普遍的管轄権に異議を唱え、ハーグ方式に基づく修正案を提案した日本政府も、外交官等に対する犯罪行為が、単に外交官個人の身体・自由を侵害するのみならず、外交メカニズムないし国家間の基本的交流の円滑化という国際法益をも侵害する行為であるとしていたことは既述のとおりである。つまり、条約の起草過程において、国際的に保護される者に対する攻撃により侵害される法益、つまり当該条約により保護される法益は、外交官等の円滑な活動によって保障される一国の利益を超えた国際法益であるという点で、草案の起草者たるILCおよびその検討を行った諸国の考えは基本的に一致していたと言える。しかしながら、条約の保護法益の性質に対する認識では一致していたものの、ILCと日本政府は違反者の訴追に関しそれぞれ異なる裁判管轄権の設定を主張したのであり、結果的にはILCが提案した絶対的普遍的管轄権は退けられ、日本政府が修正案として提起したハーグ方式に基づく二元的構造を有する裁判管轄権規定が採用された。

こうした点から、条約により保護される法益と、条約の管轄権規定の構造とは必ずしも関連を有さないことが明らかとなる。つまり、条約の保護法益が特定の個別国家の法益ではなく、各国家に共通する国際的な法益という性質を有すると認識されていたとしても、そうした法益が侵害された際に、容疑者の訴追に対し全ての締約国が同じ利益を有する、即ち全ての締約国に対し等しく管轄権が付与される絶対的普遍的管轄権が設定されるべきとは必ずしも捉えられていない。日本修正案を支持した多くの国家は、締約国のうち、犯罪に対する直接的な関係国を、訴追に関し一次的な利益

を有する国家とし、容疑者所在国を訴追に関し二次的な利益を有する国家と捉えていたのであり、結果的に成立した現行条約においては、容疑者の訴追に関し各締約国が有する利益は分化しているのである。即ち、条約の管轄権規定の構造は必ずしも条約の保護法益の概念から導き出されるものとは言えず、むしろ両者は乖離しているとも捉えられるが、これは、他のテロリズム行為により侵害される法益の性質や、絶対的普遍的管轄権が設定されている海賊行為などにより侵害される法益の性質との相違といった論点にも連なるものであり、この点に関する検討は今後の課題と致したい。

<sup>39</sup> 総会決議2926は、各国、各国際機関、関連する政府間組織に対し、できる限り早くILC草案に対するコメントを提出するように求めると共に、国連総会第28会期における草案の検討を迅速にすべく、国連事務総長に対し、提出されたコメントを回覧するように求めている。

<sup>40</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.80, 1413<sup>th</sup> meeting, para22.

<sup>41</sup> *Ibid.*, p.78, 1412<sup>th</sup> meeting, para53.

<sup>42</sup> ハーグ条約の管轄権規定の起草過程に関しては、拙稿「テロリズム防止関連条約における『引き渡すか訴追するか』原則の成立—『航空機の不法奪取の防止に関するハーグ条約』の管轄権規定の起草過程をめぐって—」『国際関係研究』第32巻第1号（2011年）参照。

<sup>43</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, pp.74-75, 1412<sup>th</sup> meeting, para21.; UN General Assembly, A/9127 (28 August 1973), *Comments and Observations on the Draft Articles prepared by the International Law Commission on the Preventions and Punishment of Crimes against Diplomatic Agents and Other Internationally Protected Persons, Report of the Secretary-General* (以下UN General Assembly, A/9127), pp.43-46.

<sup>44</sup> カナダ *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.77, 1412<sup>th</sup> meeting, para41.; ウガンダ同p.81, 1413<sup>th</sup> meeting, para25.; 西独同p.83, 1413<sup>th</sup> meeting, para53.; ベルギー同p.98, 1416<sup>th</sup> meeting, para24.; ガーナ同p.139, 1424<sup>th</sup> meeting, para68.; インド同p.140, 1424<sup>th</sup> meeting, para72.; スウェーデン同p.207, 1435<sup>th</sup> meeting, para32.; レバノンUN General Assembly, A/9127, p.31.; ノルウェー同p.38.

<sup>45</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.207, 1435<sup>th</sup> meeting, para32. このスウェーデンによる発言を支持する立場から、イタリアは、より多くの国家が条約草案を全体として受容できるという点で日本修正案を支持するとしている。同p.207, 1435<sup>th</sup> meeting, para33.

<sup>46</sup> UN General Assembly, A/9127, p.58. 同様に国内法との



- 関係から日本修正案を支持する立場としてカナダは、ILC草案第2条第1項に規定された「締約国は、・・・当該行為が行われたのが自国の領域内であるか領域外であるかを問わず、自国の国内法により犯罪とする。」という文言は国内法を修正する必要を生じさせるため、ハーグ条約の文言を維持するのがよいと主張している。*Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.77, 1412<sup>th</sup> meeting, para41.
- <sup>47</sup> *Ibid.*, p.98, 1416<sup>th</sup> meeting, para30.
- <sup>48</sup> *Ibid.*, p.81, 1413<sup>th</sup> meeting, para32.
- <sup>49</sup> UN General Assembly, A/9127, p.72. 当時、ハーグ条約は80ヶ国により署名、52ヶ国により批准されており、モントリオール条約は51ヶ国により署名、26ヶ国により批准されていた。
- <sup>50</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.82, 1413<sup>th</sup> meeting, para43.; 同p.140, 1424<sup>th</sup> meeting, paras70-71.
- <sup>51</sup> UN General Assembly, A/9127, p.58.
- <sup>52</sup> オマーンは、犯罪と管轄権を有する国家の間には何らかのリンクが必要であるとの理由から、ハーグ条約に規定された管轄権はより良い方式を提示しているとする。*Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.82, 1413<sup>th</sup> meeting, para49. またフランスは、普遍的管轄権の設定が正当化される場合を定義することは非常に困難であるとして、裁判管轄権の設定を求められる国家と犯罪行為との間に結びつきがある場合について検討するほうがより効果的であると指摘する。同p.77, 1412<sup>th</sup> meeting, para38.; UN General Assembly, A/9127, p.21.
- <sup>53</sup> A/C.6/SR.1308-1393, *Official Records of the General Assembly, Twenty-Seventh Session, Sixth Committee, Legal Questions, Summary Records of Meetings, 20 September-12 December 1972*, United Nations, New York, 1974 (以下, *Official Records of the General Assembly, 27<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*), p.54, 1321<sup>st</sup> meeting, para7.; *Official Records of the General Assembly, Twenty-Seventh Session, Annexes, agenda item 85, document A/8892* (以下, UN General Assembly, A/8892), para165. アルゼンチンは、同様の理由から ILC 草案第2条第3項も不要であるとする。
- <sup>54</sup> *Official Records of the General Assembly, 27<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.72, 1323<sup>rd</sup> meeting, paras33-34.
- <sup>55</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.77, 1412<sup>th</sup> meeting, para38.; UN General Assembly, A/9127, p.21.
- <sup>56</sup> *Official Records of the General Assembly, 27<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.66, 1322<sup>nd</sup> meeting, para42.; UN General Assembly, A/8892, para165.
- <sup>57</sup> *Official Records of the General Assembly, 27<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, pp.101-102, 1327<sup>th</sup> meeting, para35.; UN General Assembly A/8892, para137.
- <sup>58</sup> *Official Records of the General Assembly, 27<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.62, 1322<sup>nd</sup> meeting, para13.; UN General Assembly A/8892, para166.
- <sup>59</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.74, 1412<sup>th</sup> meeting, para15.
- <sup>60</sup> UN General Assembly, A/9127, pp.32-33.
- <sup>61</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.82, 1413<sup>th</sup> meeting, para37.
- <sup>62</sup> *Official Records of the General Assembly, 27<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.46, 1319<sup>th</sup> meeting, para9.
- <sup>63</sup> *Ibid.*, p.48, 1320<sup>th</sup> meeting, paras10-11.; UN General Assembly A/8892, para139.
- <sup>64</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.140, 1424<sup>th</sup> meeting, para74. その他に ILC 草案における普遍的管轄権の設定を支持する立場としてイスラエルがある。UN General Assembly, A/9127, p.27.
- <sup>65</sup> ブラジル *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.179, 1413<sup>th</sup> meeting, para7.; パキスタン同para58. ウクライナは、日本、オランダ、フィリピンによる共同修正案が ILC 草案第2条第1項の文言を削除することを提案したことに関し、条約の基本目的の1つである普遍的管轄権の原則を損なうことには同意できないと主張した。同p.99, 1416<sup>th</sup> meeting, para39.

# IL CODICE BARBARICINO と S'IMBIATU

—サルディニア法の国法外性と土着性—

石 渡 利 康

Toshiyasu ISHIWATARI. IL Codice Barbaricino and the Indigeniousness of Law in Sardinia. *Studies in International Relations* Vol. 33, No. 2, February 2013. pp. 15 – 21.

Sardinia in Sardu (Sardegna in Italian) is the second-largest island in the Mediterranean Sea after Sicily. The island is one of the five Italian autonomous regions. Its original inhabitants were an ancient pre-Roman culture. The population of the Island is approximately a 1.6 million. Sardinia is often said to be the island with no mafia. Why so? This question is dealt with by Giuseppe Arlatti in his book entitled *Perche non c'e la Mafia in Sardegna*. I am of the opinion that the reason why no mafia exists in Sardinia is connected with the existence of Il codice barbaricino (The code of barbaricino or Barbagia's code) and s'imbiatu (gift-sending) system. Il codice barbaricino is a behavioral code based on unwritten social rules common to a few provinces in central Sardinia or Barbagia. These two topics dealt with here are largely unknown not only in the West outside Italy, but also in Japan. The purpose of this paper is to examine the indigeniousness of these two archaic customary laws or rules with the aim to present a side of the deep-rooted legal mentality in Sardinian pastoral society, and to demonstrate how the customary laws have had more impact upon the lives of Sardinian pastoral people than the national laws. The study is done on the basis on analytical and critical method.

## 1. Ninna Nanna Malandrinedduからサルディニアの法社会へ

本研究は、カラブリアのンドランゲタの歌であるNinna Nanna Malandrinedduの源泉を音楽学(musicology)的に辿って行く過程で行き着いたサルディニアの法社会に関する興味を契機として発展させたものである。

## 2. 問題の所在

地中海でシチリアに次いで2番目に大きな島であるサルディニア島<sup>(1)</sup>は、イタリア共和国の5つの自治州(regione autonoma)の1つである。島の言語は、公用語としてはイタリア語であるが、島民はサルド語(Sardu)も話している。人口約160万人、放牧されている羊の数が人口の倍であるこの島には、イタリア全土のどこにでも存在するマフィアがないと云われている<sup>(2)</sup>。

全くマフィアが存在しないかどうかは疑問であ

るが、マフィアの活動を強く阻む社会的要因があるのは事実である。その社会的要因とは、国の法律を上回る、すなわち国法外性をもち土着性の強いIl codice barbaricino(バルバージャの掟)とs'imbiatu(贈答)という慣習の存在、それに、盗賊行為によって表象されるマスキュリニティーの称賛である。この3つが島民の固有の文化を形成し、外部マフィアの侵入を困難にしているというのが実情である。これらの社会的要因を生み出す背景は、島の中部山岳バルバージャ地方(Barbagia)で羊牧に携わる人々の生活形態である。

本小論は、これらの社会的要因とその背景を探求することによって、西欧世界と異なる地中海世界の中でもさらに特異な存在であるサルディニア社会のメンタリティーの一端を法的観点から探ろうとするものである<sup>(3)</sup>。研究手法は、事実の分析に価値評価を加味したものである。



### 3. サルディニア文化の積層性

サルディニアの先住人は、紀元前数千年ほど前にアジア・アルタイ高原に居住していた民族が移住してきた者であるとされる。移動の経路でもあったためか、オリエントの国々との交流が昔からあり、神殿等の遺蹟に文化交流の痕跡が残っている。紀元前227年、サルディニアは古代ローマ帝国によって属領化されるが、内陸部の羊の放牧を主産業とするバルバージャ地方の抵抗は力強く続いた。

やがて、サルディニアは7世紀半ばからアラブの脅威にさらされる。1297年からスペインのアラゴン王国の支配を受けたサルディニアは、今度は、1713年のユトレヒト条約によりオーストリアの下に置かれた。1718年、オーストリアはシチリアを手にする代わりに、サルディニアをサヴォイア家に譲った。サルディニアがイタリア王国の統一に含まれたのは、1861年のことであった。民族の起源、オリエントからの文化的影響、外国の支配と圧政とそれに対する反抗は、サルディニアの文化が非常に積層的であることを物語っているのである<sup>(4)</sup>。

### 4. バルバージャ地方の家父長制

サルディニアには、2つの文化圏が存在するといわれる。農耕を主たる産業とする平野部の文化圏と羊の牧畜によって生活を支えている内陸部の文化圏である。内陸部は山岳地帯であり、農耕には適していない。この山岳地帯は、バルバージャ地方とよばれる。サルディニアの最も古い文化を維持し、その歴史性を誇っているのはこのバルバージャ地方である<sup>(5)</sup>。

もともと、その歴史には狂暴のイメージが付きまわっている。サルド語での「野獣のバルバージャ」(barbagia de Brebi)という表現が、それを示している。Barbagiaという地名自体も、かつて古代ローマ軍がこの地を攻めたとき、羊の毛皮を身に纏った先住の人たちが勇猛に行動しローマ軍を撃退したので、barbaria(野蛮人)と名付けたことに由来している<sup>(6)</sup>。ヨーロッパの他の地域と違って、キリスト教の布教が本格的に始まったの

もかなり遅く6世紀になってからのことであった。もともと、キリスト教の伝播イコール文明化の証明であるという図式が成り立たないのは自明の理である。

山岳地帯であるバルバージャ地方は、それ自体1つの共同体社会を構成しているわけではない。厳しい山岳は交通の便を阻害し、村や集落はそれぞれ閉鎖的な固有の文化を保持してきた。言語も同じサルド語ながら1つ山を越えれば異なり、色彩豊かな民族衣裳も決して同一ではないといった状態である。

このため、孤立した村や集落が各々極めて強力な結束力をもつ固有の地域共同体社会を構成し、村人すなわち地域共同体の構成員に関わる事項は同時に地域共同体それ自体の事項であるといった精神状態を作り出している。しかし、羊の放牧地においては、同じ村の人の羊に牧草が食べられたりする危険があるので気を許すことはできないといった猜疑心もあるから、心の中は複雑である。

バルバージャ地方の人々の生活を規制しているのは、厳格過ぎるまでの家父長制の存在である。この間の事情を自伝的に余すことなく描いているのは、作家のガヴィーノ・レッダ(Gavino Ledda)が1975年に書いた*Padre Padrone. L'educazione di un pastore*である<sup>(7)</sup>。

父の命令は絶対服従で、逆らえば鉄拳制裁を受ける。こうして男子は10才頃になるまでに、一人前の羊飼いや、すなわち牧夫に成長させられる。羊は、冬の間は山里に集められるが、夏期の放牧は人離れた山岳地帯の牧草地で行なわれる。

### 5. 閉鎖された生活環境

羊飼いや、牧草地で閉鎖的な生活を送ることになる。男だけの、それも多くの場合一人に近い状態の孤独な世界である。雨を避けるだけの小屋に住み、日持ちのする硬いパンと羊乳、自作のチーズ、それに野生の果実だけの食事ですべてを生き、周囲に女性の姿は見当らない。女性は、妄想の中にだけ強く存在する。

羊乳と羊乳チーズという非常に精力のつく食物ばかり毎日口にして性欲にさいなまれる未婚者は、

村に戻ったときに町に行って買った売春婦との性行為を思い浮かべながら自慰と羊との獣姦を行なう<sup>(8)</sup>。獣姦は、一般的である。レッダは、二人の若者の会話を書いている。

「よう！ ジョンマリ、女の人とやるってどんな感じなんだ？ 教えてくれよ」(Be! Giommari, che gusto ci si prende a fare l'amore? Com'e?) 「うん、羊とは全く別で最高さ。なんたって、女の人には尻尾がないんだから」(Eh! Tutti'altra cosa e.E senza coda!)<sup>(9)</sup>。

既婚者は、週に一度は山里に帰り、欲望にくらまされ妻におどりかかる。鉄製のベッドがきしみ、壁にくっついているベッドの背も音にあわせて動き、踊り狂う。その音と喘ぎ声は外にまで聞こえ、まるでタランテッラ (tarantella) の踊り<sup>(10)</sup>のように猛烈であった、とレッダは上記の小説の中で書いている<sup>(11)</sup>。

家父長制の重圧、孤独、貧富の差、閉鎖された社会、抑圧された性。こうした中で、少年のレッダは、考える。山賊になるのもいい。しかし、憲兵に捕まるかもしれない。そんなのもう怖くなんかない。何をしたいか分からない。

レッダは、葛藤したが盗賊にはならなかった。しかし、誰でも盗賊になり得る社会的環境は、存在していたのである。

Il codice barbaricino や s'imbiatu という土着の法やルールが強い規範性をもって生きているのは、山岳バルバージャ地方のこうした人々の間である。

## 6. マスキュリニティーの表象としての盗賊行為 (banditismo)

Banditismo とは、何か。Banditismo は盗賊行為を意味する。しかし、本来は身代金目的の誘拐、家畜窃盗、恐喝、殺人等を包含する広義の概念である。そこには、マスキュリニティーが内包されている。富裕層を対象とした盗賊行為は、場合によっては義賊的に見られることも多い<sup>(12)</sup>。

20世紀半ばにシチリアで名を馳せた義賊サルヴァトーレ・ジュリアーノ (Salvatore Giuliano) に対する民衆の感情に共通するものが、サリディニアにも存在しているのである<sup>(13)</sup>。

サルディニアは、身代金を取る盗賊行為で知られている。といっても、島中で常に行なれている訳ではない。イタリアでは、誘拐などの凶悪犯罪が発生すると、「サルディニア人がやったに違いない」といわれることが多い。しかし、こうした種類の犯罪は、カラブリアのンドランゲタ ('Ndrangheta) やシチリアのコーザ・ノストラ (Cosa nostra)、つまりマフィアだっただけでなく、

サルディニアの盗賊行為を残忍性をもつとして世界に知らしめたのは、1992年富豪アガ・カーンの従弟にあたる当時7才の少年ファルク・カッサムが誘拐され、身代金を払うよう少年の左耳を切って両親に送り付けた事件である。少年の解放に関して誘拐犯と少年の家族との仲介に当たったのは、「サルディニアの盗賊」(bandito sardo) の別名をもつ大物盗賊のグラツィアーノ・メシナ (Graziano Mesina) であった<sup>(14)</sup>。

悪事に関しての仲介役が盗賊であるというのは、日本での「蛇の道は蛇」を思い起こさせる。古代のギリシャでも、*εγνω δε φωρ τε φωρα και λυκοζ λυζον* という諺があった。これは、「盗賊は盗賊のことをよく識っており、蛇は蛇のことをよく識っている」という意味だから、古今東西似たようなものである。グラツィアーノ・メシナが活躍する素地は十分あったのである。サルディニア人の名誉のために書いておけば、通常の旅行者が誘拐されることは滅多にない。また、盗賊行為が盛んだったのは主に前世紀までのことであった。

## 7. 家畜の窃盗 (abigeato)

牧羊を主産業とするバルバージャ地方で主として問題になるのは、家畜、特に羊の窃盗である。家畜の窃盗は、abigeato と呼ばれる。Abigeato には、家畜の窃盗行為と家畜の窃盗罪という法的概念の2つの使用がある。

バルバージャ地方における羊の窃盗は、牧羊とその基礎となる土地利用が深く関係している。イタリアがサルディニア王ヴィットリオ・エマヌエーレ2世 (Vittorio Emanuele II) 王国として国家統一されたのは、1861年のことである。そして、この前後には、土地改良法 (legge delle chiudende)

が施行された。

この法律によって、森林資源の有効利用のために放牧地や農地の総面積が減少し、羊飼いや農民の生活が困窮した。その結果、1868年土地の共有化を求める「要求運動ス・コヌットゥ」(Sa rivolta de Su Connuttu)がヌゴロ(Nugoro)市で発生した<sup>(15)</sup>。この運動が引き金となり山岳・農村地帯、特にオルゴゾロ(Orgosolo)で盗賊行為が多発したのである<sup>(16)</sup>。この事件は、シチリア生まれのヴィットリオ・デ・セータ(Vittorio de Seta)監督によって1961年、『オルゴゾロの盗賊たち』(Banditi a Orgosolo)として映画化されている。

「貪欲な人には、いつも何か不足している」(Semper avarus eget)という古代ローマ時代の格言がある。しかし、山岳地帯の羊飼いは初めから貪欲であるわけではない。むしろ格言とは反対で、不足しているから貪欲になる、といったほうが事情を正確に説明できる。窃盗行為は、不足感のもたらすものではなく、貧困と放牧民独特の倫理の存在の結果である。それでは、バルバージャ地方の独特の倫理とはどのようなものであろうか。

ところで、一口に羊飼いといっても、サルディニアでは3つの種類がある。第1は、土地改良法を巧く潜り抜けて、従来からの大きな土地をもつ地主である。彼らは、放牧を自ら行なう場合もあるかも知れないが、それよりは土地を他人に貸すことによって報酬を得る富裕層であり、その数はさして多くはない。第2は、主として羊のみを所有し、放牧は共同放牧地や私有地を借りて放牧を行なう羊飼いである。第3は、土地も羊ももたず、労働力だけを提供する羊飼いである<sup>(17)</sup>。

第1の場合を別にすれば、羊飼いにとって、羊は財産そのものである。限定された生活条件の中で生きていくには、羊の数を増やさざるを得ない。通常の社会での「窃盗は悪である」という倫理観は、一元的に通用しない。他の共同体社会に属する「持てる者」から羊を奪うことは容認される、といった特有の感情と倫理観が根底にあって家畜の窃盗が起こるのである<sup>(18)</sup>。

## 8. S'imbiatuの規約性

「家畜の窃盗は容認される」といった倫理観があったとしても、家畜の窃盗が頻発すれば紛争が発生し最悪の場合には殺人にまで到る。そこで、当該地域社会共同体内および社会共同体相互間でのそうした紛争を回避するために、何らかのマシナリーがなければ社会は破滅する。そうしたマシナリーには、深刻な結果の発生を防ぐ予防的行為と実際に事態が発生した時に処置をする強行方策が考えられる。

S'imbiatuは、いってみれば予防的行為に属するものである。この語は、サルド語のimbiare(贈る)の名詞形で、「贈り物をする事」、「贈与」を意味する<sup>(19)</sup>。イタリア語ではdono, フランス語ではdon, 英語にすればgift-sendingとなる。

S'imbiatuは、親類縁者、関係者間での食物の贈り物の遣り取りの習慣であるが、経済的に意味をもつだけではない。そこには、社会的、宗教的、法的といった様々な要素が混じり合っている一種の「総合的社会事実」(fatto sociale totale)が存在しているのである<sup>(20)</sup>。

誕生日祝い、恋人間のヴァレンタイン・デイのプレゼントを別にすれば、シチリアでの特殊な組織での贈答・返礼の他にはこうしたタイプの贈り物を遣り取りする習慣はヨーロッパでは現在あまり見当たらない<sup>(21)</sup>。しかし、日本での季節の贈答やお裾分けの習慣に似たところがあるので、私たちに理解しやすい行為かもしれない。

サルディニアにおけるs'imbiatuは、「semus」(仲間である)あるいは「no semus」(仲間でない)といった感情の表象的行為である<sup>(22)</sup>。明白なのは、s'imbiatuが仲間であるという感情を生み出すと同時に、仲間意識がs'imbiatuをさらに強め慣習性を作り出しているということである。両者の間には「存在・所属」の補強的性格が認められる<sup>(23)</sup>。

S'imbiatuは、仲間意識をもつ間での家畜の窃盗を躊躇させる効果をもつと同時に、何らかの補填的行為を執ることによって紛争を鎮圧させる心理的作用をもっていると考えられるのである<sup>(24)</sup>。さらに、s'imbiatuの相手の決定が多くの場合妻に任されているので、社会における女性の決定権が強



まるという副次的効果をも無視できない<sup>(25)</sup>。

## 9. Il codice barbaricino の法的性格

Il codice barbaricino は、「バルバージャの掟」を意味する。Il codice della vendetta barbaricina という場合も同じように使用される。これは、「バルバージャの復讐の掟」である。呼称が違うだけで、全く同じ内容の掟である。

以下は、バルバージャの掟の拙訳である。原文は、Antonio Pigliaru: *Il codice della vendetta barbaricina*, Il Maestrale, 2006 によっている<sup>(26)</sup>。

### [1. 一般原則]

- 1) 侵害は、復讐されなければならない。より高度の道義的理由のために復讐を諦める者は、生涯をかけて男らしさを証明しない限り、名誉の人ではない。
- 2) 復讐の法は、地域社会共同体内で働き働く全ての者に適用される。
- 3) 個人に対すると集団に対するとを問わず、また特定の個人あるいは特定社会集団に対して直接的であれ間接的であれ意図的になされた侵害は、復讐の対象となる。
- 4) 地域社会共同体の枠内で働き働かざる者も、侵害とみなされない事実のために復讐の咎を受けることはない。  
いかなる者も、それがいつどこで発生したかを聞かされないならば侵害の責任を負うことはない。侵害されたと主張する者は、それに答える道義的責任がある。
- 5) 侵害に対する責任は、侵害行為が特定の個人によってなされたかあるいは組織された集団によってなされたかによって、個人的であり得るしあるいは集団的でもあり得る。  
自然の結合を基礎にするにせよあるいは社会的関係の存在に従って構成されたにせよ、当該集団は、集団のメンバーの主導によって起こされた侵害に対して責任を負わなければならない。
- 6) 客の状態にある者の責任は、個人的なものに限定される。

- 7) 復讐は、あらゆる可能性を考慮して侵害が明白である場合にのみなされ得る。
- 8) 侵害は、次の場合に消滅する。
  - a) 咎められるべき者が自己の責任を誠実に認め、侵害された者の求める賠償あるいは仲裁機関の定めた賠償を支払ったとき。
  - b) 咎められるべき者が緊急状態、過失、偶発的出来事あるいは他人によって強制され侵害行為を行なったとき。この場合には、こうした行為を行なった者が侵害に対して責任を負う。
- 9) 復讐の掟の適用は、自由であるために誓いの試練に従うことを要求する者には停止される。

この場合、「自分は、侵害を行わず、侵害を見ず、何人とも相談していない。また、侵害を行なった者を知らず、見ず、相談した者を知らない」との文言をもって誓いをたてなければならない。

- 10) 8) の規定を不正に行う場合は、加重情状を構成する。

### [2. 侮辱加害行為]

- 11) 他人の名誉と尊厳を侵害することが予見される行為は、侮辱加害行為とされる。
- 12) 世襲財産の損害は、復讐の十分な理由を構成しない。
- 13) 加害状況は、客観的でもあるいは主観的でもあり得る。
- 14) 家畜の窃盗、羊乳の窃盗、馬の脚に対する損傷、家畜の虐待、放火、限度を越えた行為は、復讐の理由を構成する。
- 15) 14) に規定した復讐行為が複数によってなされた場合は、特別の規定が適用される。(詳細省略)
- 16) 上記以外の復讐相当行為の列挙。(省略)
- 17) 加害的性格の行為は、完遂されなくても加害行為を構成する。

### [3. 復讐の方法]

- 18) 復讐は、加害行為に対して比例的でなければならない。
- 19) 加害行為とみなされるあらゆる行為は、復讐の規範的方法の対象となる。

- 20) 司法当局への訴えも、場合によっては復讐の手段となり得る。
- 21) 復讐の実行においては、最悪の場合血の復讐を排除するものではない。
- 22) 復讐は、合理的期間内に実行されなければならない。
- 23) 復讐行為は、新たな復讐行為の原因となることがある。

バルバージャの掟は、専ら牧羊を生業とする彼らの生活空間において適用性を持ち、その限りにおいて「国法外性」をもち国家の法律を上回るものである。しかし、20) が規定しているように司法当局へ訴えることによって復讐を行うことも排除してはいない。しかし、「マフィアの十戒」(decalogo)をもつシチリアのコーザ・ノストラと、同様、サルディニアの牧羊社会は「自律性」に富み、自分たちの事項は自分たちで片をつけることを好む傾向にある。

## 10. 内界と外界一次の研究課題一

サルディニアの牧羊社会には、ここでは扱わなかった、村落=内界、放牧地=外界という行動空間概念が存在する。西欧世界とかなり異なる南地中海世界の中でも、サルディニアは一種の異界を構成している。

面白いことに、そこから2500キロメートルも離れた北欧はデンマークの内政自治地域で牧羊を産業の1つとするフェルヤル諸島 (Føroyar) にも、uttangarðs (石垣の外側) =外界と、外界で得た労働の果実を持ち寄り経済的社会生活を営むそれ自体完結した内的世界、すなわち内界の区別がある。これら牧羊と関係する2つの社会の相似概念の比較検討は、次の研究課題となる<sup>(27)</sup>。

### 註

- (1) 島名は、島の固有言語であるサルド語 (Sardu) ではサルディニア (Sardinia)、イタリア語ではサルデーニャ (Sardegna) である。もともと、サルド語の標準表記はないに等しく、

SardinnaあるいはSardinniaと書く場合もある。

- (2) Newsweek Japan.2008-02-27日号 (Fujisan.co.jp), 「重病国家イタリア」より引用。
- (3) 地中海世界のメンタリティーに関しては、拙文「Cavarellia RusticanaとGod-father Part III –シチリアの価値体系における「名誉」と「恥」(Expressions. No.4,2008), 「Mi votu e mi rivotuとNinna Nanna malandrineddu –南伊カラブリアにおける「仁」と「義」(『国際関係研究』第30巻第1号, 平成21年), 「南イタリアに見る「生」と「死」の原風景 – 名誉, 恥, 復讐 –」(『国際関係研究』第31巻1号, 平成22年) などがある。
- (4) サルディニアの歴史と地理に関しては, Facaros, Dana & Paulus, Michael: *Sardinia*, New Holland Publishers, 2006, を全般的に参照。
- (5) 陣内秀信, 柳瀬有志『地中海の聖なる島サルデーニャ』, 山川出版社, 2004年, p.86.
- (6) 陣内秀信, 柳瀬有志, 前掲書, 2004年, p.97.
- (7) Gavino leddaは, 家父長制を信奉して羊飼いに学問は不要であるとする父親によって小学校を中退させられ, 公用語であるイタリア語も満足に喋れない状態で羊飼いとして働かされた。しかし, 軍隊に入って読み書きを習得し, 中卒, 高卒の資格を取得し, ローマ大学で言語学を学び32才で卒業した。その後, 大学講師になり, 自己の体験を書いたこの小説で作家としてデビューした努力の人である。小説に基づいて, 同名の映画が1975年に制作された。この映画は, 第30回カンヌ国際映画祭グランプリ・国際批評家賞を受賞している。*Padre, Padrino. L'educazione di un pastore*. B.C. Dalai editore, 1975には, 邦訳として『父パードレ・パドローネある羊飼いの教育』(竹内博英訳), 朝日新聞社, 1995年がある。
- (8) Ledda, Gavino: *op.cit.*, 1975, pp.82-83.
- (9) Ledda, Gavino: *op.cit.*, 1975, p.87.
- (10) 「タランテッラの踊り」, すなわち「毒蜘蛛の踊り」については, 拙文「タランテッラのシンボルイズム」, 『国際文化表現学会会報』Vol.32 2010, No.1, pp.1-3.



- (11) Ledda, Gavino: *op. cit.*, 1975, pp.83-84.
- (12) 盗賊の義賊性に関しては, Pigliaru, Antonio: *Il Banditismo in Sardegna: La vendetta barbaricina come ordinamento giuridico*. Giuffrè, 1970. が詳しい。
- (13) Salvatore Guiliano に関しては, 拙稿: 「シチリアの晩禱と『シシリーの黒い霧』－義賊サルヴァトーレ・ジュリアーノの心象現象－」, 『国際文化表現研究』, 第6号, 平成22年。
- (14) メシナに関しては, 1969年にカルロ・リッツァーニ (Carlo Lizzani) 監督が『バルバージャ』(Barbagia) を制作している。主演は, テレンス・ヒル (Terence Hill) である。
- (15) Sirigu, Paolo: *Il codice barbaricino*. Giuffrè, 2007, p.12.
- (16) Moss, David: “Bandits and Boundaries in Sardinia”. *Man*. Vol.14, No.3, 1979. pp.477-496.
- (17) 井本恭子: 「バルバージャの家畜窃盗について」, 大阪外国語大学論集10号, 1993年, pp.206-207.
- (18) 井本恭子: 前掲論文, 1993年, pp.201-203.
- (19) S'imbiatu は su imbiatu だが, 男性名詞用定冠詞の su と imbiatu で母音が重なるので, s'imbiatu となる。地方によっては, sa mandada, sa manadharza などの語も使われる。元々は, 食物を贈ることを意味している。
- (20) Zene, Cosimo: “Dono e vendetta nella Sardegna centrale”, = *LARES, Rivista quadrimestrale di studi demotonoantropologici*. Settembre-Dicembre 2005. p.687.
- (21) Mauss, Marcel: “L'essai sur le don”. *Sociologie et Anthropologie*, PUF.1966.; Mauss, Marcel: *Gift: The Form and Reason for Exchange in Archaic Societies*. W.W.Norton & Co.Inc.2000. さらに, 丹野正: 「シェアリング, 贈与, 交換－共同体親交関係, 社会」, 『弘前大学大学院地域社会科学研究年報』1号, 2006年。を全般的に参照。
- (22) Semus はサルド語助動詞 essere の直説法, 現在, 複数形で, no は否定詞。
- (23) Zene, Cosimo: *op. cit.*, *Lares*, 2005, pp.687-688.
- (24) バルバージャの人々に見られるこうした心理状況に関する詳細な先行研究は, 筆者の知る限りにおいて未だ存在していない。研究の深化が筆者にとっての今後の課題である。
- (25) 南イタリアにおける特殊性をもった社会での女性の地位と役割については, Magrini, Tullia (ed.): *Music and Gender. Perceptions from the Mediterranean*. The University of Chicago Press, 2003.
- (26) 原文は, 全部を訳出するには頁数との関係でかなり詳細過ぎるところがある。従って, 本稿では最も重要であると思われる部分のみを訳出した。
- (27) 石渡利康 「フェルヤル島伝承「スネアビョドゥン」と「外界」概念」, 『国際関係研究』, 国際文化編第12号第1号, 平成3年。

## 欧米女性が見た明治期の日本： 日本女性観を中心に

梅 本 順 子

Junko UMEMOTO. Under Western Female Eyes: Images of Japanese Women in the Meiji Period. *Studies in International Relations* Vol. 33, No. 2. February 2013. pp. 23 – 33.

After the Meiji Restoration the number of Western women visiting Japan increased. Some were missionaries and educators invited by the Japanese government, others accompanied family members on visits to Japan. In this article I discuss the works of three such women: Julia D. Carrothers, a missionary's wife; Alice M. Bacon, the teacher invited by Umeko Tsuda; and Isabella L. Bird, the adventurous traveler. Their impressions on a variety of Japanese women were recorded in the books they wrote, and they held similar opinions on topics such as marriage, home, children, education and male-female relationships. Occasionally, all three appear prejudiced due to a confidence in Western civilization. But their writings also show that they began to question the assumption that to civilize means to impose an Anglo-Christian culture on those they encountered.

### はじめに

欧米人にとって未知の国であった日本は、ペリーによる開国からわずか15年足らずで、明治という新しい体制のもと近代化に邁進していた。欧米の来訪者は着実に増えてきたが、明治中期までに来日する女性という、外交官の妻、キリスト教伝道局による派遣の宣教師、あるいはその妻という肩書を持った人々に限られたといっても過言ではない。そうでなければ、強い目的意識を持って来日したごく少数の人々であった。よって、そのような西欧女性が残した日本論には、男性のものとは異なる視点からのものが含まれているのではないだろうか。とくに、その時代に来日した女性だからこそ観察できたことがあるだろう。

本稿では、明治初年から中期にかけて来日し、女性の視点から日本社会を見つめた欧米の三女性による日本論を概観する。三人は、来日理由をはじめ、国籍、年齢、また滞在期間など異なるが、彼女らの父親は全員キリスト教の牧師であり、そのうちの一人は夫も宣教師であった。その三人とは来日順に、ジュリア・カロザース (Julia D. Carrothers, 1845 – 1914, これ以降は夫と区別す

るためにジュリアとする)、イサベラ・L・バード (Isabella L. Bird, 1831 – 1904, 1回目の来日後結婚したため、ビショップ夫人を名乗ることがあるが、これ以降はバードとする)、そしてアリス・ベーコン (Alice M. Bacon, 1858 – 1918, これ以降はベーコンとする) である。ジュリアとベーコンはアメリカ人、バードは英国人である。

来日理由は、ジュリアは宣教師の夫の赴任に同行したものの、あとの二人は自分の意思での来日だった。旅行家としてのバードは日本各地の探訪のため、ベーコンは日本の女子教育のために旧知の津田梅子や大山 (山川) 捨松らの要請に応えたものだった。

ジュリアを除いては、積極的には日本人の改宗に関わる意図はないものの、ことあるごとに彼女らの所属するキリスト教社会と比べて意見を述べていることは否定できない。先にも触れたように、外交官以外の来日は宣教師が多かったことからすれば、日本滞在という稀有な体験をする女性が、キリスト教関係者とながらいても、何ら驚くにはあたらないものの、彼女らのまなざしの先には、キリスト教の恵みを受けていない発展途上の国民に対する視線を感じさせる記述が目立つ。

当時は日本に滞在する外国人の数がさほど多くなかったせいか、来日者や滞在者は互いに知り合いになることも多かったようである。ちなみに、1875年に14歳で父親ウィリアム・C. ホイットニー (William C. Whitney, 1825 - 82) の教師としての赴任 (日本初の商科講習所、一橋大学の前身) に同行して来日したクララ・ホイットニー (Clara Whitney, 1860 - 1936, 勝海舟の三男梅太郎と結婚したものの、離婚して二人の間にできた子供とともに帰国) は、1875年から87年までつけた日記 (*Clara's Diary: An American Girl in Meiji Japan*, 1979) に、ジュリアとバードのことを記している。9人の寄宿生を抱えるジュリアが教会ではオルガンを弾き、夫カロザースの説教を手助けするようす (1875年10月21日付) や、誰彼構わずに出会った欧米人から日本に関する情報を集めようとした老嬢 (very disagreeable old maid) のバード (1878年10月3日付) などが描かれている。来日順に従い、ジュリア、バード、ベーコンと三人の見た日本人像、特に日本女性に関わる箇所を、「結婚」、「家庭」、「子供」、「教育」、「男女関係」という視点から検証する。

### ジュリア・カロザースの場合

最初に、ジュリアの日本論である『日が昇る王国』(正式名は *The Sunrise Kingdom; or, Life and Scenes in Japan, and Woman's Work for Woman There*, 1879) の背景から見てゆく。

彼女の来日理由は、宣教師である夫の日本赴任である。1869年、来日2カ月前に結婚したジュリアは、夫であるクリストファー・カロザース (Christopher Carrothers, 1839 - 1921) と共に日本の地を踏んだ。彼女が教育に目覚めたのは、夫の日曜学校開始に伴い、青少年のクラスを担当したことに遡る。また、1870年10月には築地に宣教師館が新築されたことから、地番としては6番A棟 (ここが後に彼女の教える学校の名称になる) に入居し、日本での生活が始まったのである。心身ともに不調であったジュリアは1871年の2月よりちょうど1年ほど、いったんはアメリカにもどるものの、1872年には再来日を果たし、これ以降、

夫が同僚のタムソンと対立して宣教師の職を辞する1876年まで築地で教師をしながら過ごした<sup>(1)</sup>。

その後、住み慣れた築地の宣教師館をあげ渡すために教職から離れ、文部省のお雇い教師となった夫の赴任地の広島に同行するが、1878年には一人でアメリカに帰国した。それ以降は、夫が宣教師に復職すれば自分も再来日を果たそうと、伝道本部に夫ともども働きかけをしたようだが、ついに夫が宣教師に復職することはなかった。ジュリアは教職に関して強い意欲をもっていたものの、結局離婚に至ったのであった。

そんなジュリアが、1年の空白期を除いても8年に渡る日本滞在の出来事をまとめたものが、先に触れた『日が昇る王国』である。この本は、Book IよりBook IVまで四部分に分かれており、それぞれが数章からなる。Iのみ詳細な小見出しがついており、年ごとに日記のような体裁で、日常の体験を述べている。Book IIやBook IIIになるとIのような小見出しは消えるが年代は残り、相変わらず日本人学生との交流が描かれている。しかしBook IVになると、見聞記録や体験というよりは日本社会を改革するために宣教師がすべき使命をはじめ、日本の成り立ちから政府の方針など、未知の日本について後輩に必要な知識を講じるといった主旨のものまでみられる。

気になるのが、実際にはアメリカに帰ってしまっているはずの1871年の日付が「富士登山」等の出来事に割り当てられていることである<sup>(2)</sup>。他者の体験から得た一般論として見るにはかなり詳細に報告されており、ラザフォード・オールコックの『大君の都』にある富士の章やラフカディオ・ハーンの『異国情趣と回顧』に収録されている「富士の山」と比べても遜色がない。おそらく、彼女は実際に登山を体験した身近な人から聞いた内容をまとめたのではないか。健康に問題があるジュリアが自分で富士登山したとは到底考えられないからである。女性としては英国公使パークスの夫人が富士登山をすでに成し遂げていたことからして、ほかの欧米人もそれに続いたと想像される。

ジュリアたちが来日したころ日本ではキリスト教が解禁になっていなかったことから苦労も多かった。そのような中で、始めは夫を支えるだけだっ

たものが、婦女子を教え始めたことから、次第に教師という仕事の意義に目覚めてゆく様子が、日本人の教え子との触れ合いからうかがわれる。この後触れるバードやベーコンとも共通するが、その視点は日本女性、時には子供が置かれた状況に向けられた。ジュリアの場合、自分が携わった教育を通して眺めた日本社会やその制度の問題点を語っている。

ジュリアは、まず日本にある妾の制度に反対し、幸せな家庭をつくることを主張する。日本語はフランス語のように英語の“home”にあたる訳語がないという持論を展開する<sup>(3)</sup>。住居としての「家」とその内側にある「家庭」の区別への強いこだわりがあった。後に、宣教師のみならず日本のキリスト教徒たちも日本に「クリスチャン・ホーム」を創ることを目標として掲げるようになったが、ジュリアのこの発言もそれにかかわっていると考えられるだろう。

さらに、日本の結婚のあり方、即ち幼年期に親同士が決めた相手との結婚や仲人による結婚制度を批判する。ジュリアに限らず、それ以降の多くのキリスト教徒も異口同音にいうのが、愛を感じることなく行われる結婚の実態である。そのような結婚は、多かれ少なかれ不幸を招くというものである。さらにジュリアは、妾の産んだ子が実母から引き離されて養育される不幸にも触れる<sup>(4)</sup>。この章以降も、彼女の学校に通う子女の家庭やその周辺で起きた事件を取り上げており、親同士の約束で将来の許婚者を決められてしまった幼子が、夫となる青年の家庭で養育されるために親元から引き離されたことを述べている<sup>(5)</sup>。

とくに日本女性の地位については、まさに「女三界に家なし」の状況だとして、次のように紹介している。

日本女性の地位は、ほかの異教の国と比べれば高いが、決して望ましいものとはいえない。家庭における女性は、全くの忍従を強いられている。娘は父親の考えに服従しなければならない。日本女子にとって成人になるというようなことはなく、一生が服従なのである。結婚すればしたで、夫や義父に従わなければならない。

未亡人になれば息子に従う。息子が赤坊のときは母親べったりで、小さなほほを母親におしつけて眠り、その言葉は母にしかわからないものだが、いったん成長すれば、母親を馬鹿にするようになる。幸いなことにこのようにはならない例外もある。そういうところでは、家庭生活は純粹で平穩なものになり、女性はあるべき姿でいられるようだ<sup>(6)</sup>。

さらに、教師をした彼女らしく、「絵と本」という項目がある。日本の絵画には批判的な意見を述べるジュリアだが、日本を知るきっかけになる絵もあるという。「宮廷女性」から「女郎」に至るまで、絵画を通して見る関心はつきない。また、「女郎」についての一文で、子供が親の窮状を救うために苦界に身を落とすことは、日本では孝養を示すものであると紹介している<sup>(7)</sup>。

また、本について、ジュリアは和綴じ本に関心を示すと同時に、日本の文学は中国文学の影響を受けていることに触れる。女子のたしなみとして教えられた「女大学」についても言及する<sup>(8)</sup>。親への孝行については先に触れたが、日本の倫理の根幹にあるのは孔子の教えだという。嫁ぎ先の義父母への孝養の大切さ、ならびに姑との不仲や不妊が離婚理由の一つになると紹介した。日本の詩歌にも関心を持ち、「百人一首」やその中の歌人についての言及もある。ちなみに、次に紹介するバードも、旅先の新潟で本屋に立ち寄った際に、文学作品が充実していることに驚き、日本女性の読み物としての、「女大学」や「二十四孝」を取り上げた<sup>(9)</sup>。また誰もが知っている知識として「百人一首」に言及する。ジュリアの場合は、彼女が滞っていた築地界隈で見聞したものがもとになっており、バードは旅先の新潟での体験であるが、当時日本で普及していた読み物の概要が知られるであろう。

ジュリアの日本の詩歌に関する記述には、日本の和歌を26文字とするような文字数の間違いはあるものの、持統天皇、小野小町、清少納言といった名前も散見される。また、社会制度と文学の関係で江戸時代と平安時代を混同しているようなところがあるものの、そこに書かれている内容から



は、かなり積極的に日本女性に関する文学を調べようとしたことが明らかになる。日本の書店では、ハクスレーやスペンサーなどの翻訳ものさえすでに流布していることに触れるバードとは対照的で、ジュリアの方は、日本には紋切り型の小説や孝養を説く話以外に女性が読める物語が少ないといった指摘が目につく<sup>(10)</sup>。

またジュリアは、児童文学という関心から、日本のお伽噺や民話の紹介もする。「猿蟹合戦」, 「ネズミの嫁入り」, 「桃太郎」, 「金太郎」, 「舌切雀」, そして「花咲翁」などが紹介されている。日本人なら幼少期に何らかの形で触れる典型的な話である。これらの話には善行をつめば幸福が来るが、悪行はその報いを受けるという共通した教訓があるものの、どの話も化け物や鬼が出てきて絵が恐ろしいので子供にふさわしくないと批判する<sup>(11)</sup>。ジュリアが眼にしたのは、どのような本であったのだろうか。和書に関しては不明だが、英語版としては英国人外交官 (Lord Redesdale) が A.B. Mitford のペンネームで出版した *Tales of Old Japan* (1870) あたりを読んでいたものと思われる。この本は欧米に「忠臣蔵」を有名にしたことで知られるが、それ以外にも、先に挙げた「花咲翁」, 「舌切雀」ほかのおとぎ話の英訳が収録されている。

いずれにせよ、日本の都市の発展ぶりについてはある程度は評価するものの、アメリカに比べれば、庶民の生活全般にわたってまだまだ改善すべきところがあるという。このような書きぶりはこの書の随所に見られる。『日が昇る王国』がキリスト教長老派の出版局から出され、アメリカ人読者層を対象にしていることを考慮するならば当然かもしれないが、モデルとするキリスト教社会に比べたらということで必ずと言っていいほど日本の状況に注文をつけている。典型的な一例が次の一文である。

…ミッション・スクールができるころ、女子のための公立学校も創設され、外国の婦人が教師として雇われた。鉄道が引かれ、電信も運用が始まった。それまで表に出なかった天皇も姿を現し、多くの迷信が取り払われたものの、聖書なしでは日本は聖なる幸福な国家とはなりえ

ないと思う。

宣教師の信条は、これのみである。すべての民が神の元を離れ、さ迷ってきた。神のもとに戻るには、キリストを通してしかありえないということだ<sup>(12)</sup>。

また、学校を経営しているジュリアのところに集まってくる女学生を通して感じたのが、日本人学生の従順さである。日本では赤ん坊が大切にされていることを来日当初から強調していたジュリアは、「日本は、赤ん坊にとってと同様、教師にとっても天国だ」と述べており、おとなしく扱い易さがある一方で、自己主張をしない覇気のない学生が描かれている<sup>(13)</sup>。

最後の Book IV になると、彼女の実体験というより、宣教師が異教徒に接するときの姿勢と心構えを唱えるものとなっている。ただ、彼女の目線の先にはいつも日本女性があった。「女性のための女性の仕事」という章では、日本人と接するための心構えを説いている。異教徒はジュリアらの犠牲的な献身ぶりをほとんど理解していないこと、ならびにキリスト教的な慈愛の心が理解できないこと、時に、キリスト教徒の善意の背景には身勝手な動機があるのではないかと疑って見ることもあることを認識すべきだという。また、日本人の生活習慣にあわせて教えを説くのではなく、キリスト教徒のレベルまで彼らの生活を引き上げなければならないと述べている。それには「クリスチャン・ホーム」の美しさを日本人に見せることが肝心だとして、その一例をあげている。

たとえば、日本女性は宣教師の家に関心を持つから、寝具としてのベッドや清潔で健康的なシーツ、それにプライバシーのあるバスルームを見せることを勧める。さらに、家を開け放しておくのではなく、それぞれが個室を持つことの意義を宣教師の住宅を使って教えようと述べている。当時の日本人にはプライバシーという概念はなく、家長を中心にした一家団欒が基本であったから、そのような日本社会の風潮に風穴を開けようとした宣教師の試みがうかがわれる一文である。後に触れるバードは、医療的観点から農村部の人々に衣服を清潔に保つために洗濯の重要性を説いたが、



ジュリアは寝室やバスルームから清潔で健康な生活を呼びかけようとしているのである<sup>(14)</sup>。

彼女の夫のクリストファー・カロザースのもとで受洗した田村直臣（1858－1934）が、自伝の『信仰五十年史』で、「クリスチャン・ホーム」を作るために妻とともに、着物や日本的なものを捨て去ってアメリカ的な生活を試みたことを述べているが<sup>(15)</sup>、それなどジュリアがここで述べていることと符合する。ジュリア独自の発案というより、当時日本在住の宣教師や聖職者が、家庭経営を任された日本婦人に望んだ姿勢、ならびにその手法がおのずと知られるのである。

### イサベラ・バードの場合

本稿で取り上げる三人のうちで、彼女だけが旅行者であった。『日本奥地紀行』（*Unbeaten Tracks in Japan 2 vols*, 1880）にまとめた旅以外にも、その後、数回来日している。滞在期間はそれぞれ異なるものの、アジア各地の旅の行き帰りに日本に立ち寄っていることからして、バードにとって、最初に訪れた日本の印象は決して悪くなかったことだろう。特に彼女を取り巻く日本人の好意が印象的である。たとえば、一介の旅人の彼女が、久保田では結婚式、六郷では葬式への出席を許されているからである。旅のための準備も周到だったが、このような現地体験を通して学ぶことも大きかった。

ただ、「バード『日本紀行』の解説」の中で、楠家重敏氏は、タイトルである『日本奥地紀行』はパークス公使の発案であるという。バードは日本旅行の中では伊勢神宮が一番気に入っており古い日本が好きだったが、パークス公使のアドバイスを受けて読者をひきつけるためにアイヌ部落探訪を中心とする『日本奥地紀行』にしたという<sup>(16)</sup>。彼女の真意はともかくも、そのたくましさには脱帽させられる。バードの旅の経路や滞在地等に関しては、非常に詳しい先行研究が多々あるので、本稿は、バードが東北や北海道でみた日本婦女子観、ならびに子供観に絞って検証する。

バードは牧師の長女として英国のヨークシャーのバラブリッジに生れた。幼少のころより病弱で

23歳の時に医師の勧めで療養のためにアメリカとカナダを旅行したのが始まりといわれる。彼女の病気は精神的なもので、自分の好きなことをしているときは支障がなく、それ以降五十年に渡り世界中を旅して旅行記を仕上げた。1878年に初来日してまとめた『日本奥地紀行』もそのような作品の一つである。また、彼女の旅行記は、旅先より妹に宛てて書いた書簡をまとめた形で仕上げられている。

彼女の来日理由は諸説あるが、かなり日本のことを調べてきており、日本アジア協会の紀要までつぶさに目を通していたことが考えられる。目的地であるアイヌがすむ北海道までの道のりは、すでに外国人の間で人気があった日光を手始めに、英国人宣教師のいる新潟に立ち寄り、山形、秋田を経て青森まで北上というコースをとっている。来日は1878年、バード47歳のときであった。タイトルどおり、彼女が目指した北海道までの道のりの大半は、観光とは無縁なところが多く、日本人でさえ容易くは出かけないところであった。すなわち、そこには百年あまりの間に消えてしまった、日本の原風景ともいえる東北の農村があった。

また、このような旅ができた背景には日本が安全な国ということもあるだろう。バードは序章で、日本人の召使のほか誰もいない女の一人旅にもかかわらず、ただの一度も無礼な振る舞いや金品を奪われるようなことがなかったことを強調する<sup>(17)</sup>。安全については、バードより10年近く前の日本国内での旅を経験していたジュリアの作品にも、ほかの非キリスト教国とは異なり、旅行がしやすいこと、とくに荷物に鍵をかけなくても大丈夫だという記述があることを付け加える<sup>(18)</sup>。

バードのこの作品で顕著なのは、紀行文でありながら、その視線は女性や子供に向けられていることである。夏ということもあり、貧しい地域の農民の女性が上半身裸のままにいること、また、病んでいる子供などの描写が随所に見られる。現在は、アジア系の女性は実年齢より見た目が若いとよくいわれるが、当時の農村地帯の女性の様相はまったく反対であったことがわかる。バードは、敢えて日本では年齢を聞くことは失礼にはならないと書き添えたうえで、南会津の川島で世話になっ

た家の主婦が22歳だというのに、50歳を超えて見えるという。しかも彼女の子供は5歳になるというのに乳離れていないと書き添えている<sup>(19)</sup>。

日本女性が老け易いことは、どうやら当時の欧米人の間では当たり前とされていたようだ。先のジュリアは、日本人が早く老けるのは、喫煙とお茶を飲むせいだといい、後で紹介するベーコンも、35歳を過ぎるころにはみずみずしさが消えてしまうと述べたうえで、その原因は苦勞と悲しみに耐え続けているからだとしている<sup>(20)</sup>。バードの女性は会津の農民、ジュリアは周囲の女性、ベーコンは日本女性一般という対象者の相違があるものの、当時の欧米人の見た日本女性観がうかがわれる。

バードは引き続き、若い嫁達の置かれた状態にも言及する。沼という地域の集落に滞在したとき、耳にした姑の話を語る。嫁は自分の家族を捨てるかのようにして夫の家に入り、夫の父母に孝養を尽くす。それでも子供ができなければ離婚されてしまう。そればかりか、嫁が気に入らないというだけで、姑は息子に迫って嫁を離縁させるのだ。特にバードと接した姑は、嫁を追い出す理由として嫁の働きが悪いことを挙げ、息子に離縁させたという<sup>(21)</sup>。すでに、ジュリアが一般論として述べていた「女大学」の実践版がここにはあったのである。

その次の黒沢では、上半身裸の女と、皮膚病や眼病の子供が群がっているのをみた。そのような集落の一角で、一休みするバードに水をくれたのは、酔っ払って千鳥足の女だった。そのような女でも、茶代を渡そうとすると辞退し、無理やり手渡した金を従者の伊藤に返してくる律儀さを持ち合わせていた。悲惨な農民の様子を、距離を置いて見ていたバードだったが、決して裕福とはいえない状態の農村の女性が、金を返してきたそのプライドに、はっとさせられた<sup>(22)</sup>。外見だけで判断していた自分に恥ずかしいものを感じたのであろう。欧米人にとって「日本人はしかじかである」というステレオタイプがあって、その枠に当てはめてみようとしていることは否定できない。ただ、彼女の旅は、そのような枠にはあてはまらない人々との出会いの連続であったことも確かである。

前述したジュリアが東京を基点にして活動し、

子供を学校に通わせられるほどの比較的裕福な子女を通して日本の家庭を描写したとは雲泥の差で、バードの観察の対象となったのは当然農村部の女性たちであった。バードは、中でも貧しい女性たちと、目や皮膚病を病む子供たちが気になったのである。このような人々に対し、彼女はできる限り手当てしてやっていることがうかがわれる。

たとえば、川島の宿では、家主の幼い息子の咳止めに、持ち合わせのクロロダイン（麻酔鎮痛薬）を与える<sup>(23)</sup>。このうわさが広がり、集まってきた多くの病人に対し、手持ちの軟膏を与え、皮膚を清潔に保つことを教えて何とかその場をしのがが、多くの病人はなおも彼女の馬についてくるという描写がある。

同様に、皮膚病に関するものは、青森の碓ヶ関のところにも出てくる。見たところ子供のうちの半数くらいが、頭に皮膚病を患い、眼病のものもいる。彼女は、身体を清潔にすることや洗濯をこまめにするなどの助言を与える。このように感染が広がっているのは、人々が石鹼を使用していないことが原因であると述べている<sup>(24)</sup>。実際に彼女が医療を施した例としては、野尻で、のどに魚の骨を刺したままになっていた子供に対し、手持ちの毛糸の編み針を使って、骨を取り除いてやったものなどがあげられる<sup>(25)</sup>。

また、北海道の平取のアイヌ部落でも、医療関係の記述がある。5マイル（8キロ）ほど離れたところからバードに見てもらおうと、皮膚病を病む子供を連れてきた一件にはじまり、高熱で気管支炎を患う瀕死の女性にクロロダインをブランデーとともに与えたという記述もある。特に皮膚病の子供の記述では、そのひどさをものともせず、助けたい一心ではるばるやってきた父親の姿に、人種を超えた人間愛を感じるバードであった<sup>(26)</sup>。このような出来事を通して、アイヌの人々に対するバードの見方が変わったといえるかもしれない。

その一方で、彼女が親切にアイヌに接することを批判するガイドの伊藤を描くことにより、日本人とアイヌの人々との間に距離があることにも触れた。また、アイヌについて、いくら指示をあたえても二度目にはもう忘れてしまう子供のような人たちと記しているところからは、先にふれたよ

うな普遍的な親子愛に感動した記述との矛盾を感じさせられる。しかし、そのどちらもバードが感じたことなのである。おそらく、直接体験をすればするほど、彼女のアイヌに対する見方には混乱が生じたものと考えられる。

そこにはバードの人間性が見え隠れする。時には、西洋人一般の視点に固執することなく、自分の目で見えて発言しているからである。すなわち、こういう人たち（アイヌの人たち）を相手の医療伝道は余り期待できないが、熟練の看護婦が部落に来れば、適切な薬と食事を取らせることによって、より多くの命を救えるのではないかと述べている<sup>(27)</sup>。彼女の視点の先には、厳しい環境に置かれた人々がおり、その救済が優先されると考えたからである。冒頭でもふれたように、外交官以外は伝道が目的の来日であるから、伝道を意識することがあっても何の不思議もないが、ひどい現状を目の当たりにするにつれ、伝道よりは人道的な措置の必要性を実感するのであった。一段高いところからかわいそうな未開の人々を見下ろすような印象は完全にはぬぐえないものの、真剣に救済を模索するところは、それまでの道中行ってきた医療行為や医療に関する発言同様、積極的に奥地の人々と接してきたバードならではのものといえるだろう。

しかし、時として彼女の好意が受け取られないこともあった。ジュリアも宣教師の心構えとして述べていたが、相手が受け止めてくれなければそれが好意からでてきたものであろうとどうにもならないのだった。別の病んでいる子供のために、ヘボン博士から薬を手に入れてやろうと申し出たのに、バードはその父親から日本政府に知られるとまずいという理由で断られたのである<sup>(28)</sup>。バードは無知ゆえに彼女の好意が受け入れられないと言って嘆くが、この経験を通して次第にアイヌの人々がおかれた状況、すなわち日本政府のもとで監視されている少数民族の立場にも思いをはせるようになるのだった。

アイヌ部落では、見聞きしたことを日本政府には話さないように口止めされたとも述べている。ただ、バードは、アイヌと日本政府の関係について、アメリカ政府の原住民（インディアン）に対

する取り扱いよりはずっとましという印象をもった<sup>(29)</sup>。アジア協会関係の論文に目を通してきたバードは、日本政府がアイヌに対して懐柔策を採っていることもあらかじめ知っていたようだが、じかに接して改めてそのような感想を持ったのだった。

もう一点、女性ということに関しては、バードはアイヌの男性がバードには礼儀正しく親切に接するのに、同じ部族の女性に対してはまったく態度を異にしていることに気が付く。女性としてのバードの目は、ちょっとした行動の中にもその社会に潜む男女の力関係を見逃さなかった<sup>(30)</sup>。トラベル・ライターとしてのバードは、読者が関心を持つ内容を描写することに余念がなかったが、それ以上に、同行者であるガイドの伊藤や各地で触れあった人々を通して、文字ではあらわせない部分を感じ取った。西欧においても女性の行動はとかく制約を受けることが多かった時代に、女一人異国の未開の地に乗り込んだバードは、訪問地の女性が置かれた地位についても敏感にならざるをえなかった。

## アリス・ベーコンの場合

1878年ジュリアは去り、バードは来日したが、最後は、この二人よりは10年ほど後の1888年に初来日したアリス・ベーコンの作品から日本観、特に日本女性観を概観する。ベーコンは二度来日しており、『日本の少女や婦人たち』(*Japanese Girls and Women*, 1891改定版は1902)と『日本の内側』(*The Japanese Interior*, 1893)を出版した。前者はまさにタイトル通り、明治のいろいろな階層の女性たちを描き、後者は華族女学校教師として生活するために一軒構えたベーコンが、日常生活の中で見聞きした日本の生活風景が日記形式で描かれている。

アリス・ベーコンはここで紹介した中では最も若い。初来日した年齢においてはすでに30歳になっていた。コネティカット州ニューヘイヴンの会衆派牧師の家に生れたベーコンは、異母姉が校長を務める学校で黒人学生に出会い、さらに自宅はホスト・ファミリーとして日本からの女子留学



生の一人である山川捨松を受け入れたことから、黒人問題や異文化の問題に逸早く目を向けることになった。

先にもジュリアの項で触れた田村直臣は、アメリカで日本女性に関する書物 (*The Japanese Bride*, 1892) を出版したが、その出版理由は、日本女性を描いて話題になった三作 (ピエール・ロチ, アリス・ベーコン, エドウィン・アーノルド) への批判から、中流階級の日本女性を描きかかったからだという。

田村がなぜベーコンらの名前を出したのかには背景がある。田村が、アメリカで出版した本を、『日本の花嫁』のタイトルで日本語に翻訳して出版したとき、聖職者のトーマス・クック夫人が他誌で発表した田村批判の記事を、『ジャパン・ウィークリー・メール』が取り上げたことが発端だった。この記事を受けて田村は、反論を『福音新報』129号で試みた。そこでベーコンの女性論は上流階級の婦人のみを扱っているとしたのだった<sup>(31)</sup>。

その後、田村の著書は「日本人の恥を海外に知らせる不謹慎なもの」として、日本基督教会から牧師の職を解かれる「花嫁事件」にまで発展した。田村の著作に書かれた日本婦人の結婚に始まる悲惨な家庭生活の様子は、ベーコンの『日本の少女や婦人たち』に描かれたものと大変似ている。とくに、御隠居になって、若い時の悩み多き結婚生活から解放された女性が晩年を静かに暮らすさまなどは、ベーコンのものを彷彿させる。

実はベーコンの本もアメリカ人には好評だったが、日本では批判が起こりそうになったといわれる。この本の完成には津田梅子の協力があつたために、日本にいる梅子を苦境に立たせる恐れがあつたとのことである。ベーコンは自分の責任で書いていることを言明し、梅子に批判が向けられることを回避しようとしたという<sup>(32)</sup>。ベーコンの日本社会を描写した作品への批判の論理は、田村批判と根を同じくするものであろう。

ではベーコンは日本をどうとらえたのか。『日本の内側』からは、ベーコンは自分の召使たちの間での人間関係や、彼らの自分に対する対応の仕方から、日本人というものを見た。特に彼女が関心を持ったのは、ヤサクという使用人の行動だっ

た<sup>(33)</sup>。

ベーコンは、人の良いヤサクという下男に焦点を当て、彼の結婚の作法から日本の下層階級の結婚を概観した。物を調達するように妻となるべき人を他人に見つুকろってもらふ日本の結婚のあり方は彼女の想像を絶するものであった。

ベーコンは、下層の住民の間で行われている結婚のあり方に対し、男女それぞれが相手に対して特別な感情を抱くのもなく、あまりにも人間味にかけるといふ感想を持つ。上流階級なら、もう少し作法の問題があるから、複雑になるだろうが、日本の結婚・離婚はヤサクの例にみるように西洋人が思い描くものとは違っていた。とくに女性は不利な立場に置かれている。子供がいれば、親権は父親にあつて、母親は離婚理由が何であれ、子供に対しては何の権利もないという。ベーコンは、女性の意思があまりに軽んじられている状態、ならびに日本の母親の無力さを強く訴えたのである。

ヤサクの嫁探しの話は、親戚が嫁となる女性と共に上京してくるまで続く。このヤサクの話は、『日本の少女や婦人たち』の中でも「結婚と離婚」の項で取り上げられており、借金までして結婚式をあげたものの、他人任せで伴侶を選んだために、結局別の女性を探し始めたことが述べられている<sup>(34)</sup>。

『日本の少女や婦人たち』のベーコンの眼は、あらゆる階層の婦女子へと向けられるのであった。都市と田舎など、カテゴリーを設けて論じているが、前半では、子供と結婚、既婚者、また直接携わった女子教育などに熱弁をふるう。その中には、前述したジュリアやバードと重なる視点がいくつか見られる。共通する事項に対し、ベーコンがどのような反応を示したのか概観する。

赤ん坊の子守はベーコンも注目するところだった。誰かに背負われて過ごす子供は欧米人の目を引いた。たとえば、ジュリアは子供が自分と大して変わらない大きさの赤ん坊をおんぶする姿をとらえ、「頭が二つある子供」<sup>(35)</sup>と書き、遊びに興じる子守の子供が赤ん坊に与える危険を述べた。一方、ベーコンは20世紀初頭の東京では乳母車の出現で、子育てにも変化が訪れようとしていることを特記する。ただ、金持ちや上流階級を除いて、



家事をこなす必要がある日本女性にとってのおんぶの意義は認めている<sup>(36)</sup>。

おんぶに加え、彼女の目を引いたのは母乳の問題である。日本の子供の乳離れが遅いのは母乳のせいだという。離乳食がないため、普通の食事ができるようになるまで母乳に頼るから、乳離れが遅いという<sup>(37)</sup>。先に、バードが、老けて見える若妻の子供が5歳になるというのに乳離れていないことを指摘していたことにもつながるであろう。

さらに、ベーコンは日本の子どもに皮膚病が多いのは栄養不足が原因だとし、授乳に頼らず、普通食が取れるようになれば皮膚病は治ると述べる。バードは、農村部で皮膚病を病む子どもの多さに衛生面の向上を説いたが、ベーコンは母乳に着目した<sup>(38)</sup>。

さらに、ジュリアもバードも「女大学」に言及しながら、耐える日本女性を描いたが、ベーコンは表現こそ異なるものの、男性の庇護のもとにおかれる日本女性に触れている。専門職に就くこともなく、常に、父、夫、息子に依存する生き方を紹介する<sup>(39)</sup>。ベーコンが強調するのは、知性を磨いても幸せになれない女性は、子供のころから自分の気持ちを抑えることを学ぶということである。良くなることを望むのではなくあきらめることを学ぶ日本女性に着目したのだった。

前述した御隠居さんの老後の安楽な暮らしなどをみても、消極的な解決方法と呼ばざるをえない。現実をどうにか回避して生きるしかない日本女性に、同性としてのベーコンは、一種の歯がゆさを感じるのであった。これには、せっかく十年を超すアメリカ留学を体験してきた梅子たちでさえ、帰国後の仕事探しは困難をきわめ、果ては結婚に代表される社会のしがらみに押しつぶされそうになる現状からも、容易に想像がつくことだった。それと同時に、先に触れたように梅子の積極的な協力なくしては、到底このような日本女性を取り巻く社会事情を見つめ、彼女らの声を救いあげることなどできなかったのである。

当時の日本社会では男性より低い地位にあった女性、あるいは女性と共にいる年端のいかない子供に焦点をあてたことから、見えてきたものがあった。表立った活動をする日本人男性とは異なり、

常に日陰の部分を支えていた女性に注目し、その家庭生活に目をやると、予期した以上に社会の矛盾や男女差が表面化したことだろう。そういうものに、ベーコンは真正面から取り組もうとしたのだった。

ただ、欧米人でクリスチャンである彼女らの発言には、日本人が改宗すればより良い社会が築けるという前提も随所にみられる。ジュリアはおろか、バードもアイヌ部落で同様に感じ、ベーコンも『日本の少女と婦人たち』の増補版では、キリスト教化の進展に期待した。教育や科学の知識、特に衛生観念など、彼女らが説く内容には、当然耳を傾けるべきことが多いことは疑わないものの、この論理一本で、日本を変えることなど不可能だった。

ただし、ベーコンに関して言うならば、日本の良さが気がつくにつれて、キリスト教化すれば問題は解決するという、自分のこれまでの姿勢に疑問を感じたこともあったようである。ベーコンだけでなくグリフィスやほかの欧米人も日本を知れば知るほど、アメリカの定義する「文明」をそのまま受け入れることがはたして日本人に幸せをもたらすのか、疑問を持つようになっていったらしい。ベーコンは日本での教師生活を経験した後、「文明」をどう解釈していいのかわからなくなったことを告白している。即ち、日本の貧しい階級の人々でさえ美を愛する心を持ち、道徳的であるところをみると、「文明化する」(civilize) 必要があるとは到底思えなくなってしまうのである。そして、「文明」がキリスト教徒としてのアングロ・サクソン人の専売特許であることに疑問を感じるようになっている<sup>(40)</sup>。

このあたりが他の二人、特にジュリアとは異なるところと言えるだろう。もっとも、キリスト教のモラルによる教化を使命としたそのジュリアでさえ、京都の芝居小屋に行ったとき、俳優はおろか、日本人観客のマナーの良さを認めざるをえなかった<sup>(41)</sup>。ましてや、ベーコンの来日の目的は、日本女性の地位向上のために適切な教育を施すことにあったから、教育を通して日本人のモラルの高さに気付くことも多かったことだろう。結局、これまでの歴史の中で、教育を根付かせるだけの

しっかりした土壌がすでに育まれていることを確認するに至ったのである。

## おわりに

これまで、英米の三女性による作品から、特に日本女性や子供に対する発言を取り上げて検討してきた。すでにジュリアが来日したころには、ミッション・ボード系の雑誌で日本女性を取り上げられ、またバードが資料として使用したように、各地のアジア協会の日本研究も充実し始めていた。しかし、ここで取り上げた女性は、滞在の長さや動機などそれぞれ異なるものの、単独で日本人と触れ合い、その経験を書物にまとめた。

最初のジュリアは、ミッション・ボードそのものの日本人に対する姿勢が定まっていない時代（夫の辞任の遠因がJesusの訳が「ヤソ」か「イエス」かの論争で敗れたこと）に来日し、教育と改宗に尽力した。前述のクララの記事にあるように、教会では日本語を交えて教えるような状況であった。それだけに、教え子である日本女性を通して眺めた日本女性観は、当時の宣教師特有の論理が働いて、一見オリエンタリズム的印象がぬぐえないものの、日本の良いところも分かり始めていたといえるだろう。ただ、それを認めることは、日本人を改宗させる目的と相いれないために、敢えて無理をしているとも思われる。

また、バードの紀行文は、滞在期間の短さにもかかわらず、医療を通じて閉鎖社会に入ることにより得られた情報などに彩られている。おそらく、長旅の健康管理のために、自分用にと持ちだした医薬品が功を奏したといえるだろう。長くても同じところに数日という、限られた条件内での交流にしる、「医療」に近い行為を提供することによって、より多くの日本人の生活の内側を見出すことになったのである。また、相当貧しい地域であっても人々は尊厳をもって暮らしていることを思い知らされる。第一このような旅を安全に遂行できたということ自体が、日本がすでに秩序ある社会を確立していた証であることを、バードはおろか、時折旅したジュリアも実感したはずである。

最後のベーコンの書は、三人の中でも最も充実

した日本論となっている。それにはすでに言及したように、アメリカ時代からの知人であり、日本での仕事のパートナーである津田梅子の存在が欠かせない。留学から帰国したものの、アメリカで受けた類まれな教育経験を活かそうとしても活かす場が見つからないというのが当時の状況であった。梅子自身が職探しをはじめとして、日本人でありながら日本社会への同化の厳しさを、その身をもって体験した一人であったことに他ならない。それは、外国人が体験するカルチャー・ショックと根を同じくするものであった。

このように三者三様の日本論ではあるものの、それぞれが、それぞれの目的を持って日本人に接することにより、当時の日本女性がおかれた状況を赤裸々に映し出すことになった。さらに、取り上げ方や表現の仕方に相違はあるものの、問題としてとらえた内容においてはほぼ共通している。日本の伝統に目をやる欧米人男性は、日本女性も伝統美の一端であるかのように、変わらぬこと自体に価値を見出そうとする向きがあった。しかしここで紹介した欧米人女性は、彼女ら自身が所属する欧米社会にあって、女性の関わる問題を意識してきたことから、日本女性に対しても意識の高まりを求めている。

特に、未婚時代は教育や結婚の問題、結婚してからは家庭経営と育児において、西欧社会と比べると大きな相違があることを日本人に理解させようと腐心した。そういう女性ならではの視点に立って描いているのがこれらの日本論である。その点、男性が描いた日本論にはみられない助言や感想も散見された。その中には、改革と称して、欧米のキリスト教的価値観をおしつける向きもあり、いわゆる「オリエンタリズム」の一例と考えられるような表現もある。そうはいうものの、すでに触れたように、ベーコンの場合、日本人の長所を見出すにつれ、欧米一辺倒に疑問を感じ始めていた様子がみうけられる。一方のジュリアは、礼儀正しい日本人に対し心は動くものの、その都度努めてキリスト教的価値観にたちかえろうとしている。そういう心の揺れが作品中に見え隠れしていることも否定できない。いずれにしても、男性なら見落としてしまうような側面から、等身大の日本女

性が、同性の目を通して描き出されたという点で、その意義は大きいといえるだろう。

## 注

- (1) 中島耕治「ジュリア・ドッジ・カロザースー女性のための女性の仕事」『明治学院大学キリスト教研究所紀要』38号（2006）。小檜山ルイ『アメリカ女性宣教師』（東京大学出版会，1992）190-91.
- (2) Julia D. Carrothers, *The Sunrise Kingdom; or Life and Scenes in Japan, and Woman's Work for Woman There* (Philadelphia: Presbyterian Board of Publication, 1879) 146-52.
- (3) Carrothers, 72.
- (4) Carrothers, 72.
- (5) Carrothers, 300.
- (6) Carrothers, 73.
- (7) Carrothers, 100.
- (8) Carrothers, 104.
- (9) Isabella L. Bird, *Unbeaten Tracks in Japan : An Account of Travels on Horseback in the Interior including Visits to the Aborigines of Yezo and the Shrines of Nikko and Ise Vol. I & II* (N.Y.: G.P. Putnam's Sons, 1881) 1880年初版の再版。以下これを使用。
- (10) Carrothers, 109.
- (11) Carrothers, 127.
- (12) Carrothers, 194.
- (13) Carrothers, 354.
- (14) Carrothers, 329-30.
- (15) 田村直臣『信仰五十年史』（警醒社，1924）171-73.
- (16) 楠家重敬，橋本かほる，宮崎路子訳『バード日本紀行』（雄松堂，2002）359-60.
- (17) Bird Vol. I, 8.
- (18) Carrothers. 357-58.
- (19) Bird Vol. I, 173.
- (20) Alice M. Bacon, *Japanese Girls and Women* (London: Gay & Bird, 1905). 122. 1902年の改定版の再版。以下これを使用。
- (21) Bird Vol. I, 252-53. この後の久保田での結婚式に出席した記事の末尾には「女大学」と思われる女性の修身について述べた18カ条がある。Vol.I, 323-335.
- (22) Bird Vol. I, 254-55.
- (23) Bird Vol. I, 169-70.
- (24) Bird Vol. I, 372-73.
- (25) Bird Vol. I, 187-88.
- (26) Bird Vol. II, 63.69-70.
- (27) Bird Vol. II, 70.
- (28) Bird Vol. II, 71.
- (29) Bird Vol. II, 71.
- (30) Bird Vol. II. 72.
- (31) *Japan Weekly Mail* (1893.7.4) が，Joseph Cook 夫人が *Our Day* に書いた，田村直臣の *The Japanese Bride* に対する批判記事を取り上げた。この記事によると，クック夫人は，エドウィン・アーノルドやベーコンらを引き合いに出して田村批判に用いたことから，田村は，『福音新報』129号（1893.9.1）にて，アーノルドやベーコンの書の内容に言及しながらクック夫人に反論した。
- (32) 高橋裕子『津田梅子の社会史』（玉川大学出版部，2002），149.
- (33) Alice M. Bacon, *A Japanese Interior* (Boston & N.Y.: Houghton Mifflin, 1893) 149-50. 169-72.
- (34) Bacon, *Japanese Girls and Women*, 69-73.
- (35) Carrothers, 294.
- (36) Bacon, *Japanese Girls and Women*, 7-9.
- (37) Bacon, *Japanese Girls and Women*, 10-11.
- (38) Bacon, *Japanese Girls and Women*, 11.
- (39) Bacon, *Japanese Girls and Women*, 17-18.
- (40) Bacon, *Japanese Interior*, 228. Joseph M. Henning, *Outpost of Civilization* (N.Y.: New York University Press, 2000) 72.
- (41) Carrothers. 260.

## ミレニアム目標達成に向けた貧困改善手法の考察

福井千鶴

Chizu FUKUI. A study of poverty improvement for the achievement of the Millennium Development Goals (MDGs). *Studies in International Relations* Vol. 33, No. 2. February 2013. pp. 35 – 45.

From the 1950s, the issue of poor destruction has become an important problem in international organizations as the United Nations, World Bank, International Monetary Fund(IMF), United Nations Development Program (UNDP) etc.

The United Nations millennium declaration was adopted by the United Nations General Assembly resolution 55/2 held at the United Nations headquarters in New York City on September 8, 2000.

The Millennium Development Goals (MDGs) integrated an international development focus which was adopted by important international conferences and summits held in the 1990s with the United Nations millennium declaration as a common framework. A goal to reduce poverty was proposed in the Millennium Development Goals and to be reached by 2015.

This research studies the problems in the MDGs as well as the achievements. It also considers the new strategies for poverty reduction and why they are not influencing economic growth.

### はじめに

1950年代から国際機関（国際連合、世界銀行、IMF（国際通貨基金）、UNDP（国連開発計画））などで貧困軽減問題が重要課題として取り上げられるようになり、今日では先進国や開発途上国、貧困にあえぐ国の間で大きな課題になっている。特に、2000年9月の国連ミレニアム・サミットにおいて、「国連ミレニアム宣言」「ミレニアム開発目標（MDGs）」が採択され、2015年までの貧困軽減目標が掲げられ、国際機関や先進国、開発途上国を包括して新たな貧困撲滅の枠組みが定められた。

2010年、国連においてMDGsの進捗状況について報告がなされ、その達成状況の遅れが明らかになった。そのため2015年までに目標達成が危ういとされ、一層のMDGs達成の努力が要請された。この遅れの大きな要因は、2008年のリーマンショック以降の世界的な大きな経済停滞、それに加え、今日の欧州諸国の経済低下によるものといえる。

国際機関の進める貧困軽減プロジェクトの多くは先進諸国や新興国の政府援助資金（ODA）により賄われていることにより、援助諸国の経済停滞が援助資金縮小を招きMDGs達成を遅延させていると考えられる。国際社会で進められている貧困軽減策は、ここで述べるように経済成長による国の発展と政府援助資金による開発プロジェクト及び環境整備プロジェクトの推進に依拠しているところが多い。そこで経済成長の停滞に影響されない貧困軽減手法の開発が望まれる。本研究はMDGsとその達成状況、目標達成における問題点の究明、経済成長に影響されない新しい発想の貧困軽減手法の考察を行うものである。



## 1. 全世界共通の貧困軽減とミレニアム開発目標 (MDGs) について

### 1.1 貧困軽減手法の歴史的変遷とミレニアム開発目標採択の背景

#### 1) 貧困軽減戦略の歴史的な変遷

##### ① 1950年代, 1960年代は経済成長論に依拠した戦略が主流

貧困軽減の課題は1950年代から世界的な課題になっていて、国際連合 (以降国連と称す)、世界銀行、IMF (International Monetary Fund: 国際通貨基金)、UNDP (United Nations Development Programme: 国連開発計画) など国際諸機関で取り上げられ貧困撲滅に向けた貧困軽減戦略が推進されてきた。2000年には、2015年を目標として貧困を軽減するミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGsと称す) がニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットの国連ミレニアム宣言において採択され、貧困軽減の取り組みに対する新たな枠組みが提言された。

1950年代から1960年代にかけて世界銀行や国際諸機関で実施された貧困軽減戦略では、開発途上国や貧困を多く抱える諸国において経済成長を伴う開発の推進に努力が注がれていた。この考え方の根底には「トリクルダウン理論」<sup>1)</sup>の仮説に基づいた貧困軽減論があり、その理論に基づいた貧困国の経済成長を促進する諸施策が実施されてきた。この理論により先進地域の発展が、貧困層を多く抱える開発途上国の経済的水準を引き上げられると考えられていた<sup>2)</sup>。経済成長重視の政策では開発を優先し、人よりも富に、社会よりも経済にとする考えが台頭し、貿易黒字という国家の財を増やし、GNPの向上という変数のみに関心を寄せるという風潮を醸成した<sup>3)</sup>。図-1に貧困軽減戦略の歴史的流れを示す。

##### ② 人間の資質向上と人間開発論が台頭・MDGsの採択

1970年代に入りオイルショックによる先進国の経済成長が停滞したことにより、先進国の援助資金や資本流入により経済成長を遂げてきた開発途上国は経済成長が困難になり、経済成長論だけで

は貧困軽減が進められなくなった。この問題が顕在化したことにより所得再分配の議論が強まり、セルドア・シュルツ (Theodore W. Schultz) によって経済成長の原動力として人的資本の重要性が唱えられ<sup>4)</sup>、貧困改善のためのベーシック・ヒューマン・ニーズ (Basic Human Needs: BHN) 戦略が議論されるようになった<sup>5)</sup>。1970年代末から1980年代初頭にかけて、さらなる経済成長の鈍化、メキシコに端を発する累積債務危機、貿易条件の悪化、開発途上国への資本流入の停止が多く、ラテンアメリカ・カリブ諸国、サブサハラ・アフリカを中心に貧困状況がさらに悪化した。

1980年代の経済成長の鈍化や成長が停滞した多くの国で、経済安定化政策や構造調整政策がとられ、政策に則った開発計画が展開されるようになると人間を中心に捉えた開発概念による開発計画は後退していった<sup>6)</sup>。この時期、経済成長に伴う所得分配議論よりも、貧困問題に直接裨益する効果的な貧困軽減手法が必要になった。

1980年代後半から1990年代に入り貧困軽減の手法として人間の本質と資質を問う「人間開発」論がアマルティア・セン (Amartya Sen) により提唱され議論されるようになった。この人間開発論に基づいた「人間開発」と「人間貧困」の概念を軸とした貧困軽減策が国連、世界銀行、UNDPなどの諸国際機関で取り入れられるようになってきた。

1990年代後半から2000年代にかけて、この人間の基本的資質の向上を基本とした貧困軽減策が多面的に検討され展開されている。さらに、2000年9月の国連ミレニアム・サミットにおいてMDGsが採択され、教育の充実、医療保健環境の整備や極度の貧困と飢餓の撲滅など新しい枠組みの貧困軽減へのアプローチが求められるようになり、ODAによる先進国・新興国の援助による貧困軽減方策が加えられ、推進されるようになった。

#### 2) MDGs採択の背景

MDGsが採択された背景には、既に述べたように、当初の貧困軽減戦略は経済成長により国の富を向上させ貧困層に富を再分配する方法が主流で

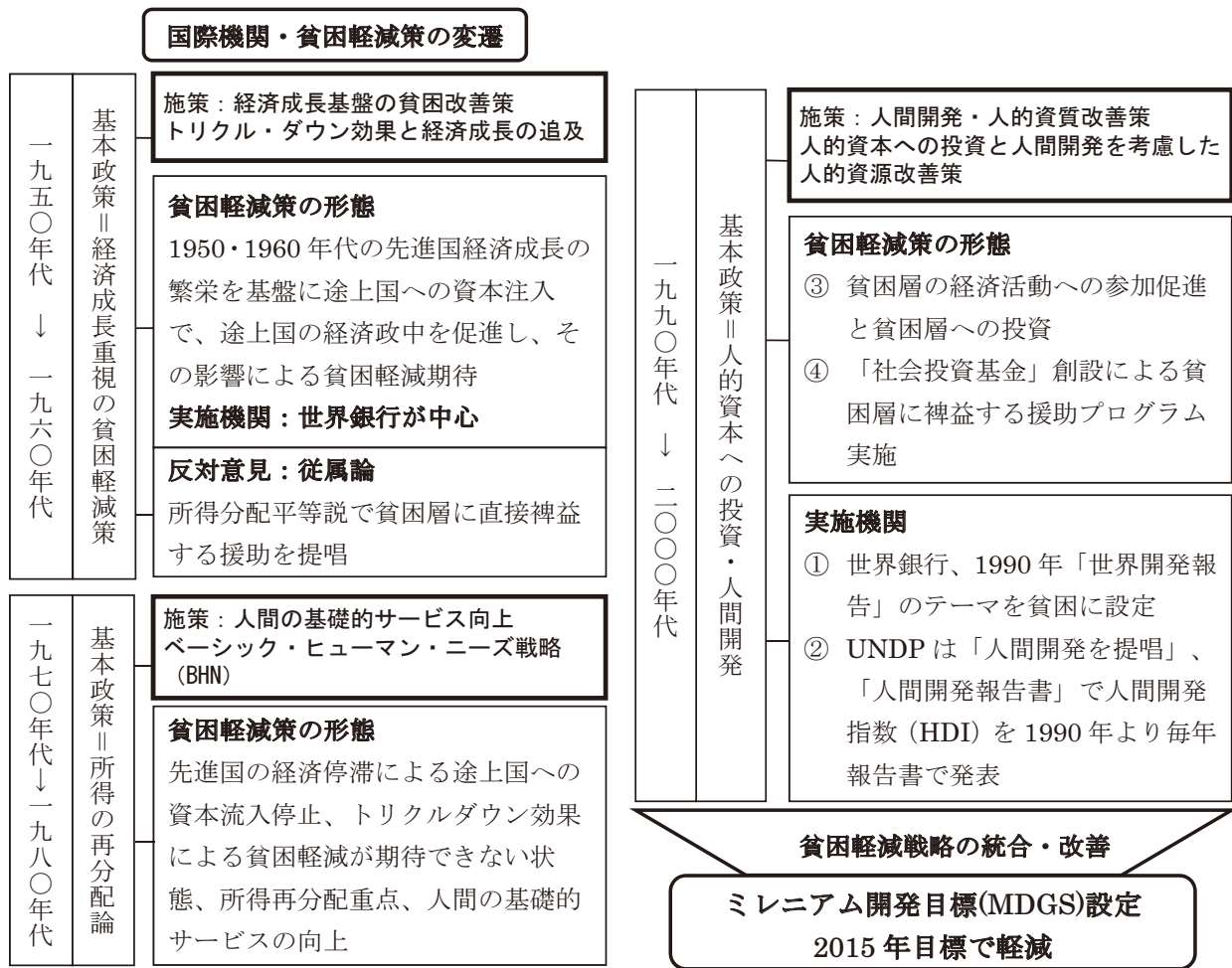


図-1 貧困軽減戦略の歴史的流れ（筆者作成）

あったが、経済成長の停滞により富の分配ができなくなったことが挙げられる。すなわち、貧困層の所得向上が見込めなくなったために、社会環境や生活環境の整備に主眼を置いた新しい枠組みの貧困軽減目標（MDGs）が採択され、ODAの援助を柱とした貧困軽減戦略が推進されるようになったのである。

## 1.2 ミレニアム開発目標について

### 1) ミレニアム開発目標

1950年代から国際諸機関や世界諸国は貧困軽減に取り組んできた。貧困軽減戦略の手法も世界経済の実態に合わせ変遷した。しかしながら、これまで実施されてきた軽減手法の根幹にあるものは経済成長論を主体にしたものであって、その流れは開発途上国、貧困国の経済成長を目論む開発プロジェクトの推進が主流を占めていた。しかしながら、1980年代以降の世界的な経済停滞は貧困国

の経済成長を遅らせ、さらに、貧困の軽減が進まないことから、経済成長によらない新しい貧困軽減戦略が必要となり、MDGsの採択の運びとなった。

MDGsは貧困の撲滅とそれを包括する初等教育の完全普及、乳児死亡率の削減、妊産婦の健康の改善、環境の持続性確保等の8つの分野における開発目標達成の具体的な数値目標を定めた。それは2015年までに開発途上国、先進国政府、国連の機関、世界銀行、国際通貨基金（IMF）などが合意した、全世界で取り組み、達成すべき共通の開発目標である。

この開発目標は、2000年9月に世界189カ国の代表と147カ国の国家元首が参加して開催された国連ミレニアム・サミットにおいて「国連ミレニアム宣言」<sup>7)</sup>及び「ミレニアム開発目標」として採択されたもので、21世紀の国連の役割に関する方向性を示唆している。ここに合意された宣言とこ

の分野に関する過去の国際会議や首脳会合で採択された合意を統合し、ミレニアム開発目標 (MDGs) を詳細に示している。(註)(次の項目には執筆頁の関係で主要な目標値を表示している)。

註

- ① 極度の貧困と飢餓の撲滅：1990年と比較して1日1US\$未満で生活する人口の割合及び飢餓に苦しむ人口の割合を2015年までに半減させる。
- ② 普遍的初等教育の達成：2015年までに、世界中の全ての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。
- ③ ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上：2005年までに初等・中等教育における男女格差の解消を達成し、2015年までに全ての教育レベルにおける男女格差を解消する。
- ④ 幼児死亡率の削減：1990年と比較して5歳未満児の死亡率を2015年までに3分の一に削減する。
- ⑤ 妊産婦の健康の改善：1990年と比較して妊産婦の死亡率を2015年までに4分の一に削減する。
- ⑥ HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止：HIV/エイズの蔓延を2015年までに阻止し、その後減少させる。
- ⑦ 環境の持続可能性の確保：①森林破壊の防止、②2015年までに、安全な飲料水と基礎的な衛生設備を継続的に利用できない人々の割合を半減させる。
- ⑧ 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進：先進諸国 (OECD/DAC 諸国) の ODA 拠出額の維持と強化

## 2) 目標の達成状況について

MDGsの目標を達成するためには、開発途上国や貧困国の国情により軽減戦略や社会環境・生活環境などの整備や軽減プロジェクトの実施方法が異なっているため大変難しい。軽減戦略を推進したり、計画を策定する専門家の有無などにより大きく左右されることもある。また、ODA支援の受け方、資金の割り当てなどの方法によっても異なる。援助資金がしばしば貧困軽減と異なる目的に

使用されたり、抛出国と援助を受ける側の開発政策が異なることや目的達成のために効果的に使われているか否かにより結果が違う。さらに、貧困層の住民に直接裨益する方法が採られているとは限らないことなどから目標達成の遅れが生じてくる。

次に世界の地域別に見たMDGsの進展状況を表-1に示すが、この表から明らかのように達成目標が多く分野で達成できない地域がある。特に、サブサハラ・アフリカ、西アジア、南アジアに多く目標達成ができない分野が多い。また、ラテンアメリカ地域は、中進国的な経済情勢でありながらも著しく貧困と飢餓の撲滅が進まない状況にある。これまで述べたようにMDGsの目標達成には経済成長に依拠するものやODAによる援助に頼るプロジェクトの推進によるものが多い。そのため度重なる世界の経済不況、及び、穀物物価の上昇などにより開発途上国の経済停滞やODAの低下が影響し目標の達成に遅れが出ているといえる。

2010年に開催されたMDGs国連首脳会議において目標達成に向けた、なお一層の努力とODA供出の約束の履行と供出の提供が提唱された。日本は当時の菅首相が同会議において2011年から5年間で85億ドルの拠出を約束した<sup>8)</sup>。

極貧困ライン1日1米ドル (購買力平価：PPPで1米ドル)<sup>9)</sup>以下で暮らす開発途上国の人口は1990年18億人から2005年14億人へと減少した。貧困率は46%から27%へと低下した。2015年には9億2千万人に減少すると推定され、1990年比で半減する見込みで貧困の解消は達成すると予想されている<sup>10)</sup>。それでも、なお9億人近い極貧困層が存在しているので、貧困撲滅に継続した努力が必要となる。東アジア、東南アジアについては、この期間の経済成長によって、目標を達成した分野が多い。しかし、サハラ以南アフリカ、西アジアなど経済停滞の影響を受け貧困軽減目標を達成できない国々がある<sup>11)</sup>。ラテンアメリカ地域が目標達成できない要因として、貧富の格差が大きく、貧困層人口の割合が多いことを挙げる事ができよう。



### 3) 貧困と格差

貧困軽減手法及びMDGsの達成方策を考察するために貧困と格差に注目する。貧困層住民のほとんどは富裕層との間に大きな格差が存在し、社会の底辺におかれていて大多数の貧困層の生活が虐げられているといえる。貧困の主要な要因は、1) 生活を営むに必要な所得が足りているかどうか、2) 生活を営むに必要な生活環境が足りているかどうか、の2つに絞れるといえる。貧困問題に依拠する格差は、多様であるが、主として所得格差問題と生活を保障するための社会環境にアクセス

可能かどうかの程度にあるといえる。今日の国際社会では、前述したように貧困の軽減とそれに加え格差の解消が大きな問題として取り上げられている。

世界全体では1日1ドル以下で生活する極貧層が10億人いるといわれている<sup>12)</sup>。一方、年間所得が50億ドルを超える高額所得者が存在し、世界では大きな所得格差が生じている。所得分配の不平等の実態は『世界の最も富裕な500人は、最も貧しい4億1600万人の所得を合わせたよりも多くの所得を得ている。こうした極端な事例に加えて、

表-1 MDGs目標達成に向けた進捗状況

目標	ターゲット	東アジア	南アジア	西アジア	東南アジア	ラテンアメリカ・カリブ	サブサハラ・アフリカ	北アフリカ
目標1	・極度の貧困半減 *1	達成済み・間近	達成不可	進展なし・悪化	達成済み・間近	達成不可	達成不可	達成見込み
極度の貧困と飢餓の撲滅	・生産的かつ適切な雇用 *2	達成済み・間近	達成見込み	進展なし・悪化	達成不可	達成不可	達成不可	達成不可
	・極度の飢餓半減 *3	達成見込み	達成不可	進展なし・悪化	達成見込み	達成不可	達成不可	達成済み・間近
目標2								
普遍的初等教育の達成	・初等教育の完全実施 *4	進展なし・悪化	達成見込み	達成不可	達成不可	達成不可	達成不可	達成見込み
目標3								
ジェンダーの平等推進と女性の地位向上	・初等教育における女性の就学率 *5	達成済み・間近	達成済み・間近	達成見込み	達成済み・間近	達成済み・間近	達成不可	達成見込み
目標4								
乳児死亡率の削減	・5歳未満児死亡率を3分の1の削減 *6	達成不可	達成不可	達成不可	達成見込み	達成見込み	達成不可	達成見込み
目標5								
妊産婦の健康の改善	・妊産婦死亡率を4分の1に削減 *7	達成見込み	進展なし・悪化	達成不可	達成不可	達成不可	進展なし・悪化	達成不可
目標6								
HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病のまん延防止	・エイズまん延防止 *8	達成不可	達成不可	達成不可	達成不可	達成不可	達成不可	達成不可
	・結核まん延防止 *9	達成見込み	達成見込み	達成不可	達成済み・間近	達成済み・間近	進展なし・悪化	達成見込み
目標7								
環境の持続可能性確保	・森林破壊防止	達成済み・間近	進展なし・悪化	達成不可	進展なし・悪化	進展なし・悪化	進展なし・悪化	達成見込み
	・安全飲料水のない人口半減 *10	達成済み・間近	達成済み・間近	達成不可	達成見込み	達成済み・間近	達成不可	達成見込み
	・衛生設備のない人口半減 *11	達成見込み	達成不可	達成不可	達成見込み	達成見込み	達成不可	達成済み・間近
	・スラム居住者の生活改善 *12	達成見込み	達成見込み	進展なし・悪化	達成見込み	達成不可	達成不可	達成済み・間近

注；\*1 1日1ドル以下で生活する人の割合、\*2 労働年齢人口に占める労働者の割合、\*3 カロリー消費が必要最小限のレベル未満の人口の割合、\*4 初等教育における純就学率、\*5 初等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率、\*6 5歳未満児の1000人当たりの死亡者数、\*7 妊産婦10万人当たりの死亡者数、\*8 15～24歳のHIV感染者数の割合、\*9 10万人当たりの新規結核感染者数、\*10 浄化された水源を継続して利用できる人口の割合、\*11 適切な衛生設備を利用できる人口の割合、\*12 スラムに居住する都市人口の割合。

出所：UNITED NATIONS『The Millennium Development Goals Report 2010, 2011』より筆者編集



世界の人口の40%を占める1日2ドル未満で生活している25億人の所得は、世界全体の所得の5%にすぎない。最富裕層10%は、ほぼ全員の高所得国で暮らしているが、この層が世界全体の所得の54%を占めている<sup>13)</sup>という状況にあり、極めて不平等な状況にある。

格差について考えてみると、一般的な定義として同じ部類の中における階層、水準、資格、等級などの差を指す。階層については、男女間格差、貧困層と富裕層など、水準では、国の発展度による先進国と開発途上国、人間開発の進んだ国と遅れた国、高所得と低所得、技術の進んだ国と遅れた国、教育の進んだ国と遅れた国、国力の有る国と無い国、社会投資が進み生活を営む環境が整備されている国と整備が進んでいない国など、格差の様相は多様である。格差は、ここに分類した同じ分類項目の中で比較を行い、格差があるか無いかを測り、その差を明らかにして表示したものである。

また、格差は、広義では国家間、地域間の比較、

狭義の格差には地域内、家庭間、職場内などの格差がある。経済的な点では、個人の所得、1人当りの総生産と国の所得など、多くの分野で存在する。貧困軽減戦略の狙いは、このような格差を解消することにもあり、それは国連の目標でもある。

中進国的でありながらラテンアメリカ諸国が目的達成ができないのは、富裕層と貧困層の間に大きな格差が存在するからといえる。ラテンアメリカ18カ国と主要先進諸国8カ国およびラテンアメリカと国民総生産（GDP）が似ているアジア諸国の国別の最貧層10%と最富裕層10%の所得の比を図-2に示す。

図-2で明らかかなように、ラテンアメリカの所得格差は、先進国や1人当たりGDPが似通っている東南アジア諸国と比べ格差が大きい。

ラテンアメリカにおいて格差が大きい要因として次の点を挙げることができる。

- ① 大土地所有者の存在・・・大土地所有者に富が集中する社会システムの構造ができて

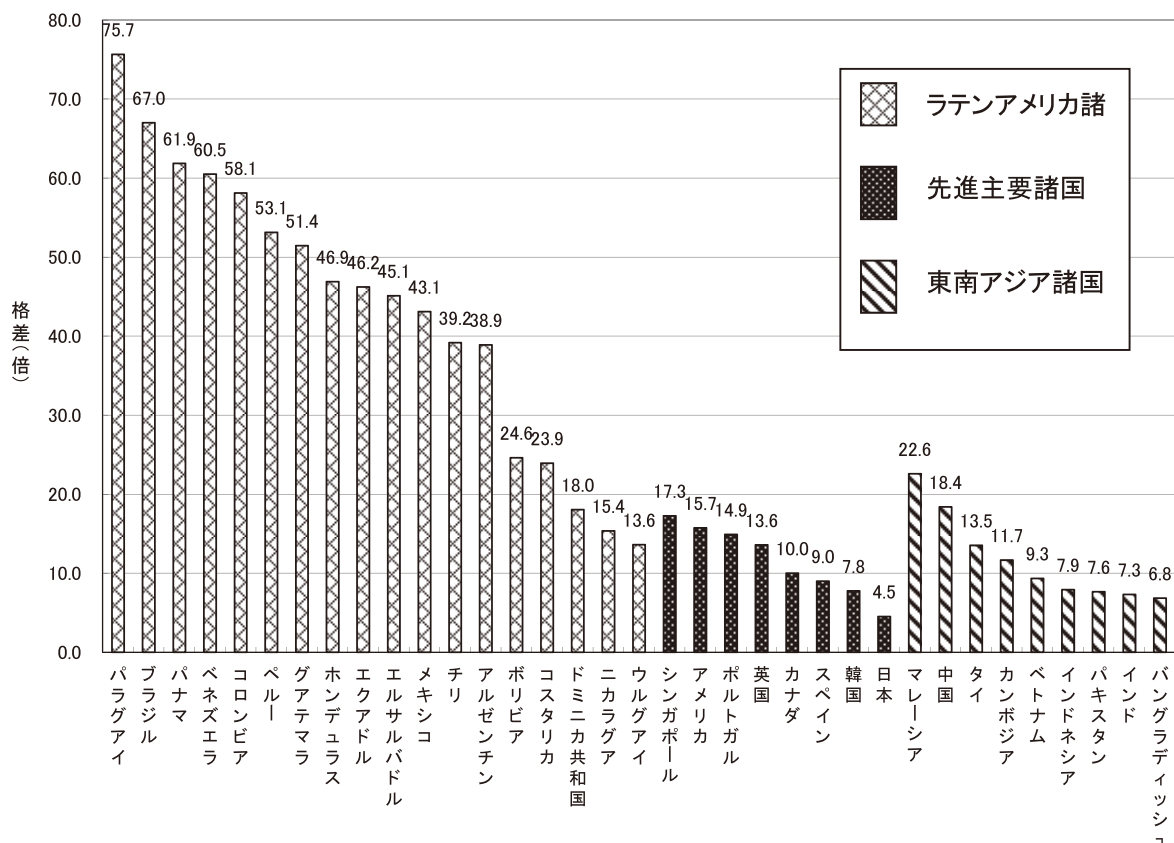


図-2 所得格差の現状（最貧層10%と最富裕層10%の比）

出所：UNDP『HUMAN DEVELOPMENT REPORT 2005』UNDP,2005,PP270-272（筆者編集）

- ② 植民地時代からの階級システムが社会に残っており、貧困層が社会活動や経済活動に参加が難しい社会構造になっている。
- ③ 社会では縁故知人の登用が強く、貧困層の住民が経済活動に参加することが難しい。
- ④ アンデスの高地には先住民が多く住み、その多くが極貧層である。
- ⑤ 高山地帯からの産出物が少なく、高山地帯に住む農民は所得を得ることが極めて困難である。

植民地時代からの大土地所有制と社会階層に基づく上流階級への富の集中という社会構造が現在も継続しており、格差の解消への道を塞いでいるといえる。比較的自由に経済活動ができる東南アジア諸国と異なり、一般庶民が経済社会へ積極的に参加できない構造があることから、貧困層や極貧層の社会の底辺で生活する住民は貧困からの脱出が難しいためにMDGs達成が遅れている。

産業の活性化が、東南アジア諸国の速度に比べ遅く、国の経済成長を妨げているため、国民への公共サービスの向上と整備に必要な社会投資が潤沢に行えないことも格差の解消が遅れている一因ともいえる。

## 2. MDGs達成に向けた貧困改善手法の考察

### 2.1 低成長下の貧困軽減策について

前項でみてきたようにMDGsで2015年までに達成の目標を定めた多くの分野で目標達成ができないことが明らかとなった。この状況を受けて2010年に開催された国連のミレニアム・サミットにおいて、目標達成に向けた状況改善と一層の努力が求められた。MDGsに挙げられた分野の多くは環境整備や保健医療など社会投資に対するものが多い。また、貧困撲滅には個人所得の向上の課題において経済成長と密接に関連していることから、今日のように世界的な経済停滞が続く限り目標達成の進度を速めることは極めて難しい状況にあるといえる。このような状況下において貧困の軽減を促進するには、経済成長に依拠しない貧困軽減手法を開発し実施する必要がある。また、社会投

資や環境の整備は貧困軽減に必要な手段とはいえ、貧困層に直接影響を与え貧困改善の効果が期待できるものではない。そこで、今日のような低成長下における貧困軽減戦略については貧困層に速攻性があり効果的に貧困改善が進む方策を考案し実施する必要がある。このような視点で考えられる貧困改善施策は、経済成長に関係なく貧困層のファミリーに直接所得向上が見込め、即効性のある貧困軽減施策を開発し、実施することが必要であると考える。

### 2.2 貧困軽減に効果的なファミリーの所得向上

#### 1) 貧困の要因を考える

貧困は、消費水準が消費基準に満たない人々、いわゆる所得が貧困ライン以下で生活している人を指す<sup>14)</sup>。貧困ライン以下で生活しているということは、生活に必要な住居、健康、安全な水へのアクセス、寿命、知識（教育）などが剥奪されていて、一般的な生活が送れない状況におかれていることを指す。最貧困層では、適切な医療施設へのアクセスができず乳児の死亡率や5歳以下の幼児の死亡率が極めて高く悲惨な状況に置かれている。また、教育が満足に行われていないため、人間の資質向上が伴わず経済活動への参加ができないことから所得の向上が見込めないまま貧困から脱出できないでいるといえる。

また、貧困は、多面的で複雑な構造で起きていることから、国際機関は、その軽減戦略が多方面から検討され実施している。しかし、複雑な議論は別として、単純な見方をすれば所得が生活をするに足りないことから貧困に陥っているといえる。貧困をこのように定義付ければ、貧困を改善するには「貧困層ファミリーの所得向上」を図れば貧困からの脱出が可能になるという理論になる。経済成長が進めば貧困の改善ができるという遠回しの施策では即効性がなく、貧困層の所得向上が効果的に実現できるとはいえない。また、貧困層ファミリーの所得向上策は、一時的なものではなく継続的に収入が得られ、生活の向上と安定が図れる施策を実施する必要がある。

## 2) 即効性があり効果的な所得向上策

貧困層の多くは社会的に脆弱な環境におかれており、資産や安定した所得向上手段を持たないことから貧困からの脱出が困難となっている。このような貧困状態におかれている要因に焦点を当て、所得向上策を開発し実施することが必要である。また、貧困層の多くは単独では所得向上や貧困からの脱出が困難な場合が多く、所得を得る環境をつくり自立させるには外部からの支援が必要である。

貧困者を支援し所得向上を支援するプログラムの実施と推進は個人を対象にして進めるよりも、貧困層のコミュニティー（小規模組合と名付ける）を設立し、小規模組合を通じて自立できるよう支援することが効果的であると考えられる。個人対象では個人差と個人のエゴが出ることが有り目的の達成が困難になることが多いからである。そこで小規模組合を設立することにより、相互信頼、相互扶助が芽生え、貧困者個人、小規模組合の自立が期待できる。また、小規模組合の自立には、生産品を販売し収入が得られる構造を構築することが必須となり、この市場開拓と販売の確保の支援が重要になる。経済成長に左右されず、直接貧困家族の所得向上が図れる新しく考案し提案する貧困軽減方策は、貧困者が集まり参加者の所得向上を狙いとした小規模組合を設立することにある。そこで組合の自助独立を支援する団体・企業等（産業活動を行っている）との連携により、貧困層の

所得向上の目的を果たす貧困軽減システムの基本構造を図-3に示す。

小規模組合にする利点は、個人で市場内での取引を行うより市場（団体や企業等）と小規模組合の取引とする形態によって、交渉力が増し、販売額の増加が見込まれ、所得向上がより効果的に実現できるからである。また、市場や販売路を持つ団体や企業が核となり複数の小規模組合との連携ができる構造が実現できれば、団体組織の周辺を取り巻く複数の小規模組合に参加する組合員の所得向上が見込まれ、面的な広がりでの貧困層の所得向上を見込むことができ、貧困軽減がより効果的に推進できるようになると考えられる。貧困層支援団体による複数の小規模組合の支援ができる構造が普及できれば、地域の貧困軽減を面的な広がりで行うことができ、より効果的に貧困軽減を図ることができよう。小規模組合の形態を採用した新しく提案する貧困軽減システムの目的を達成するための条件を考えると、次に挙げる項目を考慮すべきである。

- ① 貧困層コミュニティー（小規模組合）の設立（小規模で活動が容易な組織とする）。
- ② 貧困層の生産活動を開始できる手段を与え環境を整える。
- ③ 貧困層が生産活動へ容易に参加できる構造を創造する。
- ④ 貧困層の生産活動が継続できる支援と指導

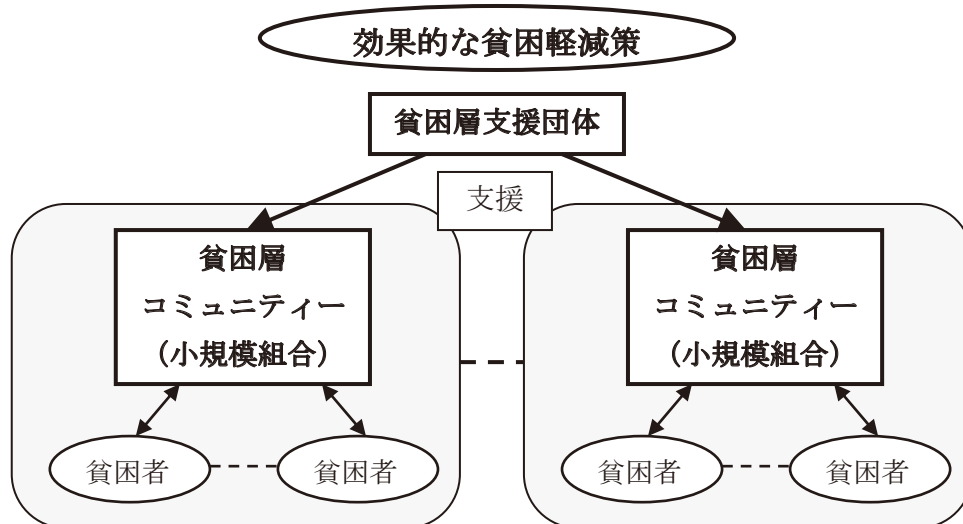


図-3 経済成長に影響を受けない新しい貧困軽減システム



を実施する。

- ⑤ 貧困層が生産した産物の市場開拓と市場への流通を図る。
- ⑥ 貧困層が所得向上支援策から脱落しない構造を構築する。
- ⑦ 貧困層の家族が全員所得向上策に参加している雰囲気を作成する。
- ⑧ 貧困層の家族全員が所得向上を分かち合い、安定した生活環境の実現を支援する。

### 3) 効果的な貧困軽減システムについて

前項で挙げた諸条件を考慮した貧困層ファミリーの所得向上に向けて考慮すべき視点及び支援方を以下に述べる。

- ① 設立する小規模組合は参加会員の数を10～20程度とし、組合活動や活動方針などを決める意思の決定が容易であるような組合とする。大きな組織にすると多くの会員から様々な意見が出て、方針や意思決定が難しくなるので、大きな組織にしない方が良いと考える。
- ② 小規模組合の会員が素早く容易に生産活動を開始できるよう団体組織は支援することが大切であり望ましい。組合の自立を迅速に進められるよう考慮する必要がある。
- ③ 貧困層ファミリーの生産活動が容易に開始でき、参加できる支援を行う必要がある。当初は小規模の土地を持つ貧困層の小作農民など生産手段を持つ農民を会員とし、その小作農民の生産活動、例えば、苗の育成指導と苗の供給、肥料や収穫などに関わる農業指導と自立して生産が可能な農業支援を行い、農業生産と農産物の収穫が見込めるように指導を行う。
- ④ 組合に参加する貧困層の生産活動が一過性のものでなく、継続したものとなるように配慮し、支援や指導などを行う。そのことは組合の自立につながり、参加する貧困層の所得向上をもたらす。
- ⑤ 指導、支援を行う団体組織は貧困層が生産した商品の販路開拓と、市場への流通を図り、組合員の収入確保に努める必要がある。

出来れば団体組織等が生産物の購入を行い、市場に販売する仕組みをつくるのが望ましい。

- ⑥ 組合に参加する貧困層の人々が組合組織と組合活動から脱落しないような相互扶助の仕組みやコミュニティーの輪をつくり、脱落しそうな会員を助け上げることができるような組合とすることが大切である。貧困者は弱者で脱落し易い状況にあるので、特に、目的を達成するためにもこの点の配慮が重要になってくる。
  - ⑦ 組合員の脱落者を出さずに、効果的に貧困軽減を推進するためには、貧困層家族が一丸となって目的達成に努力する雰囲気を醸成する必要がある。貧困家族の家長だけではなく、家族全員が参加し所得向上に励む努力ができるように、また、コミュニティー全体の雰囲気が形づくられるような施策を考える必要がある。例えば、スポーツや小パーティーなど組合員家族間の交流やモチベーション向上に気を配る施策の導入に配慮する必要がある。
- 事例として、トメアス日本人移住地の農業協同組合が小規模組合の支援と農業指導を行っているところで、所得が向上している組合では、家庭内に閉じこもっていた主婦が、共同でパーティーを開いたり、小規模組合の活動を視察に来る外来者を迎える軽食を用意したりと女性たちが組合活動に協力する機運が生まれている。
- ⑧ 最も重要な点は、小規模組合の活動により所得が増加した時、その家族の家長だけがその所得を抱え込む（例えば、自分だけの遊興や飲み代にする）のではなく、子どもの教育費に充てるとか、ご婦人の衣服費に充てるとか、家族全体に獲得できた所得を分配し、豊かな家族の雰囲気づくりができるようにしたいものである。即ち、安定した家族関係が築け、安定した生活が実現できるよう支援、指導する必要がある。また、貧困からの脱出のために獲得した所得を生産活動の拡大や資産の充実に充てるよう指



導をすることも考慮しなくてはならないであろう。

### 3. 所得向上と貧困改善事例

ブラジルのトメアス移住地では、日系人により開発された森林を保護しながら農業生産を行う森林再生複合農法（アグロフォレストリー）が注目を浴びている。地域住民に、この農法のノウハウが伝授され、その普及が進められており、日系の移住農民と地域住民との共生及び貧困層農民の支援を進めている良い事例となっている。

この方式では、近隣小作農家（貧困層農民）は数人の会員規模のアソシエーション（小規模コミュニティ）をつくり、トメアス総合農業協同組合（CAMTA）から苗木の供給とアグロフォレストリー農法の農業生産指導を受け、苗木の育成、果実の栽培と集荷を行う生産活動を行っている。コミュニティの会員は集荷した農業生産物をCAMTAに販売することで収入を得ていて、真面目に働き生産活動に励めば収入の確保ができ安定した生活を営むことができる。

コミュニティでは主にトロピカルフルーツの栽培を行っており、買い入れ先がCAMTAで納入先の確保ができ、フルーツの売り上げにより所得向上につながり生活が豊かになっている。一方、CAMTAはジュース工場を持っており、ジュース加工に必要な果実の確保ができ収益向上につながっている。双方にとって収益の向上をもたらすという良い結果が出ている連携事例といえる。

コミュニティのリーダーの一人に面談したところ、コミュニティに入る前は所有する農地が約1ヘクタールで、所得がブラジルの最低所得以下で極貧困の状態にあったが、コミュニティに入りCAMTAの指導を受けると農業生産が上がり最低所得の7倍になり生活が豊かになったと喜んでいて。

また、大学に入学できるまでになったリーダーの長女の話では、父親は以前はお酒を飲み遊んでばかりいたがコミュニティに入りCAMTAの指導を受けようになってからは、お酒と遊びを止め、農作業に打ち込むようになり家族円満になり、

大変喜ばしい家庭環境になったと父親を褒めていた。この事例は貧困層家族の所得向上を図ることによって生活が豊かになり、貧困からの脱出が効果的に実現できた模範的な事例といえる。

### 4. おわりに

国際機関は、1990年代～2000年代に掛け貧困軽減手法の幾つかの変遷を経ながら貧困軽減戦略を進めてきた。これまでの経済成長と開発を重視してきた貧困軽減戦略では世界経済の停滞による影響を受け貧困の軽減が進展出来なくなり、新しい発想の貧困軽減戦略を開発し取り入れる必要が生じた。そこで、2000年9月の国連総会で「ミレニアム宣言」が採択され、2015年を目標達成時期としたMDGsが設定され、貧困軽減の努力が払われてきた。しかし、メキシコの債務問題、2008年のリーマンショック、欧州諸国の経済危機などにより世界経済は停滞し、経済成長に依拠していたこれまでの貧困軽減戦略では2015年を目標とするMDGsの達成は、多くの開発途上国で困難な状況に陥った。経済成長の影響を受けにくい貧困軽減戦略の開発と導入が国際諸機関や貧困国で必要になった。本研究において、このような背景にある貧困軽減の実態を勘案し経済成長に影響を受けることなく、かつ、貧困層に直接裨益する新しい貧困軽減手法「貧困層コミュニティ（小規模組合）とそれを支援する団体組織との連携システム」を考案し、提案するものである。

### 注)

1) 「経済成長を促すことにより、その富が自然に貧困層に分配（浸透：トリクルダウン）され貧困が改善できる」とした貧困改善の理論。この発想の原点はバーナード・デ・マンデヴィル（Bernard de Mandeville）『蜂の寓話：私悪すなわち公益』（1714）によっている。世界銀行の開発専門家ハーシュマンにより世界銀行内で議論されたようである。

2) 山崎幸治は「トリクルダウンとは、経済成長に伴って貧しい人が経済成長の恩恵を受け貧困の状態が改善されていることを意味している」としている。絵所秀紀・山崎幸治『開発と貧困』アジア経済研究所、1998年、99頁。

- 
- 3) ムルクセの貧困悪循環を断ち切る均整成長論（1953）、ローゼンシュタイン＝ロダン等のビッグプッシュ論（1957）等は、その論拠となる。南坊進二『中南米社会投資基金』開発援助研究、海外経済協力基金・開発援助研究所、1997年、8頁。
- 4) 絵所秀紀・山崎幸治『開発と貧困』アジア経済研究所、1998年、13頁。
- 5) 南坊進二『中南米社会投資基金』開発援助研究、海外経済協力基金・開発援助研究所、1997年、8-9頁。
- 6) 広野良吉監修『人間開発報告書1996・経済成長と人間開発』国連開発計画・国際協力出版会、1996年、57頁。
- 7) 国連ミレニアム総会の発表記事「国連ミレニアム宣言」国連、2000年9月27日。
- 8) 2010年ODA白書「日本の国際協力」外務省。
- 9) 極貧困ラインについては世界銀行により1日1.25米ドル（購買力平価：PPPで1米ドルに相当）に改定された。なお、MDGs目標値の設定は2000年に行われており1日1US\$未満と表記されている。
- 10) 2010年ミレニアム開発目標報告（目標1極度の貧困と飢餓の撲滅）The Millennium Development Goals Report 2010 (Goal 1 Eradicate extreme poverty and hunger) PP6-7。
- 11) 2010年ミレニアム開発目標報告（目標1極度の貧困と飢餓の撲滅）、The Millennium Development Goals Report 2010。
- 12) NDP『HUMAN DEVELOPMENT REPORT 2005』UNDP、2005、P-3。
- 13) UNDP『人間開発報告書2005』国際協力出版会、2006、5頁。
- 14) アマルティア・セン著、黒澤卓、山崎幸治訳『貧困と飢餓』岩波書店、2000、14頁。
- 外経済協力基金・開発援助研究所、1997年。
- 10) 広野良吉監修『人間開発報告書1996・経済成長と人間開発』国連開発計画・国際協力出版会、1996年。
- 11) UNDP『人間開発報告書2005』国際協力出版会、2006。
- 12) 福井千鶴著『ラテンアメリカ諸国における格差の要因』日本大学国際関係学部研究年報第29集、2008。
- 13) 福井千鶴著『ラテンアメリカ諸国における貧困と格差の考察』高崎経済大学論集（高崎経済大学）第50巻 第3・4合併号、2008。
- 14) アマルティア・セン著、黒澤卓、山崎幸治訳『貧困と飢餓』岩波書店、2000。
- 15) 福井千鶴著『南米日系人と多文化共生』沖縄観光速報社、2010。
- 16) UNITED NATIONS『The Millennium Development Goals Report 2005』UNITED NATIONS、2005。
- 17) UNITED NATIONS『The Millennium Development Goals Report 2009』UNITED NATIONS、2009。
- 18) UNITED NATIONS『The Millennium Development Goals Report 2010』UNITED NATIONS、2010。
- 19) UNITED NATIONS『The Millennium Development Goals Report 2011』UNITED NATIONS、2011。

## 参考文献：

1. 西川 潤監訳『世界開発報告書—貧困との闘い 2000/2001』世界銀行、2002。
2. 外務省『2010年版政府開発援助（ODA）白書・日本の国際協力』外務省、2010。
3. 独立行政法人国際協力機構『ミレニアム目標への取り組み』JICA、2010。
4. 国際連合『国連ミレニアム開発目標報告 2005』国際連合、2005。
5. 国際連合『国連ミレニアム開発目標報告 2009』国際連合、2009。
6. 国際連合『国連ミレニアム開発目標報告 2010』国際連合、2010。
7. 南坊進二『中南米社会投資基金』開発援助研究、海外経済協力基金・開発援助研究所、1997年。
8. 絵所秀紀・山崎幸治著『開発と貧困』アジア経済研究所、1998年。
9. 南坊進二著『中南米社会投資基金』開発援助研究、海

# Simplifying the teaching of articles (a, an, the) to the Japanese English Language Learner

Paul A. R. ROWAN

ポール A.R. ローワン. 日本人英語学習者を対象とする冠詞 (a, an, the) 教授法の簡略化について. *Studies in International Relations* Vol. 33, No. 2. February 2013. pp. 47 – 54.

多くの言語指導者にとって、特定の文法ポイントについて説明することは日常的な作業である。一方、学ぶ側の学生にとっては、こういった授業は往々にして矛盾が多い規則や情報の繰り返しになりかねない。本論文では、限定詞という文法グループのうち、「冠詞」の a, an, the の原則的な用法に焦点をあてる。冠詞の用法に関する規則は50以上にもものぼり、冠詞をもたない言語を母国語とする学習者にとって、その習得はかなりの難しい課題といえる。本論文の目的は、いくつかの冠詞用法の規則を一般化することにより、それ以外の用法に関する誤解や間違いが英語学習者自身の学習経験をとおして改善していくことを示すことである。

Often when learning a new language, students discover some words or word groups that have slightly different grammatical functions than is found in their respective first language (L1). Sometimes, words in the second language (L2) being studied have grammatical word groups that do not exist in the learner's L1, and sometimes, not even have a grammatical equivalency or function that can be applied to L1. An example of this for L2 English learners is the article (*a/an* and *the*), a grammatical sub-group of determiners. The article position is place before the noun head in a noun phrase (NP). For example, *my book* or *a book*. Both *my/the* are determiners with *my* being a possessive pronoun and *the* being an article.

The use of articles is made particularly difficult for some linguistic groups, such as the Japanese and the Slavic language groups (e.g. Russian or Croatian), because these languages do not utilize articles. The objective of this paper in addressing the issue of articles usage for the L2 English learner, and particularly for the Japanese L1 speaker, is two fold: first, to act as an overview of determiners and their placement within the NP with particular attention on the articles (*a, an, the*) and explaining their uses; second, to provide a function-grouping as the concept-approach/system of instruction for the teaching of articles. The objective for the organization of articles into subgroups is not to have perfect use of articles by these L2 English learners but to give them a greater level of success in article use based on building their experiences in using these words rather than memorizing fifty or more rules to article usage (Cole 2000).

## Background

Learning language rules, particularly the English article system is difficult for most learners – the complexities in identifying when and where the article is used being a particularly daunting task. For the Japanese English L2 learner, most English is learnt through the memorization of phrases or functions by following the Grammar Translation (G-T) methodology of instruction. Unfortunately, the creating of a sentence is not a leading function or objective for the G-T methodology of instruction. This means that while students can use articles in a limited fashion, their ability is based on what they have memorized. This means that their use of the article, outside

of their memorized phrases, is problematic due to their lack of experience with the article's function and use. Further, even with individuals whose L2 English skills approach that of full mastery to the native level, articles still remain an irritant as they still make mistakes with their usage (personal communication with a professional translator who is a native Japanese speaker). This paper will offer an approach to learning article usage that simplifies its instruction, that while not 100% encompassing, at least allows the learner to gain a general understating of its use and function. Before outlining the general article categories, the article must first be place into context within the rules governing the use of determiners.

## Analysis of Determiner Placement

Generally, there are two types of grammatical words that are used in an NP: determiners (which include both pronouns and articles), and a modifier (adjectives to describe the noun). Adjectives, within the NP, when they are not the main focus/purpose of the sentence, come directly before the noun (Collins, 1990). If a non-adjective determiner is needed to identify the type of noun in use, then it will be placed before the adjective that is connected to the noun in the NP. The determiner identifies “what kind of noun is in the phrase... definite, indefinite, proper or common” (Crystal, 1996, p. 105).

The grammatical function of the determiner, as it is linked to the NP, falls into two functional groups. The first group is used to refer to someone or something that the speaker/writer (for future reference, the ‘speaker’ can be a speaker or writer and the ‘listener’ can be a listener or reader) assumes that the listener knows or understands what the speaker is talking about. This type of determiner is called a “specific” determiner. Other specific determiners include: *the, that, this, these, those* and possessive pronouns (Collins, 1990, p. 43). However in certain situations, the information provided does not assume that the listener knows or has prior knowledge of what the speaker is uttering making this an indefinite determiner. This second grouping of determiners is called a “general” determiner and this group includes: *a/an, all, another, any, both, each, either, enough, every, few, little, many, more, more of, most, much, neither, no, other, several, and some* (Collins, 1990, p. 52). The placement and subsequent job that these determiners play in an NP is complex and is dependant on the meaning or function of the individual determiner (e.g. counter, pronoun, article) as they relate to the NP.

To further explain how determiners function, Table 1, based on Huddleston's chart (1989) shows how different determiners are placed, within the NP head. There are three types of determiners and their functions are identified as *Types I, II, and III*. Note that the article, *the*, is placed in the position identified as a Type II determiner which is also the central position for articles around which the other determiners types are placed.

Table 1: The Three Key Structures on a Noun Phrase.

	<u>Determiners</u>			<u>Modifiers</u>	<u>Noun Head</u>
	<u>Type I</u>	<u>Type II</u>	<u>Type III</u>	<u>Adjective</u>	<u>Noun</u>
a.	both	these		good	dancers
b.	all	the	Many	good	dancers
c.	what	a few			dancers
d.		my	several		dancers
e.		a		good	dancer
f.	all	the		good	dancers



The rules concerning the placement of these determiner types within the NP are quite stringent with little overlapping in their respective position. As can be seen in Table I, Type I in the pre-determiner position, and Types II and III being placed in the post-determiner position due to their grammatical functions. In Table 1, five NPs are used to demonstrate how the three types of determiners function. For example, the NP from *b.*, in Table 1 we see that in the NP *all the many good dancers*, the words *all*, *the*, and *many* are the determiners. The Type I determiner is *all* and this determiner, along with *what* and *both*, which also have similar functions, are found in the initial pre-determiner position. Type III in this NP is *many* and can only be found in this position and like the other words in this position, cannot be used with Type II determiners. Other Type III determiners include quantifiers such as *ever*, *several*, and other like words (Huddleston, 1989). The Type II determiner, which is the determiner that Types I and III centre on, is where the articles *a/an* and *the* are located.

## A Generalized Guide to Article Usage

Articles, like other members of its determiner family, are used to help the listener identify whether we are referring to things that are known (or not known) to both the speaker and the listener and if the speaker is focused on a particular or a general noun in the NP (Swan, 2005). This can be summarized as saying that the article helps the listener to identify *what one*, *which one* or *which one of something* that the speaker is talking about. This may seem relatively simple but the article's use is rather complex (Swan, 2005; Cole, 2000). Yet for all this detailed data, the average intermediate learner cannot clearly understand this grammar point's complexities and so they continually make mistakes and become frustrated with the use of this grammar point. Thus, the instructor must reduce all of this information into some basic structure of article usage that complements, enlightens and most importantly, does not confuse or overwhelm the student.

To direct the L2 English language learner on the complexities of article uses, the descriptions of articles as outlined by Swan (2005), Azar (2000), Huddleston (1998), Quirk, et al. (1985), Cole (2000), and Collins (2006), six major groupings have been identified for the L2 English student to learn. Table 2 is a brief summary of Appendix 1 and is used to explain the six article types. The objective here is to allow the L2 English learner to quickly understand article usage with a focus on where and when the article is used. Table 2 demonstrates a number of examples on how the various functions of articles can be summarized. These six generalized categories are an overview for the student to learn from and use in their efforts to improve their basic article usage.

Table 2: Examples for the 6 Key Article Structures

		<u>Article</u>	<u>Modifier</u>	<u>Noun Head</u>	
1a	I have	a		book.	
1b	I have	some		books.	
2a	I have	a		book.	
2b		the		book	is heavy.
3a	I think	a		book	is useful.
3b	I think			books	are useful.
3c	I think	the		books	are useful.
4a		the		doctor	is coming soon.
4b		the		train	stops here.
4c		the	reading	room	is big.
5	It's in	the		fridge.	
6a	We'll go by			car.	
6b	It's	the		coolest!	

The first category of articles is the *Counter* and has a fairly straightforward function. The article *a/an* refers to the quantity *one*, as we see in NP example 1a. Though the determiner *some* is sometimes used as an article to replace the indefinite article *a* such as we see in NP situation 1b, the quantity is not specified though it can be assumed to mean more than one. Here it is used to inform the listener that there is more than one book though the quantity of books is not known.

The second category of article usage, as demonstrated in Table 2, NP examples 2a and 2b, is the *Object Identification*. Here we use the article to introduce a topic, in this case a book, and we follow this introduction with more detailed information about the speaker's book. This particular situation is often overemphasized in most resources that students and instructors use (Berry, 1991). This can result, as might be expected, in the learner coming to believe that this is the only real function of an article and thus, they can completely miss the meaning of the speaker's utterance. In NP 2a, we see the speaker introduces a previously unknown NP/object or an unknown component of the NP/object. In NP 2b speaker and the listener have both been introduced to the object and the discussion now centers on the object.

The third category of article assists the speaker to make *Generalizations* about the NP or to make general statements on non-specific subjects or objects. An example of this type of article use is the focus of the NPs from examples 3a – 3c of Table 2. Here this situation shows the speaker making a general comment about something or the discussion is about something but neither the speaker nor the listener identify what exactly is being discussed (Swan, 2001). Example NP 3a, states that a particular book has been identified. NP 3b states that any and all books are useful, but which books the speaker is discussing has not been specified. NP 3c shows that the speaker is talking about a particular set of books that only he or she knows about. These are the generalized statements and with intentions for their utterance of not being specified.

The fourth type of article use is seen in NP from examples 4a – 4c and is called the *abstract NP*. These are specific nouns or NPs that both the speaker and the listener can identify. In NP example 4a, the listener easily identifies that a doctor is coming and it is the doctor they expect to see. NP example 4b demonstrates how we assume there is only one station that is being discussed, and the train that stops there is the one that is important to the speaker. In NP example 4c, both the speaker and listener know the particular room being discussed, but because they do not need to specify which room, the third listener may not know the room

being discussed and thus the room is still an abstract location to the third listener.

The fifth classification of article usage is when we use an article to identify a *unique NP*. In this situation, the noun head is considered to be the only one in existence. In NP 5 of Table 2, there is only one fridge that the speaker is thinking about when the speaker utters this sentence. The expectation here is that the listener knows what fridge the speaker is talking about. If the listener doesn't have first-hand knowledge of the speaker's fridge, the listener can easily assume that there is a single fridge and that the speaker knows exactly what and where it is. In other words, there is only one fridge that the speaker could possibly be talking about.

The sixth and last of the article groupings is found with the *Idiomatic* or *Slang* use. Often times when the article is used in one of these types of expressions, according to the logical rules provided, it shouldn't be. Whether the article is sometime used or not used depends on the idiom. In NP example 6a, the article is probably omitted so to facilitate the speed and ease in the utterance of this sentence; but it is understood by the native speaker and listener that *the car* is specific, and both the speaker and the listener know which car is being discussed. NP example 6b is a slang idiom that has been adopted by the language as a whole. The article is used here to help emphasize *coolest*. The meaning of the word *coolest* is not explained but its meaning is solely dependent on the listener and the speaker agreeing on what constitutes *coolest*. These idiomatic situations are the most problematic for the language learner but as they are idiom expressions, the only answer here is that the learner must gain experience with the idiom's use and the article's use within it.

There are, of course, a number of situations that do not fall cleanly into these six categories. The exercises that the instructor uses must also incorporate examples of article usage that fall outside the six general groupings of articles. In the following sentence, the NP *a TV* is used twice in succession: *My eldest daughter wants a TV in her room, but I don't think having a TV in her room will help her studies*. One initial impression of these two NP's could be that they seem constitute the indefinite → definite article situation. Upon closer inspection, the second NP in the independent clause that follows the conjunction *but* discusses all TVs in general as compared to the first clause where my daughter's desiring of *one* TV is probably a new idea brought into the conversation by the speaker. If this sentence were found in an exercise, it would be easy for the L2 learner to miss the particular implications of the article usage therein particularly if they have little or no experience with situations that fall outside their normal practice.

The model sentence used above is an example of how to formulate exercises that challenge the learner to creatively reason-out this type of article usage and so come to a better understanding of articles and their use in English grammar. With these six basic article groupings, the English language learner whose own L1 doesn't use articles, can identify the article's use more easily and thus feel more confident in using the article in their own spoken or written work. Appendix 2 shows a number of sentences used for discussion to help facilitate the student's understanding of article usage. Further worksheets are needed culminating with sentences mimicking the one demonstrated in the previous paragraph will aid in building the learner's experiences with article usage.

## Conclusion

This paper has focused on the English language learner whose L1 does not utilize articles. In explaining article usage to these students we must first explain or clarify how determiners are used before we can address the different determiner sub-groups of with the article is one. Though no system is perfect, and as is the nature of English where every rule has an exception, the explanation of articles in functional groupings as outlined

in this paper, has shown to be successful for the learner.

Articles are a difficult and complex grammar point to teach. To be successful, the teacher must first understand and interpret the basic principles guiding the use of determiners and articles. Next, teachers must be able to explain how these six principle groups of article, and their functional use within the determiner group. Finally, the learner must be given enough practice using the six general guidelines for articles. The six guiding principles expressed here are an attempt to make the instruction of articles easier to teach and easier for the learner to understand how they function and most importantly, to emphasise the need for extensive practice so to build the learner's experiences with articles.

## References

Azar, B. S. (1992). *Fundamentals of English Grammar*, (2nd ed). Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall Regents.

Azar, B. S. (2000). *Understanding and Using English Grammar*, 3rd ed. White Plains, NY: Pearson Education.

Berry, R. (1991). Re-Articulating the Articles. *English Language Teaching Journal*, 45/3, 252-259.

Cole, T. (2000). *The Article Book*. Ann Arbor, MI: University of Michigan Press.

*Collins Cobuild English Grammar*. (2006). London, UK: Harper Collins.

Crystal, D. (2004). *Rediscover Grammar*. Edinburgh, UK: Pearson Longman.

Eastwood, J. (1992). *Oxford Practice Grammar*. Oxford, UK: Oxford University Press.

Huddleston, R. (1984). *Introduction to the Grammar of English*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.

Swan, M. (2005). *Practical English Usage*, 3rd ed. Oxford, UK: Oxford University Press.

Swan, M., & Smith, B. (2001). *Learner's English*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.

### **Appendix 1 Guide to Article Usage (a/an and the) for Intermediate Stns.**

1. **Counters.** Used to introduce one of any noun.

I have *a book*. (I have one book.)

I have *some books*. (More than one book.)

The word *some* is often seen as an article and so I include it in my list however, I would suggest it is more of a determiner.

2. **Object Identification.** Indefinite → Definite

1<sup>st</sup> → 2<sup>nd</sup> mention or the Unknown → Known situation

I have *a book*. *The book* is heavy.

A book is introduced in the first sentence and then the same book is talked about in the second



sentence. This is a situation where the NP is introduced and it becomes the topic of the next sentence. Both the speaker and listener know which book is being discussed.

3. **Generalities.** Non-specific subjects/objects.

Articles used here are for making generalizations about the class something/one. We are not talking about any individual subject of that class. (It is important to note that this use is not as a counter.)

I think *a book* is useful.

Any book, it is not specified.

I think *books* are useful

Any books. The books being discussed have not been specified.

I think *the books* are useful.

A particular set of books.

4. **Abstract NP's.** Specific nouns/ NPs that both the speaker and the listener can identify.

*The doctor* is coming soon.

The listener can easily identify that a doctor is coming and it is the doctor they expect to see.

*The train* stops at *the station*.

We can only be talking about one particular station and the train that stops there.

*The room* is big.

The speaker and listener know the room and are talking about it but because they do not specify which room, this makes the room abstract because a third listener would not know the room which is being discussed.

5. **Unique objects.** Where there is only one possible noun / NP.

It's in *the fridge*.

There is only one that the speaker is talking about and the listener should know which fridge the speaker is talking about. If the listener doesn't know the speaker fridge, they can easily expect for there to be a fridge in the speaker's kitchen. In other words, there is only one fridge that the speaker could possibly be talking about.

6. **Idiomatic/slang usage.** Where the article is sometime used or not use depending on the idiom

We are going by *car*.

The article is left out for speed and ease of speech but the native speaker and listener both understand that *the car* is specific and both know which one is being talked about.

It's *the coolest!*

In this slang expression, the article is used here even though *coolest* is not explained. It is understood by both the speaker and the listener that *coolest* is a good thing and perhaps fashionable or in style.

## Appendix 2

Identify the type of NP as it relates to the article. Discuss the reasons for your choice.

1. Would you like to see *a show*?
2. Would you like to see *the show*?
3. *The sun* is going down.
4. In *the office* a phone was ringing.
5. I was in bed when *the phone* rang.
6. It was *a gold cup*.
7. This is *a lovely flower*.
8. *The play* was *a comedy*.
9. Kate gave me this *CD*.
10. Kate gave *the CD* to me.
11. In *a movie*, there are many *actors*.
12. *The actors* have some skill but some are just pretty.
13. I think *the water* is warm enough for swimming
14. “Billy, for some reason I found *the phone* in *the fridge*. Why?”
15. “Whose phone? *The phone* is in the charger.”
16. *The weather* is nice today, isn't it?
17. We go by *ferry* to Nanaimo from Vancouver.
18. We go on *the ferry* to Nanaimo from Vancouver.

# Design choices and issues in Likert-item questionnaires

Marcus GRANDON

マーカス・グランドン. リッカート尺度を用いた質問用紙におけるデザインの選択性と問題点. *Studies in International Relations* Vol. 33, No. 2. February 2013. pp. 55 – 59.

「アンケート」方式は、研究者たちが資料収集に用いる今日でもかなり一般的な方法である。そしてその「アンケート」結果は、議論の正に根拠となるのである。従ってそのデータの有効性は、「アンケート」の有効性にかかっている。故に、「アンケート」作成には、必要とされるすべての条件が満たされるよう十分な注意が必要である。日本人参加者を含む研究のための“Likert-item”の場合では、「アンケート」の有効性は、日本的な慣習に沿ったやり方の方がより有効であり、またその方がやり易い。そしてこの「やり易さ」は、正確で有意義なデータを得るよい方法のひとつなのだ。参加者が最も抵抗なく回答できることが大事だからである。このペーパーは、最近の応用言語学から得られた「マルチモダリティ」によるアンケート方法の選択および問題点を検討し、「ローカリゼーション」コンセプトに基づく解決法を提供するものである。

Designing a questionnaire as a part of a research study requires serious attention to a multitude of details. With the goal of procuring realistic information from the participants of any particular study, questions are typically written with a sharp focus to ensure the accuracy and validity of the answers and for triangulation of data (Richards, 2003; Duff, 2008). For times when research projects occur in multi-cultural settings the original questions are often written in one language and subsequently translated into the mother tongue of the participants. As normal practice, authors even ask a third party to *back-translate* the questions into the original language as a way to limit errors in the translation process (Dörnyei, 2007, 2010). It is also quite normal to pilot test the questionnaire before using it in a study. Paying attention to these details aligns with the wishes of the question writers to create an instrument that produces authentic data. In recent times, concepts from *multimodality* have led to a better understanding of not only the content and translation of the questions, but also the way in which they are presented to participants in terms of page design and layout.

Multimodality, the branch of applied linguistics that examines multiple modes of communication within one text, shows that communication occurs in combinations of modes (Kress, 2010). Here ‘mode’ is defined as a particular form of language expression comprised of a unique set of characteristics, e.g., speech or writing; and ‘text’ is defined as “complex semiotic entities which can project a complete (social) world, which can function as complete message-entities which cohere internally and with their environment” (Kress, *Ibid.*). A large number of modal encodings with meaning-potential occur during the creation of a questionnaire. Each mode can be subsequently examined to determine the effectiveness of the semiotic meaning produced.

The work that goes into the creating and piloting of questionnaires can be further enhanced through attention to elements of design. Design is a mode of communication. A well-designed page layout presents information to participants as a complete and coherent text that may make it easier for the elicitation of truthful answers. Available tools for this mode such as fonts, spacing, and letter size warrant consideration as part of the details involved in creating a questionnaire because these details coalesce in a multimodal document to produce meaning.

## Problem encountered

As a part of the process of creating a questionnaire for a study I recently conducted involving Japanese university students, I learned of a design concept that I had never considered in the past. This concept has its roots in cultural differences that require careful consideration. In these kinds of multi-cultural cases design choices should be made that provide the most comfortable circumstances for the people answering the questionnaire because among things, they are volunteering their time and effort to generate data. The design should not interfere with the process of answering the questions. The problem I encountered is related to the concept of *localization* found in the area multimodality. The notion of localization indicates that the semiotic resources of a print document follow cultural norms of a particular region (Hiippala, 2007, 2012). For the design of a questionnaire to be given to Japanese students I wanted to answer the question: What is the culturally normal way to write the order of Likert-item choices in Japan?

## Data collection, analysis and discussion

One important design element regarding localization appeared in an early draft of my questionnaire after I asked some Japanese colleagues to provide feedback on the document. I had written the Likert-items in the questionnaire to have their accompanying choices arranged as in Figure 1.0. The order of the choices appeared as an innocuous way to write the questionnaire, and it was even precisely modeled after a questionnaire that Dörnyei (2010) had translated into Japanese. A localization issue emerged related to the order of the choices and their corresponding numbers.

	Strongly Disagree	Disagree	Neutral	Agree	Strongly Agree
I like videos	1	2	3	4	5

Figure 1.0 Pattern of the original design of my Likert-items.

After asking a few Japanese colleagues about the questionnaire they informed me that Japanese questionnaires usually started with the order of the choices directly opposite to what I had written, i.e., with “Strongly Agree” as the leftmost choice. This information was news to me and in direct contradiction to the published research materials I had read, so I began further inquiry into the matter. As a part of this inquiry I asked six university professors from three campuses and two university students about how they expected questionnaires to be designed. All eight people revealed that they expected the choices to appear opposite to the way I had originally presented them. Figure 1.1 represents my interpretation of the Likert-item choices according to what I had been told.

	Strongly Agree	Agree	Neutral	Disagree	Strongly Disagree
I like videos	1	2	3	4	5

Figure 1.1 Perception of the recommended pattern for Likert-item design based on the ideas of Japanese teachers and students.

Continuing the search, I collected a series of official questionnaires containing Likert-items that were given to students by university administrators. I found six different questionnaires used at public and private



universities throughout one prefecture in central Japan. Each of the six student questionnaires used for official university business had the “Strongly Agree” choice on the far left. Some of them included Arabic numbers affixed to the choices for the takers to select and each had the highest numeric value corresponding to the leftmost choice. In other words, the numbers were in descending order going from left to right with the higher number being aligned to the “Strongly Agree” choice. This pattern was also different from my original perception of how to design a questionnaire. Figure 1.2 shows a student questionnaire from one of the largest private universities in Japan designed with the numeric choices ordered 5-4-3-2-1.

II. 以下の項目について、5段階評価の該当する番号にマークしてください。

1. 教員は学生の理解度や反応に配慮して授業をした。

	強くそう 思う	そう思う	どちらとも 言えない	そう思わ ない	全くそう 思わない
1	5	4	3	2	1

Figure 1.2 Numeric choices in decending order from left to right found on an official questionnaire designed to be administered to students at a private university.

Although the completion process for the taker of the questionnaires varied somewhat from questionnaire to questionnaire by employing different tasks such as filling in ovals or circling choices, the design format of the questions did not. “Strongly Agree” appeared on the left and the highest number representing this choice was also on the left in *all* of the other samples I found. For example, figure 1.3 displays a portion of a form from a national university in Japan. On the form students are asked to pencil in the actual number from 5~1 for the corresponding Likert-item choice in an empty field for an Optical Character Recognition (OCR) reader.

以下の回答は、5段階評価(1-5)で記入してください。出席回数が少ないなど、正当な回答ができない場合は、回答不能(0)を記入してください。

5	4	3	2	1	0
とても そう思う	少し そう思う	どちらとも 言えない	あまりそう 思わない	全くそう 思わない	回答不能

2. 授業での自分自身の様子を教えてください。

- 設問 1 この授業の欠席回数を教えてください(数字を直接記入。5回以上は5を記入)。..... 8
- 設問 2 自分は、この授業のために、授業外の学習(予習・復習)を積極的に行なった。..... 8
- 設問 3 自分は、この授業の内容を、主体的に学ぶことができた。  
(この授業について、関連資料を調べた、友人と議論した、図書館を活用した等) ..... 8

Figure 1.3 Numeric choices in decending order from left to right found on an official questionnaire designed to be administered to students at a public university.

Intuitively, the knee-jerk supposition immediately arose that because Japanese traditionally read from right to left that the numeric ordering system found in figures 1.2 and 1.3 is the most localized way to create the Likert-item choices in Japan. Closer examination shows deeper complexities. Localization varies by culture and does not necessarily have to do with the direction in which text is traditionally read. For example, in Germany it would make the most logical sense for Likert-item questionnaires to use the number 1 for the ‘strongly agree’ choice because 1 is the highest grade Germans receive as a mark in school on report cards. Written German reads from left to right yet Likert-items are usually designed in Germany with ‘strongly agree’ as the leftmost choice and its corresponding number as 1 (Claudia Gremler, personal communication, September, 2011).

To further the investigation, I spoke with several more Japanese university professors about this ordering

of the Likert-item choices, and showed them the materials I had found. All agreed that the order should be done in a way that mimics the questionnaires found in the field. I finally did find one professor who did not agree. Following details in Akuto (1987) this professor stated the polar opposite strategy for the design of Likert-item choices compared to what I had found in the field. For questionnaire design in Japan, Akuto (1987) recommends that “Strongly Agree” and the higher number should be on the far right. With this new information, I could see a debate developing with regard to the order in which the Likert-item choices should be written.

## Conclusion

I wanted to produce a questionnaire that would create the least possible cultural interference following the concept of localization. In the field I have yet to encounter a single example of a Japanese questionnaire written the way Akuto (1987) suggests. This real-world data convinced me that Likert-item questionnaires in Japanese should be written with “Strongly Agree” as the leftmost choice with the highest numeric value assigned to it. A document with this type of textual layout would most closely adhere to the multimodal concept of localization based on the evidence in this small-scale inquiry. Further research in this area of study is required before a more definitive conclusion can be reached. I continue to probe the issue by showing Japanese educational professionals and students the documents I have been able to locate so far and getting their ideas on the order of the Likert-item choices. Because the evidence I uncovered pointed overwhelmingly in one direction, a direction contradictory to published sources currently available in English, I determined the best way to produce a localized questionnaire for Japanese participants is as shown in figure 1.4.

Strongly Agree	Agree	Tend to Agree	Tend to Disagree	Disagree	Strongly Disagree
6	5	4	3	2	1

1. I like DVDs.	6	5	4	3	2	1
-----------------	---	---	---	---	---	---

Figure 1.4 A localized way to present Likert-items in Japan (English version).

The English version was then translated into Japanese for students in Japan. Figure 1.5 shows an example of how the final version appeared. Data from the questionnaires found in the field contain implications for anyone designing a questionnaire-based study in Japan. Figure 1.5 appears to be the most localized way to design Likert-items for Japan-based studies.

非常にそう思う	そう思う	ややそう思う	あまり そう思わない	そう思わない	全く そう思わない
6	5	4	3	2	1

	非常に そう思う	そう思う	やや そう思う	あまりそう 思わない	そう 思わない	全くそう 思わない
DVDはとても好きだ。	6	5	4	3	2	1

Figure 1.5 The preferred way to present Likert-items in Japan according to the concept of localization (Final Japanese version).

## References

- Akuto, H. (1987). *Shaki chousa handobukku* [Social research handbook]. Tokyo: Nihon Keizai Shinbunsha.  
(Trans. 鮑戸 弘, (1987). 『社会調査ハンドブック』. 東京：日本経済新聞社.)
- Dörnyei, Z. (2007). *Research methods in applied linguistics*. Oxford: Oxford University Press.
- Dörnyei, Z. with Taguchi, T. (2010). *Questionnaires in Second Language Research* Oxford: Oxford University Press.
- Duff, P. (2008). *Case Study Research in Applied Linguistics*. New York and London: Routledge.
- Hiippala, T. (2007). *Helsinki: A multisemiotic analysis of tourist brochures*. Unpublished Master's Thesis. University of Helsinki, Helsinki.
- Hiippala, T. (2012). The localization of advertising print media as a multimodal process. In W.L. Bowcher (Ed.), *Multimodal Texts from Around the World: Linguistic and Cultural Insights*. (pp. 97-122). London: Palgrave Macmillan.
- Kress, G. (2010). *Multimodality*. Oxon and New York: Routledge.
- Richards, K. (2003). *Qualitative inquiry in TESOL*. Hampshire and New York: Palgrave Macmillan.

# 日本大学国際関係学部国際関係研究に関する内規

平成21年3月18日制定  
平成21年4月1日施行  
平成24年3月7日改正  
平成24年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学国際関係学部国際関係研究所（以下研究所という）が発行する国際関係研究に関する必要事項を定める。

(発 行)

第2条 国際関係研究の発行者は、国際関係研究所長とする。

2 国際関係研究は、毎年2回10月及び2月に発行するものとする。ただし、国際関係研究所運営委員会（以下委員会という）が必要と認めたときは、この限りでない。

(編集委員会)

第3条 日本大学国際関係学部国際関係研究所規程第14条に基づき、研究所に編集委員会を置く。

2 編集委員会は、国際関係研究の編集・発行業務を行う。

3 編集委員会は、国際関係研究所運営委員会をもって構成する。

4 編集委員会委員長は、国際関係研究所運営委員会委員長とし、編集委員会副委員長は、国際関係研究所運営委員会副委員長とする。

(投稿資格)

第4条 国際関係研究に投稿することのできる者は、次のとおりとする。

① 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教員（客員教授を含む）

② 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）が受け入れた各種研究員及び研究協力者（名誉教授を含む）

③ 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の非常勤講師

④ その他委員会が適当と認めた者

(原稿の種別)

第5条 国際関係研究に掲載する原稿は、国際関係及び学際研究に関する研究成果等とし、原稿の種別は、論文、研究ノート、資料、学会動向、その他編集委員会が認めたものとする。

(投稿数)

第6条 投稿は1号につき1人1編とする。ただし第4条第3号及び第4号の者は年1回限りとする。

(使用言語)

第7条 使用言語は次のとおりとする。

① 日本語

② 英語

③ 英語以外の外国語で編集委員会が認めたもの

(字数の制限)

第8条 原稿は字数16,000字以内（A4で10頁程度）とする。

2 前項の制限を超える原稿は、編集委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

第9条 原稿の作成は、別に定める「国際関係研究執筆要項」による。

2 原稿はパソコンで作成したものとする。



(禁止事項)

第10条 原稿は未発表のものとし、他誌への二重投稿をしてはならない。

(原稿の提出)

第11条 投稿者は、印字原稿(図表、写真を含む)と当該原稿のデジタルデータ(原則として図表、写真を含む)を保存した電子媒体及び所定の「国際関係研究掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出する。

(提出期限)

第12条 原稿の提出期限は、毎年6月30日及び10月31日とする。

2 前項の提出日が祝日又は日曜日に当たる場合は、その翌日に繰り下げる。

(審査)

第13条 投稿原稿は、別に定める審査要項に基づき編集委員会において審査するものとする。

2 論文の審査は、受理した原稿1本につき、編集委員会委員のうちから選任された審査員2名が審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、学部内又は学部外から審査員を選任し、審査を委託することができる。

3 研究ノート、資料、学会動向、その他の審査は、編集委員会委員のうちから選任された審査員1名が、審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、編集委員会委員以外の審査員1名を選出し、審査を委託することができる。

4 審査員は、自ら投稿した論文等について審査することができない。

5 審査員は、当該審査結果について、所定の「審査結果報告書」を作成し、編集委員会に報告する。

6 編集委員会は、前項の報告に基づき、投稿原稿掲載の可否について審議し、決定するものとする。

(校正)

第14条 掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は、二校までとし、内容、文章の訂正はできない。

(別刷の贈呈)

第15条 国際関係研究の別刷は、1原稿につき30部を投稿者に贈呈する。

2 前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権)

第16条 国際関係研究に掲載された論文等の著作権は、各執筆者に帰属する。ただし、論文等を出版又は転載するときは、編集委員長に届け出るとともに、日本大学国際関係学部国際関係研究からの転載であることを付記しなければならない。

(電子化及び公開)

第17条 国際関係研究に掲載された論文等は原則として電子化(PDF化)し、本学部のホームページを通じてWEB上で公開する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 従前の『国際関係研究』寄稿要項は廃止する。

# 国際関係研究執筆要項

平成21年3月18日制定  
平成21年4月1日施行  
平成24年3月7日改正  
平成24年4月1日施行

- 1 原稿は完全原稿とし、締切日を厳守してください。また、翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得てください。
- 2 原稿の種別は次のとおりとします。
  - ① (1) 論文 (2) 研究ノート (3) 資料 (4) 学会動向
  - ② (1)～(4)以外のもので編集委員会が認めたもの
- 3 本文は常用漢字、現代かなづかいとし、学術上で必要な場合においては、その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い、外来語はカタカナ書きとしてください。
- 4 原稿は、字数16,000字以内(A4で10頁程度)とし、次の書式で作成してください。
  - ① 日本文 22字×42行×2段
  - ② 英文 50字×42行×1段
- 5 原稿はパソコンを使用し、A4の印字原稿(図表、写真を含む)及びデジタル原稿(図表、写真を含む)に別紙「国際関係研究論文提出票」を添付し、研究事務課に提出してください。
- 6 図、表、写真は、パソコンを使用して作成しデジタル原稿に含めて提出してください。
  - ① 図、表、写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。
  - ② 図、表、写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。
  - ③ 図、表、写真にはそれぞれ、図—1、表—1、写真—1などのように通し番号をつけ、タイトルをつけてください。
  - ④ タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につけてください。
  - ⑤ 図、表、写真は原則として1色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとしますが、費用は著者の実費負担とします。
- 7 英語の表題とアブストラクト(約200語)を添付してください。本文が英文の場合は、日本語アブストラクト(約400字)を添付してください。
- 8 引用文献は、本文中に番号を当該箇所の右肩につけ、本文の終りの引用文献の項に番号順に、以下の形式に従って記述してください。ただし、特別の専門分野によっては、その専門誌の記述方法に従ってください。
  - ① 原著論文を雑誌から引用する場合  
番号、著書名、論文表題、掲載雑誌名、巻数、号数(号数は括弧に入れる)、頁数(始頁、終頁)、発行年(西暦)の順に記述してください。
  - ② 単行本から引用する場合  
番号、著書または編者名、書名、版次、章名、引用頁、発行所、その他所在地、発行年(西暦)の順に記述してください。
  - ③ 文章を他の文献から引用する場合  
原典とそれを引用した文献および引用頁を明らかにして〔 〕に入れて〔・・・より引用〕と明記してください。
- 9 参考文献は文末にまとめてください。表記については、8の引用文献の表記を参照してください。

具体的な引用方法については、それぞれの国や学問分野によって違いもありますが、以下の例示をひとつの基準として参考にしてください。

(1) 日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』（昭和61年）125頁

末弘厳太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕11巻5号（昭和14年1頁）

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

四宮・前掲書123頁または四宮・前掲『総則』123頁

末弘・前掲論文15頁または末弘・前掲「再検討」15頁

(2) 英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts*, 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht*, 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, “Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws”, *73 Columbia Law Review* [または *Colum. L. Rev.*] 555 (1973)

Alexander Hollerbach, “Zu Leben und Werk Heinrich Triepels”, *Archiv des öffentlichen Rechts* [または *AoR*] 91 (1966), S. 537 ff.

Michel Villey, “Préface historique à l’étude des notions de contrat”, *Archives de Philosophie du Droit* [または *APD*] 13 (1968), p.10.

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

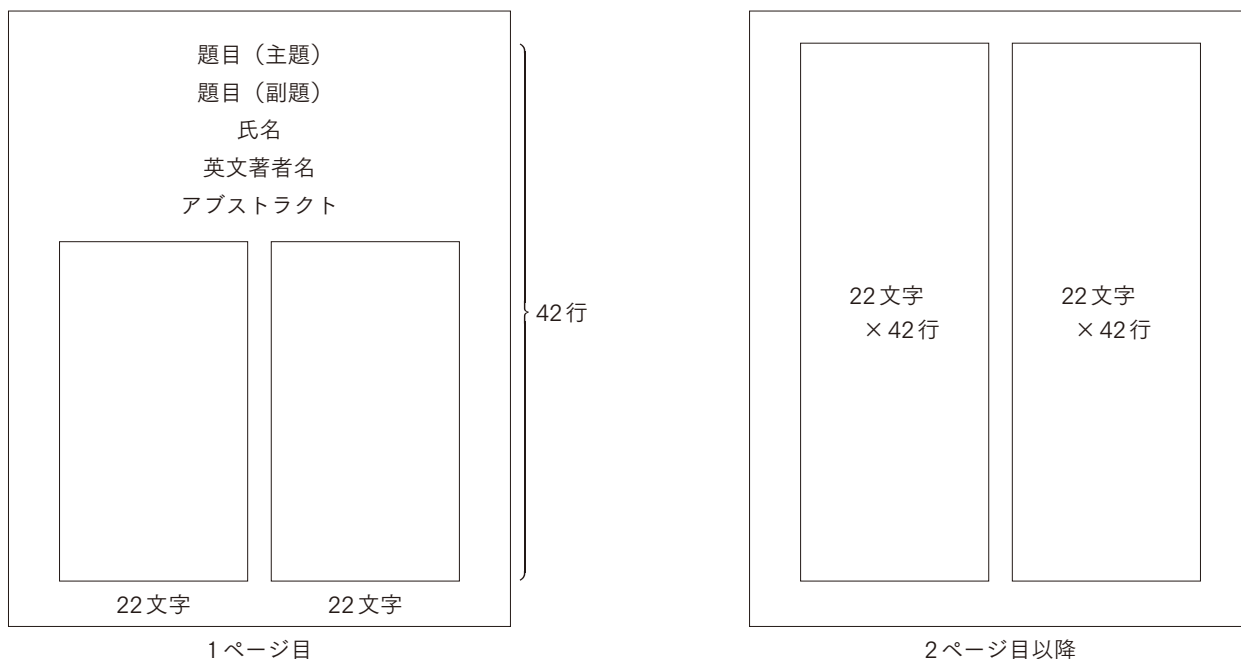
Wright, *op. cit.*, pp.226-228.

Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.*, p.202.

ただし、直前の注に掲げた文献の同一箇所を引用するときは、*Ibid.* 他の頁を引用するときは、*Ibid.*, p.36

日本文 刷り上り後のイメージ



以上

STUDIES IN  
INTERNATIONAL RELATIONS  
VoL.33 No.2 February 2013  
CONTENTS

---

ARTICLES

- Drafting structure of regulatory policy of nanotechnology and the role of the academic society  
for scientific knowledge base ..... Kazuo KATAO ... 1
- The Jurisdictional Provision in “the Convention on the Prevention and Punishment  
of Crimes against Internationally Protected Persons”  
—A Study of the Drafting Process Regarding the Treatment of the Provision  
of the Absolute Universal Jurisdiction— ..... Takayo ANDO ... 7
- IL Codice Barbaricino and the Indigeniousness of Law in Sardinia ..... Toshiyasu ISHIWATARI ... 15
- Under Western Female Eyes:  
Images of Japanese Women in the Meiji Period ..... Junko UMEMOTO ... 23
- A study of poverty improvement for the achievement of  
the Millennium Development Goals (MDGs) ..... Chizu FUKUI ... 35

RESEARCH NOTES

- Simplifying the teaching of articles (a, an, the)  
to the Japanese English Language Learner ..... Paul A. R. ROWAN ... 47
- Design choices and issues in Likert-item questionnaires ..... Marcus GRANDON ... 55



## 『国際関係研究』総目次

創刊号(第1巻第1号) 1980年10月1日

創刊のことば

—あわせて国際関係学部設立の  
経過を彙報することについて—

……………高梨 公之

## 論 文

アフガニスタン問題の重大性

(特別寄稿)……………寺沢 一

ソ連の戦後アジア政策と国際関係

……………松本 博一

「北欧審議会」(Norðurlandaráð)の

国際法人格性について……………石渡 利康

1913年の連邦準備法について……………関 正一

アメリカのNational Market System I

……………三浦 寛也

メキシコの現地的経営組織文化の構造分析

—日本型組織理論のメキシコ

経営文化への移転性—

……………大泉 光一

インドネシアの農村社会構成に関する一考察

—ジャワとスマトラ

移住村開発を対比して—

……………奥 源造

試論中国广播语言

—从新闻传播法谈起—

(放送中国語試論)

……………山本 賢二

“The Killing of a Parent” in Seneca and

further discussions of the three Greek

tragedians and Shakespeare

…………… Saburo SATO

M. I. CHAPLAN

日本ファシズムとロマン主義

—ドイツ・ロマン主義との

比較における「日本浪漫派」

試論—

……………松本 鶴雄

The Study of Japanese and American

Comparative Literature

…………… Yukinori IWAKI

## 書 評

A. J. Ryder, *Twentieth-Century**Germany: From Bismarck to Brandt.*

……………高橋 通敏

Stephan A. Schuker, *The End of**French Predominance in Europe: The Financial Crisis**of 1924 and the Adoption of the Daves Plan*

……………濱口 學

M・ヤコブソン著

『フィンランドの外交政策』……………塚本 哲也

荒居英次編『日本史の問題』……………所 理喜夫

『日本思想大系』……………藏並 省自

岩城之徳氏ほか編

『石川啄木全集』全八巻完結に寄せて

……………松井 利彦

秋山正幸著

『ヘンリー・ジェイムズ作品研究』

……………亀井 俊介

第2号(第2巻第1号) 1981年11月1日

## 論 文

国際関係論へのアプローチ……………高橋 通敏

賃金構造の国際比較について

—特に日本と欧米との間の

職業間賃金格差を中心として—

……………石原 孝一

アメリカのNational Market System II

—証券市場の機関化現象と

四つの文書—

……………三浦 寛也

日台貿易共存の可能性……………林 俊男

国際関係の国内税制への影響

—ガット第16条と輸出所得

控除制度の廃止問題—

……………吉牟田 勲

E C構成国におけるloyalty抵触問題

……………石渡 利康

メキシコ人従業員のモチベーション

管理の研究

—Maslowの「欲求階層理論」を

適用したロヘリオ・ディアス・

ゲレロの「メキシコ人従業員の

モチベーション誘因仮説」の

考察を中心として—

……………大泉 光一

朝鮮の親等計算方法……………李 丙洙

中国共产党对台湾的宣传广播

—中国人民解放军福建前线

广播电台《新闻与时事》

节目之分析—

……………山本 賢二

The Vicious Circle in Euripides'

Revenge Plays: Mainly on *Orestes*

…………… Saburo SATO

M. I. CHAPLAN

## 書 評

秋山正幸著『ヘンリー・ジェイムズ

作品研究』について

…………… A. Owen ALDERIDGE

馬場伸也著『アイデンティティの

国際政治学』……………青木 一能

W. M. Scammel, *The International**Economy since 1945~1980*

……………石原 孝一

大泉光一著『ラテン・アメリカの

資源と経済』……………梅津 和郎

S. Ginea & M. S. Archer (eds.), *Contemporary Europe: Social Structures and Cultural Patterns* ..... 八幡 康貞

M. K. Dziwanowski, *Poland in the 20th Century* ..... 松本 博一

第3号(第3巻第1号) 1982年6月30日

論 文

日本における能の研究の近況 ..... 西 一祥

The Modern Family in Ionesco's *Jacques*, Albee's *The American Dream*, and Betsuyaku's *Idō* ..... John T. DORSEY

北朝鮮の言語政策  
——漢字語彙の整理を中心に——  
..... 李 丙洙  
朴 鎔暉

技術移転と人的資源 ..... 石原 孝一  
モーラの石とエーリックスガータ(全国巡回)  
——スウェーデン「地方」時代における  
国王選出過程——  
..... 石渡 利康

研究ノート

国際関係研究の共通課題 ..... 中村 昌介

書 評

湯浅泰雄著『和辻哲郎—  
近代日本哲学の運命』  
..... 小坂 国継

石原孝一著『アメリカ労働市場論』  
..... 関谷 耕一

ILOと最低賃金制(Minimum Wage  
Fixing: An international review of  
practices and problems)  
..... 石原 孝一

核拡散は危険ではない  
(The Spread of Nuclear Weapons:  
More May Be Better)  
..... 高橋 通敏

第4号(第3巻第2号) 1982年11月30日

論 文

経済の国際的相互依存性と貿易  
偏向について ..... 柴田 裕

発展途上国におけるインフォーマル・  
セクターの役割 ..... 石原 孝一  
韓国の새마을運動と農村社会 ..... 李 丙洙  
アメリカの1975年証券諸法改正法について  
..... 三浦 寛也

国際経営環境の評価とリスク対応策  
——Haner, F. T.の経営環境の評価・  
予測の論理的展開およびラテン・  
アメリカ諸国の経営環境評価の  
考察——  
..... 大泉 光一

ヨーロッパ統合の思想的源流  
——サン・シモンに関する一考察——

..... 藤原 孝  
Meth lough skal land bvgiaes  
——ユーラン法(Jyske Lov)にみる  
法治主義——  
..... 石渡 利康

生活科学の原論的研究  
——生活様式と行動様式——  
..... 山本 椿一

ヘンリー・ジェイムズの  
『国際エピソード』論  
——異文化の衝撃——  
..... 秋山 正幸

超自然現象を通じての父と子  
——『ハムレット』と島崎藤村  
『破戒』を中心に——  
..... 佐藤三武朗

The Use of the Grotesque in  
*Betsuyaku's Zō* ..... J. T. DORSEY  
書 評

Y. H. Kim編『韓国の経済発展と  
地域住民運動』 ..... 石原 孝一  
丸谷オ一著『裏声で歌へ君が代』  
..... 松本 鶴雄

James J. Y. Liu,  
*Chinese Theory of Literature*  
..... 林 俊男  
国際関係学部の出自(II) ..... 権田 隆富

第5号(第4巻第1号) 1983年6月30日

論 文

IMFの為替相場政策監視と  
国際経済の相互依存 ..... 柴田 裕  
統一労働者党と「連帯」  
——1980~83年ポーランド危機の一考察——  
..... 松本 博一

「北欧非核地帯」構想  
——その歴史的展開と法的構造——  
..... 石渡 利康

ラテンアメリカNICsの工業製品輸出戦略  
——産油国NICsベネズエラの経済  
構造の特徴と輸出代替的工業化  
政策——  
..... 大泉 光一

CHUSHINGURA: The Vendetta  
by the Royal Ronin(一)  
..... 佐藤三武朗

Burk's *Female Patriotism*:  
Jeanne D'Arc and the American Republic  
..... J. T. DORSEY

学会動向

民族集団の持続性と変貌  
——民族関係論の最近の文献について——  
..... 八幡 康貞

書 評

世界の中の能：法政大学能楽研究所編  
..... 西 一祥

## 第6号(第4巻第2号) 1983年11月30日

## 論 文

- 為替相場不安定の原因とコスト  
.....柴田 裕
- 国際労働市場の形成と多国籍企業の役割  
.....石原 孝一
- アメリカのNational Market System III  
——NMS開発の推移——  
.....三浦 寛也
- 石川啄木とロシア  
——女性革命家ソフィア・ペロフスカヤをめぐる——  
.....岩城 之徳
- ジェイムズと南北と円朝(Ⅱ)  
——東西の亡霊物語の比較考察——  
.....秋山 正幸
- 中米紛争と米国の政策.....坂本 博
- 海外融資にかかわるカントリー・リスク評価の研究方法论.....大泉 光一
- 『破戒』と『ハムレット』における父子関係  
——父の戒と逆説を中心に——  
.....佐藤三武朗
- 中華人民共和国中央人民放送局の  
日中両国首相相互訪問に関する  
報道内容分析.....山本 賢二

## 日本大学学術研究助成

## 〈総合研究〉中間報告

- '80年代転換期、北欧福祉諸国家の動向  
——日本への示唆と日本の対応——  
小 序(研究代表者).....高橋 通敏
1. 日本・北欧交流の史的推移.....藏並 省自
2. 統合と北欧諸国  
——政治的統合を中心として——  
.....高橋 通敏
3. 北欧諸国の経済とその教訓.....福田 雅一
4. 福祉国家比較の前提  
——それぞれの国の近代化の性格——  
.....高須 裕三
5. 北欧諸国の財政政策の諸問題とその動向  
.....田中 啓一
6. スウェーデンにおける小売業の  
構造変化とバイインググループ、  
イーカ.....内藤 英憲
7. スウェーデンにおける法文化  
デモクラシー  
——その発現としての新姓名法——  
.....石渡 利康

## 第7号(第4巻第3号) 1984年3月25日

## 論 文

- 労働基準の国際化について  
——法定最低賃金の決定基準をめぐる——  
.....石原 孝一
- IMFの融資条件(1).....柴田 裕
- 「200カイリ」と日本の漁業  
——米国およびソ連の対日  
漁獲割当を中心にして——

.....青木 久尚  
ノルウェー法における「国家秘密」の概念  
——Gleditsche-Wikles事件を  
めぐって——

.....石渡 利康  
ピルグリム・ファーザースと島崎藤村  
.....佐藤三武朗  
「真理の基準」キャンペーンの解析  
“真理標準”運動分析.....山本 賢二

## 研究動向

アメリカにおける最低賃金制の  
経済効果の研究動向.....石原 孝一

A Comparative Study of New Defini-  
tions of Masculinity in the U.S.A.  
and Japan: Ages 19 to 20 —— Summary  
of the Papers Presented  
in Unanimous Co-operation at  
The 6th World Congress of Sexology  
in Washington, D.C., U.S.A., May 22-27, 1983 ——  
.....Shere D. HITE  
Toshiyasu ISHIWATARI

## 書 評

本渡諒一・南啓栄著  
『韓国商標法の解説』.....李 丙洙

## 第8号(第5巻第1号) 1984年7月10日

献呈のことば  
——高橋通敏博士古稀記念号  
発刊に際して——  
.....高梨 公之

## 論 文

平和への模索  
——大国の集団行動の提唱——  
.....高橋 通敏

米中関係と台湾問題.....松本 博一

IMF「監視」の新しい解釈.....柴田 裕

労働基準の国際化とILO条約.....石原 孝一

1900年—1945年間に於ける日独政治経済関係  
.....E・パウアー

北欧国際関係におけるオーランド島  
——オーランド島の自治と独立化——  
.....石渡 利康

日中対訳石川啄木秀歌鑑賞.....岩城 之徳  
林 丕雄

明治文化史とシェイクスピア.....佐藤三武朗

The Theme of Survival in John Her-  
sey's *Hiroshima* and Ibuse Masuji's  
*Black Rain*.....J. T. DORSEY

精神汚染除去キャンペーンの解析  
.....山本 賢二

## 書 評

Prof. Dr. Chin Kim, *Selected  
Writing on Asian Law*  
.....李 丙洙

新華出版社『毛沢東新聞工作文選』  
.....山本 賢二

高橋通敏博士略歴及び主たる業績

## 第9号(第5巻第2号) 1984年12月20日

## 論 文

国際技術協力の現状と課題

—ILOのTechnical Cooperationを  
中心として—

.....石原 孝一

アメリカNASDAQ市場の最近の動向

.....三浦 寛也

Knowledge and Action in Environ-  
mental Politics: Effects of Knowle-  
dgeability Upon Public Policy At-  
titudes in Post-Industrial Japan and  
the U.S. .... Nicholas P. LOVRICH, Jr.  
Takematsu ABE  
John C. PIERCE  
Taketsugu TSURUTANI

北欧協力の史的背景.....石渡 利康

日中対訳石川啄木秀歌鑑賞(二).....岩城 之徳  
林 丕雄

明治期精神史における

シェイクスピア(その一)

—ポロニアス受容を通して—

.....佐藤三武朗

“Human Rights and the Theatre of the Absurd:  
Beckett’s *Waiting for Godot* and Ionesco’s *Rhi-  
noceros*”

..... J. T. DORSEY

## 書 評

Angelos Th. Angeloulous,

*Global Plan for Employment:  
A New Marshall Plan.*

.....石原 孝一

大泉光一, 今井圭子, 小池祥一著

『ラテンアメリカ中進国の資源と工業化』

.....堀坂浩太郎

中国社会科学出版社『中国新聞年鑑』

.....山本 賢二

## 第10号(第5巻第3号) 1985年3月25日

## 論 文

多国籍企業研究における学際性と専門性

.....石原 孝一

IMF改正協定における融資条件

.....柴田 裕

食糧資源と飢餓の構造

—アフリカの食糧危機を

中心にして—

.....青木 久尚

北欧協力の機能的法構造

—北欧審議会と北欧閣僚審議会—

.....石渡 利康

胡耀邦書記訪日報道の分析.....山本 賢二

日中対訳石川啄木秀歌鑑賞(三).....岩城 之徳  
林 丕雄

『新体詩抄』と「第三の独自」受容

—明治精神史における

シェイクスピア(その二)—

.....佐藤三武朗

*Small Graft Warnings:*

The World and How to View It

(From a Bar in Southern California)

..... J. T. DORSEY

## 書 評

安藤勝美他著『世界の議会10アフリカ』

.....青木 一能

復旦大学出版社『中国文化研究集刊』

.....山本 賢二

## 第6巻第1号 1985年7月

## 論 文

国際移民労働の類型と移動パターンについて

.....石原 孝一

IMFの融資条件のガイドライン

.....柴田 裕

共同社会と市民社会

—国際関係論の構築—

.....森本 義輝

北欧協力の諸相

—1. 北欧文化協力—

.....石渡 利康

中曽根首相訪中報道の分析

—中曽根首相訪華新聞分析—

.....山本 賢二

「オフェリアの歌」の

浪漫主義的受容と変容

—新声社同人から

『文学界』同人へ—.....佐藤三武朗

朝鮮における近代法思想の顕現(上)

—「刑法大全」の頒示を中心に—

.....李 丙洙

## 第6巻第2号 1985年11月

## 論 文

第三世界における貧困と所得構造

.....石原 孝一

わが国外国為替制度の問題点と改善の方向

.....大塚順次郎

金融・資本市場の自由化

—現状と問題点—

.....三浦 寛也

シェイクスピア受容とゲーテ座

.....西 一祥

ヘンリー・ジェイムズの

『黄金の盃』における

マギーの苦悩と成長.....秋山 正幸

中村敬宇と英国近代精神

—英国留学と『西国立志編』

訳出との関係において—

.....佐藤三武朗

Literature Related to the Atomic Bomb

From Hiroshima to the End of the World

..... John T. DORSEY

北欧国際関係における

フェルヤル島(Føroyar).....石渡 利康



アメリカ連邦政府の財政援助と産業規制  
 .....阿部 竹松

朝鮮における近代法思想の顕現(下)  
 ——「刑法大全」の頒布を中心に——  
 .....李 丙洙

### 書 評

岩城之徳著『石川啄木伝』  
 (1985年筑摩書房)  
 ——比較文化論的書評——  
 .....千栄子・ムルハーン

Gerhard Brirkmann. Oekonomik der Arbeit, Band I, Grundlagen. Klett-Cotta, Stuttgart 1981, S. 344  
 .....石原 孝一

国際関係学部学術研究業績一覧

## 第6巻第3号 1986年3月

### 論 文

IMF融資政策の動揺：1981-82  
 .....柴田 裕

朝鮮の姓  
 ——由来と韓国・北朝鮮の  
 現行制度を中心に——  
 .....李 丙洙

世界史の現代的考察 ..... 森本 義輝  
 サーマの土地(Samiid ædnan)における権利  
 .....石渡 利康

島崎藤村と沙翁「悲曲 琵琶法師」の  
 構造分析 ..... 佐藤三武朗

Saint Joan's Story: Visions and  
 Revisions ..... J. T. DORSEY

### 研究ノート

北欧における内政自治法 ..... 石渡 利康

## 第7巻第1号 1986年7月

### 論 文

第三世界における貧困と人口・雇用  
 .....石原 孝一

朝鮮民事令の二元性(上) ..... 李 丙洙  
 アイスランドにおける基本法上の緊急権  
 .....石渡 利康

島崎藤村と沙翁(その二)  
 ——ドラマへの挑戦：  
 『悲曲 茶のけぶり』の「自序」  
 及び五小作品を手がかりに——  
 .....佐藤三武朗

米国における海外適応訓練の歴史と  
 タイポロジーについて ..... 西田 司

Enzensberger's *Das Verhör von  
 Habana*: Lessons from the  
 Bay of Pigs ..... J. T. DORSEY

### 研究ノート

アイスランド議会資料 ..... 石渡 利康

## 第7巻第2号 1986年11月

### 論 文

現代に生きる「戦争と平和の法」  
 (グロティウス)  
 ——国際関係思想と歴史的現実——  
 .....松本 博一

レバノン紛争の国際政治環境  
 ——オスマン時代から1958年内戦まで——  
 .....山下 高明

アメリカ連邦政府の雇用安定政策と  
 企業の新しい動向 ..... 阿部 竹松  
 北欧諸国における安全保障政策決定  
 要素としての「ノーディク・バランス」

概念 ..... 石渡 利康  
 日本の漁業をめぐる国際環境 ..... 青木 久尚  
 第三世界における経済開発と所得配分  
 .....石原 孝一

アメリカにおける銀行・証券業務の分離  
 .....三浦 寛也

日本的経営のブラジル移転  
 ——NECブラジルのケースに見る——  
 .....大泉 光一

朝鮮民事令の二元性(下) ..... 李 丙洙  
 ペルー社会問題に関する一考察  
 ——共同体とインディヘニスモ——

.....坂本 博  
 日印尼対訳石川啄木秀歌鑑賞 ..... 岩城 之徳  
 舟田 京子

島崎藤村と沙翁(その三) ..... 佐藤三武朗  
 「悲曲 茶のけぶり」の主題と構造  
 Sam Shepard's *Old Man in Fool for Love*  
 ..... J. T. DORSEY

比較法による日本の家族の  
 社会化と凝集性 ..... 寺田 篤弘  
 不確実性減少理論に関する個人的  
 及び文化的影響 ..... 西田 司

W. B. GUDYKUNST

### 研究ノート

開発経済学の可能性 ..... 森本 義輝

## 第7巻第3号 1987年3月

### 論 文

現代シリアの宗教構造と政治権力  
 .....山下 高明  
 発展途上国における福祉政策と最低賃金制  
 .....石原 孝一

現行韓国民法に刻まれた律令の残滓  
 ——「異性不養制」を中心に——  
 .....李 丙洙

サーメの内政自治権 ..... 石渡 利康  
 「参考消息」の歴史について  
 関於“参考消息”の歴史 ..... 山本 賢二

日印尼対訳石川啄木秀歌鑑賞(二) ..... 岩城 之徳  
 舟田 京子

島崎藤村と沙翁(その五)  
 ——「朱門のうれひ」の主題と構想——  
 .....佐藤三武朗

The Mother-Figures in *Long Day's  
Journey into Night*……………J. T. DORSEY  
コミュニケーションの概念とモデル

研究ノート

外国立法資料・ノルウェーの選挙法  
……………石渡 利康

書 評

高島善哉『時代に挑む社会科学  
——なぜ市民制社会か』……………森本 義輝

第8巻第1号 1987年7月

論 文

現代トルコの世俗主義とイスラーム  
……………山下 高明

続現行韓国民法に刻まれた律令の残滓  
——「同姓不婚制」を中心に——  
……………李 丙洙

ノルウェーのサーメ議会創設法案  
……………石渡 利康

日印尼対訳石川啄木秀歌鑑賞(三)  
——歌集「悲しき玩具」を中心に——  
……………岩城 之徳  
舟田 京子

藤村における自我の追求  
——「破戒」における懺悔と  
告白を中心に——  
……………佐藤三武朗

Man and Machine in *Die Weber,  
Die Maschinesstürmer* and  
the *Gas Trilogy*……………J. T. DORSEY

Assessing Sanskrit Literature  
Part 1: The Sanskrit Language  
……………D. J. BISGAARD

異文化教育のための  
ビデオ教材の研究及び開発……………西田 司

明治初期のイギリス文化撰取二例  
——馬場辰猪と小野梓(その一)——  
……………高橋 公雄

研究ノート

ウップサラ法哲学派、過去と現在  
……………石渡 利康

海外立法資料

デンマークの議会選挙法……………石渡 利康

第8巻第2号 1987年11月

論 文

ハロルド・ラスキの国家論と国際関係思想  
……………松本 博一

ヌメイリー治下スーダンのイスラームと政治  
……………山下 高明

日米経済摩擦の構造的要因  
——アメリカのハイテク産業と  
国際競争力——  
……………石原 孝一

金融先物取引の現状……………三浦 寛也

李氏朝鮮王朝の法典編纂事業(上)

……………李 丙洙

シングヴェドリル(Pingvellir)……………石渡 利康

法の動態における3位相と国家平等  
……………渡部 茂巳

米国人と日本人のダイアドにおける  
不確実性の減少……………西田 司

W. E. グディカンスト  
E. チュア  
日韓対訳石川啄木秀歌鑑賞(一)……………岩城 之徳  
黄 聖圭

ヘンリー・ジェイムズの  
「アメリカ人」について  
——アメリカのアダムのイメージ——  
……………秋山 正幸

島崎藤村：告白と自白の位相  
——丑松と近代精神——  
……………佐藤三武朗

Hiroshima in World Literature:  
Foreground./ Background.  
Past/ Present/ Future  
……………J. T. DORSEY

Assessing Sanskrit Literature: Part II,  
The Sanskrit Lexicon……………D. J. BISGAARD

日本大学三島図書館における  
ラフカディオ・ハーン文献解題(I)  
……………萩原 順子

研究ノート

Production Bases for Exports of the  
USA and Multinational Enterprises in  
the Pan-pacific Age  
……………大泉 光一

第8巻第3号 1988年3月

論 文

李氏朝鮮王朝の法典編纂事業(下)  
……………李 丙洙

パキスタンの政治変動とイスラーム  
……………山下 高明

日本の漁業をめぐる国際環境(II)  
……………青木 久尚

ガムリ・サウトマウリ(Gamli Sáttmáil)  
——アイスランド自由国の終焉——  
……………石渡 利康

「連合国経済会議」と日本政府  
……………佐々木久信

戦時のヒステリー  
——日系人排撃を加熱されたアメリカ・  
マスコミの役割と責任——  
……………佐藤三武朗

中国共産党の言論規律……………山本 賢二

日本人大学生のコミュニケーション不安  
……………西田 司

日韓対訳石川啄木秀歌鑑賞(二)  
……………岩城 之徳  
黄 聖圭

明治初期のイギリス文化撰取二例

——馬場辰猪と小野梓(その二)——  
 .....高橋 公雄

Assessing Sanskrit Literature Part III:  
 A Brief Outline of the Literature  
 .....D. J. BISGAARD

The Vietnam War in American Drama:  
 Berrigan's *The Trial of the  
 Catonsville Nine* ..... John T. DORSEY

**研究資料**

日本大学三島図書館における  
 ラフカディオ・ハーン文献解題(II)  
 .....萩原 順子

国際化時代における望ましき韓国交流の道  
 .....黄 聖圭

**第9巻第1号** 1988年7月

**論 文**

18世紀ヨーロッパの国際平和思想  
 ——サン・ピエールとルソーを  
 中心として——  
 .....松本 博一

リビアの政治とパーソナリティ要素  
 .....山下 高明

アイスランドにおけるノルウェー・  
 デンマーク法の受容 .....石渡 利康

日韓対訳 石川啄木秀歌鑑賞(三)  
 .....岩城 之徳  
 黄 聖圭

島崎藤村  
 ——「旧主人」における視点の錯綜  
 「家」との関係で——  
 .....佐藤三武朗

日本人と米国人の相互ステレオタイプ  
 .....西田 司

War Crimes Trials in American Drama:  
 Saul Levitts *The Andersonville Trial*  
 ..... John T. DORSEY

ハンス・ヴェルフガング・ブラウン評伝  
 ..... Andreas H. BAUMANN

**研究資料**

日本大学三島図書館における  
 ラフカディオ・ハーン文献解題(III)  
 .....萩原 順子

**第9巻第2号** 1988年12月

**論 文**

スウェーデン中立政策の分析  
 .....石渡 利康

食糧資源戦略  
 ——食糧戦略の概念と発動——  
 .....青木 久尚

アメリカのインサイダー取引(1)  
 .....三浦 寛也

TRANSFERABILIDAD DEL  
 SISTEMA ADMINISTRATIVO  
 JAPONES A MEXICO  
 ——日本型経営システムの

メキシコへの移転——  
 .....大泉 光一

日本人のコミュニケーション  
 不安と使用言語 .....西田 司

中国の「新聞法」論議考 .....山本 賢二

国際機構意思決定手続きとしての  
 全会一致と多数決  
 ——コンセンサス位置付けのための  
 予備的考察——  
 .....渡部 茂己

ヘンリー・ジェイムスの  
 『ある婦人の肖像』における自由と金  
 .....秋山 正幸

ボードレールの宗教  
 ——象徴主義と宗教的なるもの——  
 .....中澤 俊郎

島崎藤村のパッションと  
 シェイクスピアのPASSION  
 ——『新生』を中心に——  
 .....佐藤三武朗

Without a Trace: *Ashita*  
 ..... John. T. DORSEY  
 松岡 直美

小泉八雲と服部一三  
 ——万国工業兼綿百年期  
 博覧会での邂逅——  
 .....萩原 順子

**第9巻第3号** 平成元年3月

**論 文**

北欧の安全保障政策 .....石渡 利康

Toward Stronger Two-Party  
 Competition in U. S. Presidential  
 Elections: Proposals Based on 1988  
 Results ..... 武田 節男  
 John R. Rink

TEORIA DE LA ORGANIZACION  
 ——COMPARACION DEL  
 SISTEMA JAPONES Y  
 MEXICANO——  
 (組織論一日墨比較) .....大泉 光一

アメリカのインサイダー取引(2)  
 ——歴史的背景(続)——  
 .....三浦 寛也

E C域内市場統合の完成とその影響(一)  
 .....小林 通

国際会計の課題(1) .....北川 道男

日本人と米国人の対人関係における  
 テーマと親密度  
 .....西田 司  
 S. SUDWEEKS  
 W. B. GUDYKUNST  
 S. TING-TOOMEY  
 吉沢 豊子

Image and Vision in Shepard's  
 Family Trilogy ..... John. T. DORSEY

島崎藤村:『葦草履』における自我の拡充  
 ——恋愛との袂別——

.....	佐藤三武朗
<b>研究資料</b>	
中華人民共和国国家秘密保護法.....	山本 賢二

第10巻第1号 平成元年10月

<b>〈国際関係編〉</b>	
<b>論 文</b>	
ベンサムの国際政治思想とその時代	.....
.....	松本 博一
多様化する多国籍企業の為替資金対策	.....
.....	大塚順次郎
フェルヤル島内政自治の一環としての	.....
フェルヤル大学.....	石渡 利康
天皇逝去報道内容分析	.....
——中国語放送について——	.....
.....	山本 賢二
異性・異文化の対人関係に現れる話題	.....
.....	西田 司
ホップズの租税論の特質.....	吉田 克己
<b>研究資料</b>	
ラオウル・ヴァレンベルイ失踪の謎	.....
.....	石渡 利康
<b>研究ノート</b>	
海外民間政策研究機関(シンクタンク)	.....
における研究動向分析.....	渡部 茂己

第10巻第1号 平成元年10月

<b>〈国際文化編〉</b>	
<b>論 文</b>	
シェイクスピアと島崎藤村	.....
——「与作の馬」と『ヴィーナスと	.....
アドニス』との関連で——	.....
.....	佐藤三武朗
小泉八雲と西田千太郎	.....
——「神々の国」との邂逅——	.....
.....	萩原 順子
Narrative Strategies in <i>Black Rain</i>	.....
as a Film and Novel	.....
.....	John. T. DORSEY
Assessing Sanskrit Literature	.....
Part IV: Criticism .....	D. J. BISGAARD
帰国子女の教育問題に対する提言	.....
.....	大塚順次郎

第10巻第2号 平成2年1月

<b>〈総合編〉</b>	
序文.....	大塚順次郎
<b>論 文</b>	
21世紀の世界経済と日本.....	大塚順次郎
東西関係の今後と日本.....	松本 博一
日米貿易摩擦構造とその是正策.....	小林 通
資源確保と我が国の対策	.....
——世界の食糧資源と比較して——	.....
.....	青木 久尚
金融自由化と国際摩擦(1).....	三浦 寛也
わが国税制と国際化.....	吉牟田 勲

国際化と文化の問題	.....
——日米構造協議の問題点——	.....
.....	濱屋 正男
異文化教育の視点	.....
——文化的変数——	.....
.....	西田 司
国際化時代における英語教育.....	佐藤三武朗
異民族間の交流	.....
——ドイツ国内における日本人	.....
派遣社員を例に——	.....
.....	A. H. BAUMANN

第10巻第3号 平成2年2月

<b>〈国際関係編〉</b>	
<b>論 文</b>	
中国の民主化運動と言論の自由(1)	.....
.....	山本 賢二
韓国の農村人口と都市産業	.....
——1963~1986——.....	川口 智彦
イスラエルの宗教と政治の	.....
ダイナミックス	.....
——「ゲーシュ・エムニーム」を	.....
生んだもの——	.....
.....	山下 高明
国連投票行動にみる外交のパターンと	.....
日本外交の態様.....	浦野 起央
国際機構の起源	.....
——中世末期から19世紀に至る	.....
国際社会組織化の諸相——	.....
.....	渡部 茂己
米国輸出管理法の変遷(1)	.....
——49年輸出統制法と62年修正——	.....
.....	安原 洋子
Tax Incentive in Japan	.....
.....	吉牟田 勲
アメリカのインサイダー取引(3)	.....
——インサイダー取引の規制——	.....
.....	三浦 寛也
サケ・マス漁業をめぐる国際環境	.....
.....	青木 久尚
北欧諸国における自己言語使用権	.....
.....	石渡 利康
対人関係理論の異文化的検証	.....
.....	西田 司
<b>読書ノート</b>	
民主論.....	山本 賢二

第10巻第3号 平成2年2月

<b>〈国際文化編〉</b>	
<b>論 文</b>	
フランス象徴主義と禅思想	.....
.....	中澤 俊郎
ドイツ人の日中戦争観.....	金森 誠也
ニュルンベルク謝肉祭劇と	.....
狂言の比較研究 .....	Ekkehard MAY
.....	西 一祥
.....	Gisela DOI



自由の幻影 ——ジェイムズの『使者たち』再考—— .....	秋山 正幸
『水彩画家』に見るディストピア ——島崎藤村：詩(ロマン)の終焉—— .....	佐藤三武朗
コミュニティ・アプローチについて ——国際化時代に向けての英語教育—— .....	高橋 公雄
Assessing Sanskrit Literature: Part V, Modern Indian Criticism .....	Daniel J. BISGAARD

### 第11巻第1号 平成2年10月

〈国際関係編〉	
論 文	
世界構造論と世界市場の再編 ——グローバリズムとナショナリズムの 相克と調和の中で—— .....	石原 孝一
市民社会の成熟と国際関係 ——再生産表式をどう読むか—— .....	森本 義輝
占領下日本の最恵国待遇問題とガット .....	安原 洋子
Tax Incentive in Japan(2) ..... 吉牟田 勲 アメリカのインサイダー取引(4) .....	三浦 寛也
スヴァールバルの再発見と主権問題 .....	石渡 利康
A Comparison of Individual and Political Action Committee Contributions in the 1988 U.S. Congressional Elections: Some Implications for 1990 .....	Setsuo TAKEDA John R. RINK
国際化トレーニングの「適用」問題 .....	西田 司
田口卯吉の自由貿易..... 小林 通 ホップズ消費税論の社会的立場 .....	吉田 克己
穂積陳重の民法思想..... 東 和敏 国際経済と国際機構 ——通貨・金融・貿易の 国際的組織の展望—— .....	渡部 茂己
討袁革命と北一輝 ——『支那革命外史』成立の背景—— .....	浅川 道夫
研究資料	
中華人民共和国集会行進示威法 .....	山本 賢二
研究ノート	
米軍パナマ侵攻をめぐる国際法上の諸論点 .....	則武 輝幸

### 第11巻第1号 平成2年10月

〈国際文化編〉	
論 文	
ルカ伝17, 20~21における 神の国の到来について(前編) .....	大沼 栄穂
戦後ドイツ文学に見るゾルゲ事件 .....	金森 誠也
モンテニユ, 神父マルドナ, 聖ジャンヌ・ド・レストナック .....	菅波 和子
島崎藤村とシェイクスピア ——『朱門のうれひ』に見る 悲劇の諸相—— .....	佐藤三武朗
ラフカディオ・ハーンと医師マタス .....	萩原 順子
The Concept of Reunification in the Patañjalu System of Philosophy .....	Daniel J. BISGAARD
超絶主義とフランク・ロイド・ライト .....	粕谷千由紀
What is <i>Hamlet to The Broken</i> Commandment .....	Saburo SATO

### 第11巻第2号 平成3年1月

〈総合編〉	
論 文	
国際通貨制度の現状と将来 ——第3極基軸通貨制度—— .....	大塚順次郎
エネルギー資源の供給と確保 ——特に世界と日本を比較して—— .....	青木 久尚
海外における日本企業の課題..... 濱屋 正男 金融自由化と国際摩擦(2)..... 三浦 寛也 わが国企業の海外進出と貿易構造の変容 .....	小林 通
国際政治の地殻変動と 日米安保条約の再検討..... 武田 節男 日本人強制収容とアメリカの見識 .....	佐藤三武朗
バファ・バファ実習の試み..... 西田 司 集団安全保障, 平和維持活動, 集团的自衛と日本..... 則武 輝幸	
研究資料	
北極圏国際協力と日本 ——スヴァールバル関係主要法規—— .....	石渡 利康
研究ノート	
日本と国際機構 ——21世紀に向けて—— .....	渡部 茂己
書 評	
『NOと言える日本』 盛田昭夫・石原慎太郎共著 光文社刊	

## 『それでもNOといえる日本』

石原慎太郎・渡辺昇一・小川和公共著  
光文社刊

## 『歴史の法則・私はなぜアメリカにイエスというか』

竹村健一著 イースト・プレス刊

.....大塚順次郎

## 第11巻第3号 平成3年2月

## 〈国際関係編〉

## 論 文

日米経済関係におけるナショナリズムと

グローバリズム.....石原 孝一

年金資金運用自由化とリスク対策

.....大塚順次郎

アジア・太平洋地域の台頭と

その協力の展望及び検証.....浦野 起央

市民社会とは何か ——Q &amp; A——

.....森本 義輝

日米貿易摩擦の実証分析.....小原 堯

ドイツ社会主義統一党(SED)の発足と

連合国の対独政策.....小林 正文

田口卯吉の自由貿易論(2)

——明治期の自由貿易論と

保護政策論争——

.....小林 通

中国の民主化運動と言論の自由(2)

.....山本 賢二

Communicative Responses to Problematic  
Situations in Japanese Organizations

.....西田 司

Lea P. STEWART

Stella Ting TOOMEY

William B. GUDYKUNST

離婚事由に関する日英比較の試み

.....東 和敏

スヴァールバル条約.....石渡 利康

環境の国際的保護と国際機構.....渡部 茂己

韓国の穀物政策の変遷

——50年代から70年代の

価格政策を中心に——

.....川口 智彦

国際連合と米州機構の協力による

中米紛争の解決

——国際連合と地域的機関の

関係に関する一考察——

.....則武 輝幸

抗日戦争と中国革命

——新民主主義的革命段階の検討——

.....浅川 道夫

## 研究ノート

神田孝平の自由主義財政経済論.....吉田 克己

## 第11巻第3号 平成3年2月

## 〈国際文化編〉

## 論 文

ミリー・シールの熱情

——ジェイムズの『鳩の翼』の考察——

.....秋山 正幸

島崎藤村：『春』

——春に死す生命と新たな生の構築——

.....佐藤三武郎

『廷臣と町人の対話』

——パリの〈リーグ〉、〈16区総代会〉についての一考察——

(1)

.....菅波 和子

金井美恵子と西欧の文学理論.....吉田 三陸

泉鏡花の小説とドイツ的気分.....金森 誠也

教育の機会均等と

質的向上との関係について

——現代アメリカにおける教育改革——

.....河原美耶子

UN ESTUDIO SOBRE EL

COLECTIVISMO JAPONES

.....Bernardo VILLASANZ

## 第12巻第1号 平成3年10月

## 〈国際関係編5〉

## 特別寄稿

中国の新国際秩序外交の考案.....梁 守徳

## 論 文

外国為替の理解を容易にするための提案

.....大塚順次郎

北欧諸国とバルト諸国

——1990年1月—1991年3月間の関係——

.....石渡 利康

メスティサへ(Mestizaje)に関する一考察

.....坂本 博

日米製造業における経済構造の変化

.....小原 堯

イギリス重商主義の公債論(1)

——W・ペティを中心として——

.....吉田 克己

中国の民主化運動と言論の自由(3)

.....山本 賢二

イギリスの離婚制度における

Undefended Divorceについて

.....東 和敏

CRENCIAS Y VALORES DE

LOS ESKAÑOLES ..... B. VILLASANZ

反清革命運動における

初期三民主義の位相

.....浅川 道夫

## 研究ノート

国際法の法的性格に関する史的考察

——現代国際法と前近代国内法の

類似点と相違点——

.....則武 輝幸

## 第12巻第1号 平成3年10月

## 〈国際文化編5〉

## 論 文

ドイツにおける日本学の歴史と現状

.....西 一祥

シェイクスピアと島崎藤村

『春』と青春の自画像 —愛の破綻を通して— ……………佐藤三武朗	
『サチール・メニッペ』研究(1) —同書「第三章」の訳と注解— ……………菅波 和子	
ルカ伝17, 20～21における 神の国の到来について(後編) ……………大沼 栄穂	
フェルヤル島伝承 「スネアピョドウン」と「外界」概念 ……………石渡 利康	
社会体制と国家 —市民社会論における諸問題— ……………森本 義輝	
胡績偉ジャーナリズム論の生成……………山本 賢二	
<b>研究ノート</b>	
明治期の英語教育 —英語教師の日記から— ……………萩原 順子	
<b>研究資料</b>	
日本大学国際関係学部図書館における 幕末期西洋兵学書文献解題……………浅川 道夫	

## 第12巻第2号 平成3年12月

<b>〈総合編3〉</b>	
<b>論文</b>	
対外摩擦と日本の選択……………大塚順次郎	
東南アジア地域の経済発展と わが国の貿易への影響……………小林 通	
コメの市場開放と食糧安全保障……………青木 久尚	
国際貢献と日本の責務……………佐藤三武朗	
日本における金融自由化……………三浦 寛也	
異文化差異としての対外紛争の解決と 地域研究の役割……………石渡 利康	
貿易摩擦と国際機構による紛争解決の枠組 ……………渡部 茂己	
GATTウルグアイラウンド農産物 交渉とEC共通政策(CAP)の改革 ……………安江 則子	
<b>研究ノート</b>	
国際機構を通じた国際公益利益の実現と 海外摩擦の解消……………則武 輝幸	
<b>年表</b>	
主要な通商問題の推移……………三浦 寛也 小林 通	

## 第12巻第3号 平成4年2月

<b>〈国際関係編6〉</b>	
<b>論文</b>	
1986—1990年における 国連総会投票行動の分析……………浦野 起央	
国際関係の地殻変動と南北問題 —対比多国間援助構想の評価— ……………武田 節男	
ココム規制と戦後日本……………加藤 洋子	
北欧協力の新段階……………石渡 利康	

Foward, Future and Fuward……………大塚順次郎	
アメリカのインサイダー取引(5) —学説と法の変遷— ……………三浦 寛也	
日米製造業における経済構造の変化 ……………小原 堯	
国際会計の課題(2)……………北川 道男	
インド憲法におけるマイノリティ問題 ……………李 素玲	

**研究ノート**

社会問題への国際的対応 —国際社会問題の解決および 文化的協力を担う国際機構と機能— ……………渡部 茂己	
--	--

**研究資料**

国連イラク・クウェート監視団 (UNIKOM) —関連文書(仮訳)および解説— ……………則武 輝幸	
---	--

## 第12巻第3号 平成4年2月

<b>〈国際文化編6〉</b>	
<b>論文</b>	
The Animal Image from Shakespeare to Shimazaki Toson……………佐藤三武朗	
胡績偉ジャーナリズム論の位相……………山本 賢二	
Sequence Patterns of Self-Disclosure among Japanese and North American Students ……………西田 司	
『サチール・メニッペ』研究(2) —同書「第1章」の訳と注解— ……………菅波 和子	
Hiroshima: A New raison d'être ……………吉田 三陸	
W.ゾンバルトの見解に基づく 日本の資本主義と戦争の分析……………金森 誠也	
ラフカディオ・ハーンの見た浦島 —『夏の日』を中心に— ……………萩原 順子	
日本アジア協会成立の諸問題……………楠家 重敏	
毛沢東思想にみる革命戦略と軍事工作 ……………浅川 道夫	
<b>研究ノート</b>	
「拍」について —言語のリズムに関する考察— ……………戸田 和子	

## 第13巻第1号 平成4年7月

<b>〈国際関係編7〉</b>	
<b>論文</b>	
フィンランドの中立政策概念の変容 ……………石渡 利康	
国際行動分析のための 理論的パースペクティヴ……………西田 司	
わが国金融制度改革関連法案の内容 ……………三浦 寛也	

金融制度改革案の誤りと善後策……………大塚順次郎  
証券不祥事と証券市場改革問題……………三浦 寛也  
西條 信弘

国際会計の課題

—EC会社法第8次指令  
「決算監査人の資格」—

……………北川 道男

西欧における租税思想の変革と

日本の租税思想……………大淵 三洋  
J.ヴァンダーリントの公債論……………吉田 克己

研究ノート

「大中華経済圏」考

—「中華経済連携システム  
国際シンポジウム」をめぐる—

……………山本 賢二

第13巻第1号 平成4年7月

〈国際文化編7〉

論文

人類の最後の使命

—カント平和論の人間存在論的基礎—

……………大沼 栄穂

アメリカにおけるローマ・カトリック教会の

形成と反カトリック主義

—ウルスラ会修道院学校事件  
(1834年)を中心に—

……………北野 秋男

Passion in *Hamlet* and Shimazaki

Toson's *New Life*……………佐藤三武朗

Finding Out the Truth: The Ordeal

by Arranged Marriage……………松岡 直美

ゲルハル・ハウプトマンの変貌と

日本の作家たち……………金森 誠也

『サチール・メニッペ』研究(3)

—同書「第V章」の訳と注解—

……………菅波 和子

国際音声記号による発音表記に関する

対照言語学的考察

—発音記号[ε]の必要性—

……………戸田 和子

研究ノート

19世紀の極東をめぐる外圧と抵抗

—日中比較政治思想史への試み—

……………浅川 道夫

海外文化事情

「エリナ」(ELINA)

—二つの内的世界の対峙—

……………石渡 利康

第13巻第2号 平成4年12月

〈国際関係編8〉

論文

韓国政治のダイナミクス

—憲法改正を中心として—

……………慎 斗範

人間活動と地球環境の持続可能性

……………青木 久尚

アメリカ財務省の金融制度改革案

……………三浦 寛也

EFTA裁判所の創設……………石渡 利康

EC会計制度の課題と展望……………北川 道男

Global Cooperation and Cross Cultural

Perceptions in Japan-U. S. Bilateral

Relations in the Post-Cold War Era

……………武田 節男

第13巻第2号 平成4年12月

〈国際文化編8〉

論文

異文化コミュニケーション分析の試み

……………西田 司

北欧協力と「北欧言語共同体」……………石渡 利康

中国ナショナリズムの

形成過程に関する一考察……………浅川 道夫

島崎藤村の「家」

—比較文学研究の試み—

……………佐藤三武朗

白隠「坐禅和讃」における

蓮華国について……………大沼 栄穂

『サチール・メニッペ』研究(4)

—同書「第VIII章」の訳と注解—

……………菅波 和子

明治期の英語教育

—英語学者 佐久間信恭—

……………梅本(菫原)順子

第13巻第3号 平成5年2月

〈特集編〉

論文

諸民族共生の理念

—変革期に求められる

国家と民族の思想—

……………松本 博一

北欧統合の新展開とバルト協力……………石渡 利康

ECの金融市場統合(1)

—英独仏の金融制度改革を

中心として—

……………三浦 寛也

CSCEとヨーロッパの拡大……………森本 義輝

秩序と無秩序

—人間の悲劇:「リア王」に学ぶ—

……………佐藤三武朗

On Freedom of Mobility of Labour

within the European Community

……………A. バウマン

「韓国政治のダイナミクス」への補論

……………慎 斗範

特別講演要旨

(1)東南アジア文化の重層性……………石井 米雄

(2)最近の欧米事情と日本経済……………浜野 崇好



## 第14巻第1号 平成5年7月

## 〈国際関係編9〉

## 論文

- 日本漁業の持続可能性 I  
——北太平洋公海上の流し網  
漁業の混獲を中心にして——  
……………青木 久尚
- The Northern Territories Reconsidered  
……………石渡 利康
- 韓国における選挙制度と投票行動  
……………慎 斗範
- アルジェリアにおけるイスラーム  
原理主義運動の史的発展……………山下 高明
- 「緑の革命」と所得配分：理論の批判的検討  
……………岩崎 輝行
- ペルーにおけるアイデンティティの  
形成過程……………坂本 博
- ヨーロッパ市民社会の新しい地平  
……………森本 義輝
- ダウナント財政論の物質  
——重商主義的国家間対立と  
財政的対応策——  
……………吉田 克己
- D・ヒュームの国際経済論的視点(1)  
……………小林 通
- 日米安全保障問題における  
政策決定機構の役割……………武田 節男

## 研究ノート

- 第45回国際捕鯨委員会年次総会について  
……………青木 久尚

## 第14巻第1号 平成5年7月

## 〈国際文化編9〉

## 論文

- Japanese Communication Studies  
……………西田 司
- 近代思想の源流としての佐久間象山  
——対外認識の形成過程を中心に——  
……………河原美耶子
- プラトン『国家』473C-Dにおける  
哲人統治について……………大沼 栄穂
- 島崎藤村における「旅」：自我の確立を  
目ざして  
——『春』を中心に——  
……………佐藤三武朗
- 一つの翻訳考  
——ハムレットの場合——  
……………氏家 文昭
- ヴェルナー・ゾンバルトと貝原益軒  
——保健(とくに性生活、食生活)と  
経済に関する両者の見解の類似——  
……………金森 誠也
- 『サチール・メニッペ』研究(5)  
——同書「第X章」の訳と注解——  
……………菅波 和子
- 清末洋務運動にみる富強政策の位相  
……………浅川 道夫

## 研究ノート

- 途上国とラテンアメリカにおける人口問題  
……………坂本 博

## 第14巻第2号 平成5年12月

## 〈国際関係編10〉

## 論文

- ECの金融市場統治(2)  
——英独仏の金融制度改革を  
中心として——  
……………三浦 寛也
- 相対先物システムの創設と活用……………大塚順次郎
- 日豪関係の新たな局面  
——経済偏重から政治協力へ——  
……………高木 暢之
- 「一国両制」と新聞の自由……………山本 賢二
- D・ヒュームの国際経済論的視点(2)  
……………小林 通
- 海外学界動向
- 北欧における2つの国際会議……………石渡 利康
- 研究資料
- 中華人民共和国国家安全法……………山本 賢二

## 第14巻第2号 平成5年12月

## 〈国際文化編10〉

## 論文

- The Japanese Perspective of the  
Communication Process……………西田 司
- 島崎藤村とイブセン(1)  
——比較文学研究の諸相——  
……………佐藤三武朗
- 『サチール・メニッペ』研究(6)  
——同書「第VII章」の訳と注解——  
……………菅波 和子
- 日本語の時制  
——西洋伝統文法からの脱却——  
……………戸田 和子
- 「詩経」美学三題……………景 凱旋
- 国際情報
- ノーベル平和賞とその周辺……………石渡 利康
- 研究ノート
- 一輪の野花——「女書」——……………王 敏
- 書評
- 中村理平著「洋楽導入者の軌跡」(刀水書房)  
……………西村 満男

## 第14巻第3号 平成6年2月

## 〈特集編〉

## 論文

- 国民統合原理としてのセキュラリズム  
——インドにおける  
コミュニズムとの相克——  
……………山下 高明
- 新欧州における欧州極地バレンツ地域統合  
……………石渡 利康
- ヨーロッパ経済の全体像……………森本 義輝

Russia Loses Control of Eastern Europe  
 ..... J. C. クラーク III  
 相互依存に向けて  
 ——日本の課題——  
 .....佐藤三武朗

J. アダムズの状態統合と国民思想形成  
 ——独立期における共和主義  
 思想と公教育普及——  
 .....北野 秋男

#### 研究ノート

アジア・太平洋地域の動向.....高木 暢之

#### 海外文化情報

ノーベル平和賞授賞式.....石渡 利康

#### 海外芸術情報

アリウス・サリネンのフィンランド・  
 オペラ「クッレルヴォ」.....石渡 利康

#### 学術講演要旨

The Collapse of Communism  
 in Eastern Europe ..... J. C. クラーク III

アジアの安全保障と日本  
 ——国際情報と戦略の視点から——  
 .....岩島 久夫

Western Perspectives on Japan's  
 Economic Success ..... R. C. トレビルコック

### 第15巻第1号 平成6年7月

#### 〈国際関係編11〉

#### 論文

The Rehnquist Court:  
 The American politics of  
 Constitutional Interpretation  
 in Religion, Speech, and  
 Privacy cases  
 .....武田 節男

Income, Consumption, and Causality:  
 The Japanese Case  
 .....小原 堯

チャールズ・ダヴナントの公債論  
 .....吉田 克己

バルト協力の新動向.....石渡 利康

#### 研究ノート

アジア・太平洋地域がはらむ緊張  
 .....高木 暢之

### 第15巻第1号 平成6年7月

#### 〈国際文化編11〉

#### 論文

社会的視点から見たハワイの日系人  
 .....寺田 篤弘

『サチール・メニッペ』研究(7)  
 ——同書「第IX章」の訳と注解(前)——  
 .....菅波 和子

A Study on Shimazaki Toson's  
 "The Family" ..... 佐藤三武朗  
 ドイツ詩人マックス・ダウテンダイの  
 ジャワ体験.....金森 誠也

#### 海外文化情報

古代北欧の箴言.....石渡 利康

### 第15巻第2号 平成6年12月

#### 〈国際関係12〉

#### 論文

ヨーロッパの拡大と分裂.....森本 義輝  
 EUの金融市場統合(3)  
 ——英独仏の金融制度改革を  
 中心として——  
 .....三浦 寛也

The Japanese Understanding  
 of Scandinavian Culture  
 and Nordic Cooperation:  
 the Summary of the Lecture given  
 to THE SEMINAR ON THE  
 FOREIGN POLICY OF JAPAN,  
 Tuesday September 6, 1994 in Oslo  
 .....石渡 利康

わが国企業の国際財務戦略  
 ——良い戦略と危険な戦略——  
 .....大塚順次郎

日本国憲法における外国人の人権  
 .....杉山 嘉尚

韓・日労使関係政策に関する比較研究  
 .....慎 斗範

クリントン大統領と日米安全保障  
 ——大統領の力量が問われる試金石——  
 .....武田 節男

Trade Structure Change in Asian  
 NIES and ASEAN.....小林 通  
 アボリジニの土地権と「マボ判決」  
 ——オーストラリア社会の一断面——  
 .....高木 暢之

#### 研究資料

中華人民共和国国家安全法実施細則  
 .....山本 賢二

### 第15巻第2号 平成6年12月

#### 〈国際文化編12〉

#### 論文

言論の意義と限界  
 ——平和哲学としてのミル『自由論』——  
 .....大沼 栄穂

『サチール・メニッペ』研究(8)  
 ——同書「第IX章」の訳と注解(後)——  
 .....菅波 和子  
 文化の変異性.....西田 司

米国の移民と移民法  
 ——植民地時代から1812戦争まで——  
 .....加藤 洋子

Composition Feedback in Japanese  
 University Writing Classes  
 .....アンジェロ・M・ピティロ  
 言語習得における双方向  
 コミュニケーションの重要性.....戸田 和子

## 海外研究動向

“ハワイの沖縄人”研究の動向……………佐藤三武朗

## 第15巻第3号 平成7年2月

〈特集編〉  
論 文

南アジアにおける分離主義運動

……………山下 高明

EU加盟と北欧協力……………石渡 利康

日系ハワイ移民史

——日米関係の一側面——

……………佐藤三武朗

The Father of Okinawan Immigration:

Kyuzo Toyama……………崎原 貢

1991～1993年における国連総会投票行動の

分析……………浦野 起央

Teaching The New World Order in the

English Language Classroom: An Experiment in

Content-Based Education

……………D. J. ビスガード

## 学術講演要旨

European Immigration and Refugee

Policies An Introductory Overview

……………O. F. クヌッセン

くにづくりへの協力

——ODAの再点検——

……………二神 重成

米ノーベル賞作家トニ・モリスンの世界

……………大社 淑子

## 第16巻第1号 平成7年8月

〈国際関係編13〉  
論 文

サーメ民族の自治問題……………石渡 利康

欧州連合(EU)の拡大と市民社会論

……………森本 義輝

デリバティブとそのリスク……………大塚順次郎

デイヴィッド・リカードの経済学と

租税論に関する一考察(1)

——『経済学および課税の原理』および

「公債制度論」を中心にして——

……………大淵 三洋

Toward an Integrated Model of

American Supreme Court Decision

Making in Search and Seizure Cases

……………武田 節男

Mass Employment and Economics

……………M. I. チャブレン

## 研究ノート

インドシナ戦争20周年とASEAN

……………高木 暢之

## 第16巻第1号 平成7年8月

〈国際文化編13〉  
論 文

『大学』における修身の概念について

……………大沼 栄徳

島崎藤村：『桜の実の熟する時』における

「オフエリアの歌」の比較研究

……………佐藤三武朗

ラフカディオ・ハーンの翻訳と再話

——「孟沂の話」と「伊藤則資の話」を

比較して——

……………梅本 順子

Ezra Pounds Beziehungen zu

ostasiatischer Dichtung und Kunst

……………サン・キョン・リー

ブレヒトにおける回り舞台の象徴的使用

……………田中 徳一

『サチール・メニッペ』研究(9)

——「出版屋の第1の辞」及び

「第2の辞」(前)の訳と注解——

……………菅波 和子

コミュニケーション行動の予期……………西田 司

The Role of Stereotypes in

Intercultural Communication

……………中川ジェーン

“government of the people”再考

……………西村 満男

Adapting Communicative Language

Teaching to the Needs of

Japanese University Students

……………M. S. ジナング

義務感を表す英語の助動詞に関する

日英対照言語学的考察……………戸田 和子

## 〈お詫びと訂正〉第16巻第1号

「国際関係研究」〈文化編〉に掲載されました戸田和子氏(日本大学非常勤講師)の論文タイトルに誤りがありましたので、ここに訂正しお詫び申し上げます。

・誤)〈研究ノート〉義務感を表す英語の助動詞に関する日英対照言語学的考察

・正)義務感を表す英語の助動詞に関する日英対照言語学的考察

## 第16巻第2号 平成7年12月

## 〈国際関係編14〉

## 論 文

主要国における政治と行政の関係に関する

比較研究……………慎 斗範

歩み出す「東南アジア共同体」

——拡大ASEANの分析から探る——

……………高木 暢之

経済自由化政策と市場：

東南アジアの事例(I)……………岩崎 輝行

台湾、韓国の輸出競争力の比較分析

……………小林 通

通貨デリバティブの会計と問題点

……………大塚順次郎

有価証券概念の拡大……………三浦 寛也

監査証拠の分類

——国際監査ガイドラインに

関連して——

.....北川 道男	
ペティ財政経済論の評価	
——国際的展開の中で——	
.....吉田 克己	
デイヴィッド・リカードの	
経済学と租税論に関する国際的再評価	
——『経済学および課税の原理』と	
「公債制度論」を中心にして——	
.....大淵 三洋	
<b>海外事情</b>	
バルト地域統合の新状況	
——第4回バルト会議からの短信——	
.....石渡 利康	

**第16巻第2号** 平成7年12月

〈国際文化編14〉

論 文

死の救済の二類型.....寺田 篤弘	
——仏教とキリスト教——	
島崎藤村：『桜の実の熟する時』の比較分析	
——主人公の自我確立と、	
西洋の作家と詩人——	
.....佐藤三武朗	
A study of Fredric Ives Carpenter's	
<i>Emerson and Asia</i> ..... D. J. ビスガード	
『サチール・メニッペ』研究(10)	
——「出版屋の第2の辞」(後)の	
訳と注解——	
.....菅波 和子	
ロシア・クロンシュタットのマカロフ	
提督像の国際的視点からの碑文考証	
——石川啄木詩ロシア語訳詩説を	
めぐって——	
.....戸塚 隆子	
英語の「ライティング」の教育	
——異文化のレトリックをめぐって——	
.....梅本 順子	
Teacher Questions and Student-Initiated	
Behavior in ESL Classrooms	
.....A. C. ケサダ	
Sociocultural Dimensions of Stereotypes	
.....中川ジェーン	
Adapting English-Language Word Games	
for Japanese Students	
.....M. S. ジナング	
汉语語法研究的历史特点及所受国外語法	
学的影响	
——《文通》以后至三十年代中期——	
.....吴 淮南	
日本語の行為を表す動詞	
——外国人に対する日本語教育のための	
基礎的研究として——	
.....佐藤 琢三	

**第16巻第3号** 平成8年2月

〈総合編〉

論 文

主要国における政府形態に関する比較研究	
——大統領制と議院内閣制を中心に——	
.....慎 斗範	
戦域ミサイル防衛(TMD)と	
アジア太平洋地域における軍事的危機の回避	
.....武田 節男	
Structural Change in American	
Economy:	
An Econometric Analysis	
.....小原 堯	
アメリカの金融制度改革	
——銀行・証券業務の自由化——	
.....三浦 寛也	
イギリスにおける児童関係法と子の保護	
.....東 和敏	
異文化コミュニケーション能力の測定	
.....西田 司	
Emerson's "Hamatreya": A Hindu	
World View Translated into a New	
England Context ..... D. J. ビスガード	
『夜明け前』執筆の一つの動機：父への回帰	
——『新生』と『桜の実の熟する時』に	
おける父親像を通して——	
.....佐藤三武朗	
Development of the Japan Study	
Program in US:	
An Interdisciplinary Approach to	
Japanese Language and Cultural	
Studies ..... 植山 剛行	
E. マグラム	
Considering Politeness as a Factor	
in Teaching Oral English to	
Japanese Students ..... M. S. ジナング	
Multiculturalism's Role in Peace Education	
.....中川ジェーン	
<b>海外事情</b>	
バルト大学の発展近況.....石渡 利康	
<b>学術講演会要旨</b>	
新しい国際関係の枠組み.....前田 正裕	
Europe after the Cold War:	
Problems and Prospects	
.....D. J. レイノルズ	
カナダを通して見たアメリカ	
——暴力と妥協——	
.....鶴田 欣也	
国連新時代と日本の役割.....功刀 達朗	

**第17巻第1号** 平成8年7月

〈国際関係編15〉

論 文

A New Concept of Security and Role	
of the Altruistic Regional Cooperation	
for the Nordic Countries.....石渡 利康	
我が国の政府開発援助(ODA)政策	



.....小野 純男	
EUの環境監査の構図 .....	北川 道男
イギリス児童法における親の責任の概念と その法律効果.....	東 和敏
台湾における「統一」と「独立」を めぐる民意 ——大統領選挙を中心にして—— .....	山本 賢二
<b>海外事情</b>	
Recent Movement of the Barents Regional Cooperation .....	石渡 利康

## 第17巻第1号 平成8年7月

<b>〈国際文化編15〉</b>	
<b>論文</b>	
島村藤村の『新生』：岸本のフランス体験 .....	佐藤三武朗
The Cultural Origins of Classroom Behavior: a Comparative Profile of Japanese and American Students .....	M. S. ジナング
Professional English Education in Japan: An Economic Rationale for Change .....	C. A. ボーエン
<b>研究ノート</b>	
「共生」を哲学する ——現代思想研究の意義と方法—— .....	大沼 栄穂
<b>海外事情</b>	
Increasing Attention to Interests of the Indigenous Peoples in the Arctic Region .....	石渡 利康

## 第17巻第2号 平成8年12月

<b>〈国際関係編16〉</b>	
<b>論文</b>	
欧州通貨統合の政治経済学 ——イギリスの論争—— .....	稲葉 守満
わが国の金融再編のゆくえ.....	大塚順次郎
わが国企業の国際化とアジア諸国との 産業内貿易.....	小林 通
主要国における中央政府と地方政府の関係に 関する比較研究.....	慎 斗範
「ASEAN 10」形成過程の検証 .....	高木 暢之
American Foreign Policy and the Problem of Nuclear Nonproliferation in Asia .....	武田 節男
J. タッカーの租税論 ——18世紀の国際関係に関連して—— .....	吉田 克己
<b>海外国際情報</b>	
第5回バルト会議からの短信.....	石渡 利康

## 第17巻第2号 平成8年12月

<b>〈国際文化編16〉</b>	
<b>論文</b>	
異文化の中の女神たち ——ラフカディオ・ハーンの 描いた女性像(I)—— .....	梅本 順子
性差と文化 ——1. 知的機能における性差—— .....	岡本 健
『サチール・メニッペ』研究(II) ——同書「第II章」及び 「第IV章」の訳と注解—— .....	菅波 和子
初対面30分間の話題にみる日米の自己開示 .....	西田 司
多民族社会における民俗医療 ——北スマトラ・ジャワ人の疾病行動—— .....	吉田 正紀
Approaching the Study of Balinese Mythology .....	D. J. ビスガード
A Professional English Curriculum Model: Meeting the Needs of Students and Society .....	C. A. ボーエン
Some Linguistic Strategies Employed by Japanese and American-English Native Speakers and Second-Language Learners: a Culturally-Based Analysis.....	M. S. ジナング
<b>研究動向</b>	
国際交流の一概念：移民と多元的文化 ——ハワイの沖縄人を中心に—— .....	佐藤三武朗
<b>海外文化事情</b>	
ラトヴィア・ナショナル・オペラ 「炎と闇夜」.....	石渡 利康
インドネシアの種族別文化.....	舟田 京子

## 第17巻第3号 平成9年2月

<b>〈三島キャンパス開設50周年記念 特集号〉</b>	
<b>論文</b>	
「新しいパラダイムを求めて」 ～戦後、半世紀を経過して～ Internationella miljökonventioner: Tanken om altruistisk miljösäkerhet .....	石渡 利康
開発援助のパラダイムの転換.....	稲葉 守満
Relating Krashen's Monitor Model to the Japanese University Classroom: A New Paradigm for Facilitating English-Language Acquisition .....	M. S. ジナング
<b>平成8年度学術講演会要旨</b>	
The U. S. and Japan in the 21st Century .....	G. G. パッカー
「ウチ」と「ソト」の日米比較言語文化学	

.....	牧野 成一
Europe at the End of the Twentieth Century: The Search for a European Cultural Identity .....	R. T. セガーズ
Women's Role in International Cooperation .....	J. L. ハーバート
<b>香港返還に関する諸問題</b>	
国際関係学部長指定研究	
「香港返還に関する諸問題」について .....	秋山 正幸
香港略図	
香港年表	
<b>中国から見た香港返還</b>	
香港問題と中国の「一国両制」.....	梁 守徳
内地と香港の経済関係の分析.....	潘 国華
<b>上海から見た香港返還</b>	
上海と香港のマスメディア比較研究 .....	張 国良
上海と香港の経済協力に関する考察 .....	劉 紅
世紀の転換期における再考と観察	
——現代中国の上海・香港、両地域の都市文学における市民主義叙事伝統の復活と刷新—— .....	丁 国生
<b>日本から見た香港返還</b>	
香港の法的地位.....	石渡 利康
香港新空港建設問題	
——新空港建設計画をめぐる英中の確執—— .....	宇佐美 滋
香港新空港の建設に伴う島嶼地域の変容 .....	加藤 雅功
文化アイデンティティとコミュニケーション	
行動に関する意識調査	
——香港、日本、アメリカの比較—— .....	西田 司
席揚事件と香港における新聞の自由 .....	山本 賢二
<b>資料</b>	
中華人民共和国香港特別行政区基本法 (1990年4月4日 中華人民共和国第7期全国人民代表大会第3回会議採択) 『北京週報』別冊付録文献	
	1990年5月1日より転載

## 第18巻第1号 平成9年7月

## 〈国際関係編17〉

## 論文

The U. S.-Russian Summit in Helsinki and Baltic States' Concerns .....	石渡 利康
The Political Economy of Regulation in LDCs: A Critical Review of Prof. Laffont's New Economics of Regulation .....	稲葉 守満
The Baltic States: On the East-West Faultline in Northern Europe	

.....	A. レインシュ
我が国とパラグアイとの関係	
——政府開発援助(ODA)政策を中心として—— .....	小野 純男
主要国における行政統制に関する比較研究 .....	慎 斗範
支出税の系譜	
——戦後税制改革の世界的展開に関連して—— .....	吉田 克己
<b>資料</b>	
情報活動をより一層強化することに関する	
中共中央弁公庁の意見(試行).....	山本 賢二

## 第18巻第1号 平成9年7月

## 〈国際文化編17〉

## 論文

性差と文化	
——2. 行動における性差—— .....	岡本 健
異文化の中の女神たち	
——ラフカディオ・ハーンの描いた女性像(Ⅱ)—— .....	梅本 順子
シアトル市における日系人社会の形成過程とその変質.....	加藤 雅功
道化の位相: 他者と自者の狭間	
——『人間失格』と『リア王』を中心に(一)—— .....	佐藤三武朗
Education And The Mind-set of Japanese University Oral English Students .....	M. S. ジナング
Balinese and Indian Elements in the Barong and Rangda Ritual Dance: A Study in Comparative Mythology .....	D. J. ビスガード
<b>研究ノート</b>	
意志としてのオプティミズム	
——アランにおける平和教育の原理について—— .....	大沼 栄穂
<b>学会動向</b>	
中国と世界—21世紀に向けてのコミュニケーションと文化.....	山本 賢二

## 第18巻第2号 平成9年12月

## 〈国際関係編18〉

## 論文

欧州・バルト安全保障の新展開	
——「社会的脅威排除」概念構築の必要性—— .....	石渡 利康
途上国債務の政治経済学(1)	
——累積債務問題の再考—— .....	稲葉 守満

リチャード・カンティロン <small>の</small> 外国貿易論 .....	小林 通
国際私法における任意的抵触法の理論 .....	杉山 嘉尚
ASEANの安全保障観 ——創始期における特徴を 生んだ背景—— .....	高木 暢之
The Problem of Financing the Campaign of American Presidential Elections .....	武田 節男
イギリス家族法における子の権利 ——子の医療における自律権の本質—— .....	東 和敏

第18巻第2号 平成9年12月

〈国際文化編18〉

論 文

コロケーションにおける「心」のイメージ ——『こゝろ』における「心」の 中国語訳を通して—— .....	呉 川
太宰治『人間失格』と道化 ——自画像としての文学—— .....	佐藤三武朗
Group Orientation as A Factor in Teaching Oral English to Japanese University Students .....	M. S. ジナング
『サチール・メニッペ』研究(12) ——同書「第VI章」の訳と注解—— .....	菅波 和子
類義語の意味について.....	藤井 誠
井上靖と英文学 ——短編「ある女の死」の場合—— .....	藤沢 全
北スマトラの民俗治療者ドゥクンの専門化 ——東南アジアの民俗医療システムの 理解に向けて—— .....	吉田 正紀

講演要旨

カズオ・イシグロ：英語で語る日本の声 .....	ホセ＝マリア・ルイス
-----------------------------	------------

第18巻第3号 平成10年3月

〈総合編〉

特集論文：国際関係の中のエスニシティ問題

Nationalism and Chinese National Policy .....	唐 士其
島崎藤村：『破戒』をエスニシティの視点 から読む ——トランスナショナルリズムへ 向けた自己の解放—— .....	佐藤三武朗
Zen Buddhism and Western Esotericism in Yeats' "The Statues" .....	M. S. ジナング
新疆ウイグル自治区における	

民族分離独立運動の動向 ——『新疆日報』の分析を中心にして—— .....	山本 賢二
---	-------

非領域的マイノリティ ——欧州におけるロマ(Roma)—— .....	石渡 利康
---	-------

一般論文

異文化の女神たち ——ラフカディオ・ハーン <small>の</small> 女性像(Ⅲ)—— .....	梅本 順子
--	-------

An Analysis of Affective Variables Involved in SLA among Native-Arabic Speakers .....	L. ギルナー
Cultural Factors Affecting Second Language Learning: The Imporoance of Acculturation .....	M. クレイブ

国際交流の問題点.....	黒岩 徹
---------------	------

The Making of American Foreign Policy and Asia .....	武田 節男
19世紀前半のニューヨーク市教育委員会 制度導入とカトリック.....	永塚 史孝

On Motivating Students to Learn English for Today's World .....	D. J. ビスガード
---	-------------

学術講演要旨

Lessons From the Northern Territories Dispute: Can a Resolution Achieved by Practioners be a Puzzle for Theorists? .....	T. フォーシュベルイ
Finnish Security Policy in the European Context .....	T. ヴァーハトランク

第19巻第1号 平成10年7月

〈国際関係編〉

論 文

当前中国外交政策の新思路.....	梁 守徳
国際関係法の役割.....	杉山 嘉尚
オーランド島法文化の形成基礎.....	石渡 利康
State and Society in China.....	唐 士其
途上国債務の政治経済学(2) ——対外債務と通貨危機—— .....	稲葉 守満

中国人民公社体制下における農業技術発展 .....	羅 歆鎮
------------------------------	------

子の病気治療に関する親の意思と “子の最善の利益”基準 ——イギリス家族法を中心として—— .....	東 和敏
--	------

海外事情

ウーアスン海峡地域の形成.....	石渡 利康
-------------------	-------

書 評

浦野起央著『南海諸島国際紛争史』 (刀水書房, 1997年, 1230頁) .....	張 植榮
---	------

## 第19巻第1号 平成10年7月

## 〈国際文化編〉

## 論 文

- Communicating Values in Everyday  
Life: Methodology……………西田 司
- Does Learning a Language Mean  
Losing a Culture?……………M. クレイブ  
パーソナリティに関する歴史的考察  
——2. 条件づけ法による  
Eysenck一派の研究——  
……………岡本 健
- Feasibility of Content-Based  
Instruction in Japanese Foreign  
Language Courses: Some Questions  
to Ask……………A. S. ウイリス
- Thoughts on Acoustic Phonetic  
Variance……………F. モラレス  
L. ギルナー
- 英語の旧情報と新情報について……………藤井 誠  
島崎藤村『夜明け前』: 東の間の安寧  
……………佐藤三武朗
- 現代社会と第二次世界大戦  
——大江健三郎とトーマス・  
ピンチョンのパラノイア小説——  
……………松岡 直美
- ロシアに於ける日本研究  
——日本文学研究を中心に——  
……………戸塚 隆子

## 第19巻第2号 平成10年12月

## 〈国際関係編〉

## 論 文

- 韓国における国家権力構造の  
変遷に関する研究……………慎 斗範
- 台湾向け防衛兵器に関する米中共同  
コミュニケ  
——その交渉過程と問題点(上)——  
……………宇佐美 滋
- 大統領選挙の一要素としての  
アメリカ外交政策……………武田 節男
- 国際金融資本の流動化と通貨危機  
……………稲葉 守満
- アジア地域の経済危機と貿易……………小林 通
- J. スチュアートの公債観  
——その近代性と評価をめぐって——  
……………吉田 克己
- イギリス家族法における子の  
至高利益基準の適用範囲……………東 和敏
- 学会報告
- Trans-Pacific Relations……………石渡 利康
- 書 評
- マーク・ホワイト編  
『ケネディーニューフロンティア再訪—』  
(London: Macmillan, 1998)  
……………平田 雅己

## 第19巻第2号 平成10年12月

## 〈国際文化編〉

## 論 文

- 国際交流与中国传统文化……………山本 賢二
- 円地文子とフェミニズム: 「二世の縁拾遺」は  
外国でいかに読まれたか……………梅本 順子
- Snow Falling on Cedars*  
——多文化社会への移行——  
……………松岡 直美
- インドネシア・北スマトラにおける  
複数医療システム  
——近代医療システムと  
民間医療システム——  
……………吉田 正紀
- ヤスパース「永遠の哲学」再考  
——異文化間コミュニケーションへの  
哲学的アプローチ——  
……………平野 明彦
- Academic Success and Content-Based  
Language Instruction……………A. S. ウイリス
- An Analysis of the Motivational  
Tendencies of University Students  
of Chinese, Spanish, French, and  
English……………F. モラレス  
L. ギルナー
- 漢語複音詞産生的原因……………余 寧
- Developing Reading Skills with Japanese  
Students: Component Processes  
……………R. B. マクマーン
- 島崎藤村: 『夜明け前』第一部上に見る  
悲劇の構想(一)  
——黒船の来航——  
……………佐藤三武朗
- 19世紀転換期のオリエンタリズム  
——*Madam Butterfly*と原作者  
John Lutter Longについて——  
……………宗形 賢二
- ジャック・タユローの『対話』  
……………菅波 和子
- 啄木の短歌におけるオノマトペ  
——中国語訳と比較して——  
……………呉 川

## 第19巻第3号 平成11年3月

## 〈総合編〉

## 第3回(平成10年度)学部長指定研究

- 「東南アジアの通貨危機と政治不安」  
「東南アジアの通貨危機と政治不安」に  
ついて……………秋山 正幸
- タイと東南アジアの通貨危機  
——危機の構図——  
……………稲葉 守満
- 金融危機と経済成長  
——インドネシアの事例——  
……………岩崎 輝行
- アジア危機の本質と国際資本移動の  
政策課題……………円居 総一



アジア通貨危機の計量経済学的分析 .....小原 堯	
東南アジアの経済危機と政治不安 ——スハルト政権崩壊にみる 相互連関—— .....高木 暢之	
東アジアの通貨危機をめぐる世界銀行・ IMFの動向及び今後の課題 .....福井 博夫	
アジア通貨危機と「複合危機循環」の 世界経済.....前田 利光	
一般論文	
How can the English Language Teacher Education Program Assist Japanese Students In Becoming Transformative Intellectuals? .....植山 剛行	
台湾向け防衛兵器に関する米中共同 コミュニケ ——その交渉過程と問題点(下)—— .....宇佐美 滋	
In Her Place: Writers Define “Hatakeyama Yuko” ..... 梅本 順子	
A Contrastive Acoustic Analysis of the Spanish and Japanese Vowel Sets..... F. モラレス L. ギルナー	
韓国の財閥企業に関する研究..... 慎 斗範	
異文化のコミュニケーション価値と行動 .....西田 司	
ケネディ外交の原動力 ——国家安全保障会議及び 国務省改革を中心に—— .....平田 雅己	
研究動向	
「沖縄系アメリカ人研究」の動向..... 佐藤三武朗	
第20巻第1号 平成11年7月	
〈国際関係論〉	
論文	
克林顿访华与中美关系..... 潘 国華	
情報化と金融の国際競争構造の変化 ——構造変化と我が国金融業 再生への課題—— ..... 円居 総一	
バルト地域協力とロシアの関心事 ..... 石渡 利康	
A Study on Social Policy: Toward New Conceptualizations in Historical Perspective ..... 慎 斗範	
日英同盟と黄禍論..... 松村 正義	
The Income Tax in the United Kingdom: A History of Income Tax Since William Pitt introduced in 1799 ..... 大淵 三洋	
学術講演会要旨	
Japón, la Crisis del Sistema de Empleo	

Vitalicio ..... 大泉 光一	
面向未来, 用新智慧解决老问题 ——江泽民访日与中日关系—— ..... 李 揚帆	
Some Characteristics of the Icelandic —and Nordic—Legal System, Compared with Far·Eastern Legal Tradition ..... パットル・シーグルズソン	
What Happnes with the European Nations in the Process of Europe’s Integration? ..... ヘルムート・ワグナー	

## 第20巻第1号 平成11年7月

## 〈国際文化編〉

## 論文

文化と文化アイデンティティの強さの 個人的価値観に与える影響 ——日米の大学生—— ..... 西田 司	
W. B. グディカンスト	
移住したドゥクン：民族と宗教の 境界を守る民俗治療者 ——インドネシア・北スマトラの 事例から—— ..... 吉田 正紀	
A Note on Sociocultural Anthropology of Japan and Buddhism: Etic and Emic Perspectives ..... 渡辺武一郎	
ラウエルの日本国憲法制定過程における影響 ..... 濱屋 雅軌	
Japanese Newspaper Journalism on Recent Archeological Discoveries: The Ethno-Historical Narrative Reconsidered ..... A. J. レボヴィッツ	
Assessment of Motivational Orientations and Observations about the Development of Motivational Modds ..... L. ギルナー F. モラレス	

テキストを比較文学の視点から読む ——藤村とシェイクスピアとの関連—— ..... 佐藤三武朗	
ルイーゼ・ラベ『作品集』の 「献呈の辞」について..... 菅波 和子	

## 第20巻第2号 平成11年12月

## 〈国際関係編〉

## 論文

日本内外政治の分析と日中関係 ..... 青木 一能	
主要国における社会保障政策に関する比較研究 ——イギリスの場合—— ..... 慎 斗範	
国際社会の変容と「性権」概念 ..... 石渡 利康	
朱容基与中国政府机构改革..... 潘 国華	
一体化进程下的21世纪：中国与世界	

.....李 揚帆  
 ダニエル・デフォアの貿易論.....小林 通

**第20巻第2号** 平成11年12月

〈国際文化編〉

論 文

ラフカディオ・ハーンの日本文学の  
 語り直し作品に見る中国文化の受容  
 .....梅本 順子

筒井徳二郎一座の欧米巡業旅程  
 .....田中 徳一

ニーチェの道徳批判について.....平野 明彦  
 自己の特性と他者の特性についての  
 認知に対する日米文化の影響  
 .....守崎 誠一

The Portrayal of Women in Japanese  
 Animation: A Glimpse into Japanese  
 Culture from a Foreign Perspective  
 ..... J. R. エマソン

Variations in Motivation  
 For Second Language Acquisition:  
 An Investigation of The Positive Effects  
 of Experience Abroad.....A. ライマン

井上靖におけるヴァレリーの詩論受容  
 ——若き日の文業を視座として——  
 .....藤沢 全

ルイーズ・ラベの散文物語  
 『痴愚女神と愛の神の諍い』.....菅波 和子  
 『唐鏡』における漢籍受容の一考察  
 ——中世日本の歴史叙述と漢文世界——  
 .....小田切文洋

島崎藤村『夜明け前』：悲劇の予兆  
 ——国学者宮川寛齋の退廃——  
 .....佐藤三武朗

学術講演要旨

Naturalistic Theories of Religious  
 Experience: Dewey and Early Buddhism  
 ..... J. J. ホルダー

**第20巻第2号** 平成11年12月

〈国際交流学科開設記念号〉

国際交流学科の開設にあたって

.....学部長 秋山 正幸

国際交流学科開設の趣旨

論 文

在日外国人をめぐる諸問題.....寺田 篤弘  
 地域開発型国際協力における国際交流の展望  
 ——インドネシア国における住民参加型  
 地域開発プロジェクトの事例——  
 .....金谷 尚知

ジェンダーの視点からの生活再考  
 .....青木千賀子

文化表象とオリエンタリズム  
 ——Saidから“Madame Butterfly”へ——  
 .....宗形 賢二

福祉国家の基本理念に関する研究  
 .....慎 斗範

Pilgrimage at Mount Koya:  
 Three Dimensional  
 Mandala in Practice  
 .....渡辺武一郎

Teaching English Composition:  
 Topic and Subject  
 .....安藤 栄子

石川啄木詩歌のロシア語翻訳考  
 ——V. H. Маркова & В. Н. Ерёмин  
 の翻訳比較を通して——  
 .....戸塚 隆子

異文化の交流  
 ——共生の条件を探るための  
 フレームワークとアプローチの  
 提案——  
 .....佐藤三武朗

.....吉田 正紀  
 .....植山 剛行

研究ノート

多様性を持つインターンシップ  
 プログラムの開発.....植山 剛行  
 .....佐藤 琢三

国際交流学科授業科目一覧

**第20巻第2号** 平成11年12月

〈国際ビジネス情報学科開設記念号〉

国際ビジネス情報学科の開設にあたって  
 .....学部長 秋山 正幸

国際ビジネス情報学科開設の趣旨

論 文

第一次世界大戦下での日本経済の国際化  
 対応についての一考察.....佐々木久信  
 多国籍企業における情報技術の展開  
 ——ナレッジマネジメントを中心に——  
 .....岡本 博之

過剰経済：中国経済の新たな局面  
 .....羅 歆鎮

日米会社のトップ組織の変遷  
 ——オフィサー制(米)と  
 執行役員制(日本)の比較  
 分析を通して——  
 .....笈 正治

ウィリアム・ペティの戦時財政論  
 ——『賢者には一言をもって足る』を  
 中心として——  
 .....吉田 克己

英国のコポレート・ガバナンスと監査制度  
 .....北川 道男

神戸棧橋会社の成立過程と外国棧橋  
 ——五代友厚の事業を中心に——  
 .....安彦 正一

消費社会の進展とマーケティング批判  
 ——消費生活様式の展開に  
 対するマーケティング  
 批判からの教訓——  
 .....菅原 昭義

.....菅原 昭義

国際ビジネス情報学科授業科目一覧

## 第20巻第3号 平成12年3月

## 〈総合編〉

## 特集：異文化とコミュニケーション

不安と不確実感と知覚された

コミュニケーションの有効性

.....西田 司

W. B. グディカンスト

多民族地域における民俗医療の交流

——インドネシア・北スマトラの

民俗治療者の事例から——

.....吉田 正紀

Speculations on the Role of Culture in

Group Decision-Making Discussions

.....D. S. ガウラン

A Layered Construction of "Race"

.....J. R. ボールドウィン

M. L. ヘクト

## 論 文

主要国における社会保障政策に関する比較研究

——アメリカの場合——

.....慎 斗範

The 1998 U. S. Congressional District

Elections and Party Realignment

.....武田 節男

女子教育の社会開発における

広範囲にわたる役割

——国際開発機関の実践を通じて——

.....森 茂子

前田河広一部“The Hangman”発掘

——*The COMING NATION*

所載作品——

.....藤沢 全

Studies on the Rural Development

in a Hilled Rural Area: The Case for

Utilization of the Unused and Waste

Lands in the Dewa Highland Area

.....金谷 尚知

The Horology of Augustine: Time, God,

and Creation from a Western

Perspective.....J. R. エマソン

Interlanguage Development: Phonological

Processes and Complexity

.....L. ギルナー

F. モラレス

中国現代化問題的思索.....李 揚帆

## 第21巻第1号 平成12年7月

## 論 文

国際企業提携を通ずる業界標準の戦略的構築

——日本企業の現状分析を中心に——

.....竹田 志郎

売買春行為と女性の性的自己決定権

.....石渡 利康

Some Questions of Language Pedagogy

and Occidentalism

.....Esta Tina OTTMAN

中国大陸におけるマフィアの犯罪の分析

.....李 威

比較人間文化学を試み

——19世紀日欧の「心霊科学」等を

例として——

.....稲垣 直樹

仕事や授業の終わった後の

コミュニケーション行動

——マレーシア・フィリピン・日本——

.....西田 司

Methodological Issues in Comparative

Philosophy and their Influence

on the Study of Japanese Philosophy

.....Daniel J. BISGAARD

Life History of Kukai and Bodily

Enlightenment.....Buichiro WATANABE

セルフ・モニタリングに対する文化の影響

——セルフ・モニタリング理論再考——

.....守崎 誠一

Pronunciation and Liaison

.....Michael Ian CHAPLAN

## 研究ノート

Theories of the State in the American

Disciplines of Political Science and

Sociology: A Critical Overview

.....Yasuyuki MATSUNAGA

## 第21巻第2号 平成12年9月

## 論 文

中国のAPEC政策と

東アジア国際関係への影響.....梁 雲祥

浦野 起央

The Australian System of Higher

Education: Impact of Reforms, Current

Issue and Policy Directions

.....David GAMAGE

異文化間コミュニケーションの

研究手法の問題.....西田 司

The Engaged Intellectual at One Hundred

.....Tom CONNER

日本文化史論の錯覚(1)

——東西日本の社会と民俗——

.....田村 貞雄

国際交流論における新カテゴリ

「動植物との交流」の創設と位置づけ

.....松村 正義

セルフ・モニタリングに対する文化の影響

——自己呈示行動と相互独立的／

相互協調的自己観——

.....守崎 誠一

Takuboku Ishikawa and Christianity

.....Akira TAKAHASHI

## 第21巻第3号 平成12年12月

## 論 文

American Expansionism and Mexico's

Response: Focusing on the Controversy

about Characters of the Mexican-

American War, 1846-1848 .....	Takashi USHIJIMA
Seasonal Analysis of American Economic Time Series .....	Takashi OBARA
国際経営学の概念領域に関する諸問題 .....	岡本 博之
在外日系子会社従業員の動機付け ——マレーシア日系企業2社の 調査分析を通じて—— .....	笈 正治
A Review of the Sri Lankan System of Higher Education: Developments, Current Issues And Policy Directions .....	David GAMAGE
国際交流史理論の構築.....	濱屋 雅軌
イチャリバチョウデーと文化融合 ——ハワイ在住の沖縄出身者を例に—— .....	佐藤三武朗
異文化間コミュニケーション研究 ——その歴史と課題—— .....	守崎 誠一
集団主義は日本人の国民性か? .....	櫻坂 英子

第21巻第4号 平成13年2月

論 文

中国の西部開発と民族問題 ——新疆ウイグル自治区を中心にして—— .....	山本 賢二
再考：日本のココム加入とチンコム設立 .....	加藤 洋子
The Impact of U. S. Congress on National Security Policy toward East Asia .....	Setsuo TAKEDA
Orientalism & Far-Eastern Thought .....	Daniel J. BISGAARD
Arishima Takeo and Christianity .....	Akira TAKAHASHI
The Religious Practice of a Shingon Monk: Pedagogy and Practice .....	Buichiro WATANABE
コミュニケーションにおける不確実性 .....	西田 司
Cross-cultural Influence on the Use of Silence: Young Japanese Women in the United State .....	Melissa A. WILLIAMSON
社会科学としての異文化間 コミュニケーション研究 ——「日本文化論」の影響とその問題点—— .....	守崎 誠一
日本文化史論の錯覚(2) ——明治維新後における 日本文化の編成替—— .....	田村 貞雄
筒井徳二郎一座海外巡業の レパトリーについて.....	田中 徳一
ラフカディオ・ハーンの	

伝記執筆を巡る問題に関する一考察(Ⅰ) ——『生涯と書簡』対 『鴉からの手紙』—— .....	梅本 順子
The American System of Higher Education: Current Issues, Challenges and Trends .....	David GAMEGE Takayuki UEYAMA
19世紀初期ニューヨーク市における カトリックの教育とオートノミー .....	永塚 史孝
Antecedentes históricos de la Enseñaza de Idiomas en Japón: el caso del español .....	Pilar GARCÉS
Research in Bilingualism .....	Andrew REIMANN
The Cultural Politics of Multiculturalism in ESL Textbooks in the United States .....	John E. KATUNICH
研究ノート	
ヨーロッパ左派の政治戦略としての ラディカル・デモクラシー.....	山田 竜作
学会動向	
Guantei Yusa's <i>Aterui</i> : Saga of a Japanese Geronimo .....	Adam Jon LEBOWITZ

第22巻第1号 平成13年7月

論 文

カリニングラード再考.....	石渡 利康
全球化と単一思想的危険.....	許 振洲
ケネディ政権のベトナム介入と中国の対応 .....	許 奕雷
The Econometric Analysis of Korean GDP .....	Takashi OBARA
School-based Governance: An Australian Experience 1974-2000 .....	David GAMAGE
A Layered Perspective on Prejudice .....	Michael HECHT Jennifer JONES-CORLEY
Methodological Issues in Intercultural Communication Studies .....	Tsukasa NISHIDA
国際結婚にみる異文化の交流と実践(1) ——インドネシアに嫁いだ 日本女性の事例から—— .....	吉田 正紀
自己・他者・状況に対する意識への 日米文化の影響.....	守崎 誠一
Shingon Religious Practices and Bodily Enlightenment .....	Buichiro WATANABE
The Information Age and Ethics .....	Akira TAKAHASHI
ラフカディオ・ハーンの伝記執筆をめぐる 問題に関する一考察(Ⅱ) ——『ラフカディオ・ハーンについて』の	



出版を巡って——  
 .....梅本 順子  
 百年前、張魯眼中的日本.....王 長发  
 岩倉使節団と情報技術  
 ——アメリカにおける電信と新聞報道——  
 .....佐藤 聡彦  
 Japanese versus English:  
 Interference When Teaching  
 Past Tense.....Michael Ian CHAPLAN  
**研究ノート**  
 投票価値の平等とゲリマンダー  
 ——カリフォルニア州の事例研究——  
 .....葉山 明  
**研究資料**  
 中国科学院・中国工程院院士とマスメディア  
 .....山本 賢二

第22巻第2号 平成13年9月

論 文

米国における内部統制報告書.....北川 道男  
 British Reforms in School Management:  
 A Decade of Experience with LMS  
 ..... David GAMAGE  
 グローバリゼーションと世界倫理の可能性  
 ——ヤスパースの「世界哲学」の  
 理念を手がかりにして——  
 .....平野 明彦  
 Raphael Koeber and Christianity:  
 Christian Orthodox and Koeber's  
 Understanding ..... Akira TAKAHASHI  
 Murakami Haruki's Underground:  
 The Non-fiction Dimension  
 .....Naomi MATSUOKA  
 中国の核兵器開発  
 ——初の原爆実験までの開発過程——  
 .....許 奕雷

第22巻第3号 平成13年12月

論 文

On Problems of Identity  
 among Cultures and Civilizations  
 .....Daniel J. BISGAARD  
 内部統制報告書を巡る諸問題  
 D. R. Carmichaelの  
 疑問は払拭されたか  
 .....北川 道男  
 Anthropology of the Body  
 and Shingon Bodily Enlightenment  
 .....Buichiro WATANABE  
 人種とセクシャリテイの表象  
 ——Miss Saigonの「アジア性」再考——  
 .....宗形 賢二  
 自己と身体  
 ビンスワンガーの「夢と実存」と  
 ハイデガー  
 ——現象学・比較精神病理学研究(1)——  
 .....村上 靖彦

近代中国人女性の見た  
 日本・朝鮮・ロシア・中国  
 ——銭単士厘『癸卯旅行記』を通して——  
 .....谷川 栄子  
 Influence of the Culture and Globalization  
 on Teacher Preparation Programs  
 in the United States and Japan:  
 Phase I ..... Mary Ann C. GAINES  
 Takeyuki UEYAMA  
 Robert L. MARSHALL  
 Fumitaka NAGATSUKA  
 中国广西“语言岛”分布及其形成的历史文化  
 背景.....谢 建猷  
 Returning The Last Kaiser from Exile  
 ..... Andrew REIMANN  
**研究ノート**  
 内生的経済成長理論の現在.....清水 隆雄

第22巻第4号 平成14年2月

論 文

National Missile Defense (NMD) Policy  
 in the U. S. Congress  
 ..... Setsuo TAKEDA  
 米国の世論外交  
 ——ツインメルマン電報事件——  
 .....松村 正義  
 日本社会の国際化.....濱屋 雅軌  
 The Concept of Islamic Law  
 .....Fathima Azmiah BARY  
 情報化と企業・産業組織の構造変化  
 ——グローバルスタンダード化の  
 本質と政策課題——  
 .....円居 総一  
 中国経済におけるパラドクス.....羅 歆鎮  
 英国の内部統制とリスク・マネージメント  
 ——Nigel Turnbull報告書の検討——  
 .....北川 道男  
 Spatial Production for Tourism  
 in the British Context  
 .....Meiko MURAYAMA  
 アメリカのニュース映画に見る  
 筒井徳二郎一座.....田中 徳一  
 Sin and Punishment Expressed in  
 Nathaniel Hawthorne's  
 “The Scarlet Letter”  
 ..... Akira TAKAHASHI  
 『癸卯旅行記』に見られる銭単士厘の女性観  
 .....谷川 栄子  
 Are These Really University Students?  
 Exploring Culture Clash  
 in Japanese Universities  
 .....Michael MATHIS  
 Meeting the Challenges of  
 Teaching EFL in Japan  
 ..... Mihoko Takahashi MATHIS

## 第23巻第1号 平成14年7月

## 論文

- 中国の反テロリズムと  
「東トルキスタン」分離独立運動  
.....山本 賢二
- 第二次世界大戦・冷戦の遺産と  
21世紀の日米関係研究  
——日米の非対称性を中心に——  
.....加藤 洋子
- 日欧外交関係の展開  
——冷戦終結までの  
経済摩擦を中心に——  
.....三露 久男
- ケネディ政権と中国の核兵器開発  
.....許 奕雷
- UNESCO, 国際NGOs相互の  
パーセプション.....植山 剛行
- 株式投資ガイダンスシステム:  
INSIGHTSによるビジネス情報教育の試み  
.....豊川 和治
- 日本人, タイ人, マレーシア人の  
組織行動意欲の比較.....筑 正治
- 英国人の異文化理解  
——オールコックの富士登山と  
熱海温泉訪問の旅をめぐって——  
.....梅本 順子
- Dazai Osamu and Christianity  
..... Akira TAKAHASHI
- The Status of Women in the  
Pre-Islamic Period (*Jahiliya*)  
.....Fathima Azmiah BARY
- 精神病理学の終わりと未来  
——脆弱性と治癒の現象学へ向けての  
研究計画——.....村上 靖彦
- 温室効果ガスの統計学的分析  
.....酒井孝次郎  
安彦 正一  
小原 堯

## 第23巻第2号 平成14年10月

## 論文

- 日本の対中国ODAの規模と構造  
.....羅 歆鎮
- Comparative Thoughts on Indigenous Rights between  
Japan, Australia and Canada ..... 玉井 昇
- 2000年メキシコ連邦選挙における選挙監視活動  
.....渡辺 暁
- フランス・ベイコンの財政経済思想(1)  
——『随筆集』を中心に——  
.....吉田 克己
- 製薬企業の情報化戦略に関する一考察  
.....楠本 眞司
- コミュニケーション行動と内集団  
.....西田 司
- 外傷的な出来事の現象学的分析  
.....村上 靖彦
- Bilingual First Language Acquisition Pros, Cons and

## Processes

- ..... Andrew REIMANN  
《戦国楚竹書・孔子論詩》疑難字隸讀舉要(上)  
.....周 同科

## 研究ノート

- 中国国務院新聞弁公室論文  
『東トルキスタン』テロ勢力は罪の責任を  
逃れられない」の新聞報道について  
.....山本 賢二

## 第23巻第3号 平成14年12月

## 論文

- 冷戦の終焉と米国の移民法:  
輸出管理法との対比において  
.....加藤 洋子
- 日露戦争後の高橋是清とヤコブ・シフ  
.....松村 正義
- ケネディ政権と台湾の大陸反攻  
.....許 奕雷
- 選挙監視と民主化  
.....渡辺 暁
- ジェームズ・スチュアートの貿易論  
.....小林 通
- アジア通貨危機以降の対ASEAN直接投資の動向  
.....岡本 博之
- アメリカ就業者数の統計学的分析  
.....小原 堯
- 21世紀の社会におけるジェンダーとエスニシティ  
.....青木千賀子
- 筒井徳二郎一座の米国への招聘とその経緯  
.....田中 徳一
- ラフカディオ・ハーンと『新アタラ』  
——宣教師ルーケットとの交流を中心に——  
.....梅本 順子
- 外傷体験における身体  
——フッサールとメヌ・ド・ピラン  
を導きとして——  
.....村上 靖彦

## 特別講演

- The State of the Union  
.....Peter NORMAN

## 第23巻第4号 平成15年2月

## 論文

- 江戸時代における伊豆国の国際関係  
.....濱屋 雅軌
- 後期資本主義・国家・市民社会  
——ジョン・キーンの市民社会論——  
.....山田 竜作
- The Rights and Status of Women in Islamic Law: Mar-  
riage, Divorce and Inheritance in Several Arab  
Countries  
.....Fathima Azmiah BARY
- フランス・ベイコンの財政経済思想(2)  
——『随筆集』を中心に——  
.....吉田 克己
- A Note on Application of Just-in-Time Inventory Con-

trol (JIT) Method to Service Management ..... Hirokazu TOMA	国際結婚と異文化の交流 ——在日インドネシア人女性とその家族の事例から—— ..... 吉田 正紀
Uchiyama Kanzo and Ralph Emerson ..... Akira TAKAHASHI	(ナント勅令)の歴史的意義 ..... 菅波 和子
Combating Apathy Among Japanese University Students ..... Michael MATHIS Mihoko Takahashi MATHIS	サルバドール・ダリと腐敗 ——その傾倒への背景—— ..... 内田千重子
Motivating Students: The Media Topic Discussion ..... Todd RUCYNSKI	Assessing Second Language Speech Patterns through In- terviews: Strategic Competence in Discourse ..... John PELOGHITIS
An EFL Learner Needs Analysis for Technical Trainers Working for a Japanese Automobile Manufacturing Company ..... Jason HOLLOWELL	Practical Content Based Teaching Authentic Materials/Authentic Responses: A model for using Canadian Content in the Classroom ..... Andrew REIMANN
<b>研究ノート</b> 啓発活動とは何か ——日本の選挙における選挙管理委員会の 活動についての考察—— ..... 葉山 明	

#### 第24巻第1号 平成15年7月

<b>論 文</b> The Rights and Status of Women in Islamic Law: Mar- riage and Divorce in Several Islamic and Non-Islamic Countries in Asia ..... Fathima Azmiah BARY	農業労働生産性、農民収入と内陸部農村地域経済発展 ——中国山西省県データによる 実証分析—— ..... 陳 文挙
自己開示と不確実性減少理論の再考 ..... 西田 司	近代日本の文学 思想に影響を与えたキリスト教 ..... 高橋 章
「ええじゃないか」序曲 ——長州征伐高札の撤去と祝祭の高揚—— ..... 田村 貞雄	Content Based Language Teaching: Observations on Theory and Practice ..... Jason HOLLOWELL
Form Preference of the Genitive: A Grammar Usage Study	

..... John PELOGHITIS	汉语方言中[r]音的发觉及端(知)组声母与儿化音源考 ..... 凌 德祥
-----------------------	--

#### 第24巻第2号 平成15年10月

<b>論 文</b> Exchange Rate Interaction: Yen and Won ..... Takashi OBARA	White Anglo-Saxon Mythology and Intersection of Race, Class, and Gender in the <i>Titanic</i> ..... Saburo SATO
Edmond・ブランデンとラフカディオ・ハーン ——ブランデンのハーン観を中心に—— ..... 梅本 順子	Educating Immigrant Children: Learning from America's Mistakes ..... Michael MATHIS
Current Debates in Second Language Acquisition ..... Andrew REIMANN	<b>研究ノート</b> OECD環境報告と現代日本の環境問題 ——生活騒音をめぐる一論争の考察—— ..... 葉山 明

#### 第24巻第3号 平成15年12月

<b>論 文</b> 发展中印关系的障碍和解决的可能性 ..... 张 敏 秋	India -Japan Relations An Agenda for Convergence ..... Rahul TRIPATHI
ニクソン政権の在韓米軍撤退政策 ——韓国における「ニクソン・ドクトリン」 の適用を事例として—— ..... 鄭 勳 燮	The Rights and Status of Women in Several Industrialised/Western Countries ..... Fathima Azmiah BARY
ITと企業の組織形態 ..... 岡本 博之	ITの進化と多国籍企業の競争行動の変質 ——日本企業の標準化志向の 検出を通して—— ..... 竹田 志郎
マーケティングにおける顧客との相互信頼関係に関する認 識上の乖離 ——6社の聴取調査の分析結果—— ..... 菅原 昭義	市民社会の変化とe-ポリティクス ——韓国におけるインターネットと 政治の変化—— ..... 鄭 俊 坤
祝祭とマス・ヒステリア ——山口吉一・太田明 『阿波え、ぢゃないか』考——	

.....田村貞雄

第24巻第4号 平成16年2月

論文

中印经贸关系

— 潜在与制约 —

.....张敏秋

知的所有権をめぐる国際紛争

— 新たな情報時代がもたらす光と影 —

.....宇佐美滋

アジアの砂漠化・土壌流出と国際協力に  
関する研究

— 中国新疆ウイグル、タイ国、マレーシア国  
における事例からの考察 —

.....金谷尚知

東アジアにおけるエミリー＝ハーンの  
国際交流(1)

— 日本滞在から  
第二次上海事変まで —

.....濱屋雅軌

大豊作・大政奉還と御札降りの発生

— 「ええじゃないか」第3段階 —

.....田村貞雄

レヴィナスと心的外傷

— 情動性の現象学のための草案 —

.....村上靖彦

语感训练与第二语言教学法

.....凌德祥

第25巻第1号 平成16年7月

論文

トリナクリア(Trinacria)とトリスキール(Triskele)

— シンボルの域際関係に関する断章 —

.....石渡利康

民主主義、経済成長、不平等

— 反民主主義的経済成長論の  
論理とその帰結 —

.....清水隆雄

対人コミュニケーションの回避

— 東アジアの大学生を中心に —

.....西田司

エドモンド・ブランデンの日本観：

ラフカディオ・ハーンと比較して

.....梅本順子

自閉症者のシェルターと安心感の起源としての間身体性

.....村上靖彦

東アジアにおけるエミリー＝ハーン国際交流(2)

— 第二次上海事変から  
1940年の重慶空襲まで —

.....濱屋雅軌

「ええじゃないか」のクライマックス(大坂以西)

— 大政奉還・王政復古と民衆の動向 —

.....田村貞雄

The Misconceptions of Muslim Women by the West

.....Fathima Azmiah BARY

Predicted and Observed Difficulties of a Japanese Learner  
of North American English Pronunciation

..... George HARRISON  
Teachers Learning From Each Other in Japan Through  
*Jugyou Kenkyu*. An Alternative Approach to Teachers'  
Professional Development

..... Mohammad Reza Sarkar ARANI

研究ノート

「伊豆学」の確立をめざして

— 伊豆地域の地誌・民俗誌の事例研究 —

.....加藤雅功

高山茂

吉田正紀

日本における中国語能力検定試験

— 大学における検定試験対策講座の  
実施に向けて —

.....谷川栄子

研究資料

スウェーデンの君主制問題

.....石渡利康

第25巻第2号 平成16年9月

論文

韓米同盟50年の考察

— 在韓米軍の再調整と  
韓米同盟の未来 —

.....鄭勳勉

サーベンズ・オクスリー法(SO法)の分析と展望

— エンロン以降の  
アカウントビリティ改革 —

.....北川道男

ヨーロッパ文化の基層

— 黒いマドンナ —

.....石渡利康

The Understanding of Nitobe Inazo's "Bushido"

..... Akira TAKAHASHI

A Comparison of the Rights and Status of Women in Islamic and Western Societies

..... Fathima Azmiah BARY

駿河・伊豆・相模における廃藩置県

— とくに韮山県・足柄県 —

.....田村貞雄

効果的な英語教育プログラムを目指して

— カリキュラム・デザインと  
ニーズ分析 —

.....菊地恵太

第25巻第3号 平成16年12月

論文

The "Human Rights Issue" in China's Diplomacy

..... Yanhua LUO

経済発展のための地域統合

.....小林通

親密度の高い人間関係における

コミュニケーション行動

— 中国の社会人を中心に —

.....西田司

心象風景としてのリリス(Lilith)



—— イメージの域際変容 ——  
 .....石 渡 利 康  
 Kazuo Ishiguro and Shanghai: Orphans in the Foreign  
 Enclave  
 .....Naomi MATSUOKA  
 地理教育への文化的アプローチ  
 —— 日本の小学校国際理解教育の  
 事例分析 ——  
 .....サルカール アラニ・モハメッド レザ  
 Needs analysis for a writing course for  
 graduate international students  
 .....Keita KIKUCHI

第25巻第4号 平成17年2月

論 文

The American President and Congress in Making Mis-  
 sile Defense Policy  
 ..... Setsuo TAKEDA  
 バブル経済社会の特質について  
 .....牧 澤 司 朗  
 変貌するアメリカの監査委員会  
 .....北 川 道 男  
 中・美・日企业经营理念比較  
 .....筑 正 治  
 Problems of Culture and Civilization in the Age of  
 Globalization  
 .....Akira TAKAHASHI  
 Daniel J. BISGAARD  
 Buichiro WATANABE  
 Exploring Learner Meta-Cultural Awareness  
 ..... Andrew REIMANN  
 井上靖の『壺』と老舎の悲劇  
 .....藤 澤 全  
 「ええじゃないか」のクライマックス(大坂周辺・北陸)  
 —— 大政奉還・王政復古と民衆の動向 ——  
 .....田 村 貞 雄  
 The Cultural Influences on Pre-Service Teacher Educa-  
 tion Programs at Four-Year Colleges/ Universities in  
 Japan  
 .....Takeyuki UEYAMA  
 Fumitaka NAGATSUKA  
 The Role of Identity for Interpreters  
 ..... Jason HOLLOWELL  
 近代に見る実業教育の導入から展開へ  
 —— 二つの事例を通して ——  
 .....松 井 洋 子  
 安 彦 正 一  
 Eliciting dialectical inquiry through examples of  
 self-critique and use of irony  
 .....George M. HARRISON  
 Forbidden Japanese: A Study of English-Only  
 Classrooms  
 ..... Jean-Paul Duquette

第26巻第1号 平成17年7月

論 文

中国人民元問題試論

—— 実物経済的観点から ——  
 .....清 水 隆 雄  
 「箱根」と外国人(第1部)  
 ..... A.H.バウマン  
 グローバル化時代の異文化結婚:  
 インドネシアに嫁いだ若き日本人女性  
 .....吉 田 正 紀  
 IBMのパソコン事業売却に見られるIT産業の事業モデ  
 ルの変貌  
 .....千 谷 基 雄  
 Goal Setting Theories: Implications  
 from a study in a university in Korea  
 ..... Keita KIKUCHI and Kang Min Yi

中日関係  
 対象征性国家利益対立走向实质性国家利益対立  
 .....许 奕 雷  
 個人向け銀行インターネットバンキング・サービス  
 —— アジア諸国間比較 ——  
 .....岩 崎 輝 行  
 「桐野利秋談話」(一名「桐陰仙譚」)について  
 .....田 村 貞 雄

研究ノート

ウクライナ大統領選挙に対する選挙監視  
 .....黒 川 祐 次  
 グローバル化時代の大学教育  
 —— 敵対的買収劇を念頭に ——  
 .....安 井 昭  
 佐 藤 三武朗

第26巻第2号 平成17年9月

論 文

神田孝平の経済学と財政学への貢献  
 .....大 淵 三 洋  
 欧州系石油企業の経営戦略  
 .....岡 本 博 之  
 東アジアFTAの計量分析  
 —— マクロ経済効果 ——  
 .....清 水 隆 雄  
 中国の貧困削減政策と制度的障害  
 .....陳 文 挙  
 不確実性減少における否定的傾向  
 .....西 田 司  
 「箱根」と外国人(第2部)  
 .....A. H. バウマン  
 ドイツにおける「異文化間哲学」の  
 基本理念と課題  
 .....平 野 明 彦  
 共同体倫理の創設と視線  
 アクタイオン神話をめぐる  
 現象学的人間学  
 .....村 上 靖 彦  
 Toward a Task-Based Approach:  
 Overview of Syllabus Types in  
 Language Teaching  
 .....Keita KIKUCHI

研究ノート

筒井徳二郎一座欧州巡業の経路と日程

——バルト沿岸・東欧諸国を 中心として .....田 中 徳 一	.....三 露 久 男 五代友厚と東京馬車鉄道会社成立の一考察 .....安 彦 正 一 CEO及びCFOの宣誓書 .....北 川 道 男 公共トラックターミナルにおける 廃棄物パレット Study of Disposing Pallet in the Public Truck Terminal .....若 林 敬 造 中国企業の経営思想 .....笈 正 治 井上靖の『おろしや国酔夢譚』: 異文化理解と語学教育を中心に .....梅 本 順 子 The Significance of Water in Arabian Culture—the Phenomena and Manifes- tations of Water through <i>Qurān</i> and <i>Hadith</i> .....Masahiro TSUBAKI 各地の祝祭の伝統と「ええじゃないか」 .....田 村 貞 雄 『エセー』への マリ・ドゥ・グルネーの〈序文〉 —— 1595年と1635年の〈序文〉の比較 —— .....菅 波 和 子 井上靖の詩編のスカイライン —— 映画 <i>LA ROUE</i> 他との 関わりの中で —— .....藤 澤 全 ダリのロルカ時代に関する一考察 —— 書簡を中心に —— .....内 田 千 重 子 The Structure of Alain Resnais' Film <i>La Vie Est un Roman</i> Part 1 ..... Michael Ian CHAPLAN 効果的な外国語学習に向けて: 自身の学習体験に基づく考察 .....稲 子 あゆみ Using Tasks in Instructed Language Learning: Exploring Task-Based Language Teaching .....Keita KIKUCHI
<b>第26巻第3号</b> 平成17年12月	
<b>論 文</b>	
「冷戦」の終焉? 米国の輸出管理に 見られる変化と連続性 .....加 藤 洋 子 政教分離の研究: 薪能における市長の 玉串奉奠等への関与をめぐる .....葉 山 明 石井＝ランシング協定締結前における 外務省の海外情報(1) —— 1917年1月から3月まで —— .....濱 屋 雅 軌 少子化と子育て支援政策に関する国際比較 .....青 木 千 賀 子 ラフカディオ・ハーンと エドガー・アラン・ポー: ポーの作品の受容を中心にして .....梅 本 順 子 認識の発見 ソポクレス『オイディプス王』における フロネシスとグノメ 共同体倫理の現象学的人間学 .....村 上 靖 彦 Interaction-based Approach and Instructed Language Learning .....Keita KIKUCHI Teaching Comparative Religion through EFL ..... Jean-Paul DuQuette USING PROFESSIONAL DEVELOPMENT TO IN- CREASE TEACHERS' CONTENT KNOWL- EDGE OF MATHEMATICS ..... MaryAnn GAINES	
<b>第26巻第4号</b> 平成18年3月	
ユーモアと人生 —— 石渡利康教授の定年に想う —— .....佐 藤 三 武 朗	
<b>論 文</b>	
研究の偏流 —— 北欧協力, 価値ニヒリズム, セクソロジー, 北 欧国際関係, プロレスリング, バルト地域, 北 極圏地域, ジェンダー・イシュー, シチリア, 欧州文化の基層 —— .....石 渡 利 康 ジョン・キーンにおける 「Civil Society」と「Uncivil Society」(1) —— グローバルな市民社会と 暴力の問題をめぐる —— .....山 田 竜 作 新しい日米欧三極構造の建設へ向けて —— ポスト・イラク戦争の教訓 ——	<b>研究ノート</b> カトリック教会とアメリカ政治社会 .....葉 山 明 <b>研究資料</b> 日本人大学生の異文化の対人関係 —— 同性間の親密度による検討 —— .....内 藤 伊 都 子 <b>研究報告</b> A Study of Learner Output in Jigsaw and Role Play Tasks .....Gregory FRIEDMAN 石渡利康博士略歴及び主たる業績 .....石 渡 利 康

## 第27巻第1号 平成18年7月

## 論 文

- 国際化社会の内外人平等と国民主権  
— 平成17年最高裁大法廷「東京都  
管理職試験国籍条項」合憲判決 —  
……………杉山 嘉 尚
- The Kennedy Administration and the Sino-Indian  
Border War: A Study on the U.S. Government  
Documents  
……………Yilei XU
- 白い女神の目覚め  
……………石渡 利 康
- 「箱根」と外国人(第3部)  
……………A.H. バウマン
- 詩人たちの満洲  
— 北原白秋と室生犀星の満洲体験 —  
……………安元 隆 子
- 「ええじゃないか」の東日本への展開(1)  
— 東海・関東地方 —  
……………田村 貞 雄
- 同性の二者間における非言語行動の  
返報性とその総量  
— 親密度と文化の影響 —  
……………内藤 伊都子
- The Structure of Alain Resnais' film  
*La Vie Est un Roman* Part 2  
……………Michael Ian CHAPLAN
- Virtual Schools: New Visions of  
Education in a Digital Environment  
……………MaryAnn C. GAINES
- English education in  
Japanese high schools: Contrasts with other  
countries in Asia  
……………Keita KIKUCHI
- 絵画史料をもとにした歴史評価の問題点  
— 田中英道著『支倉六右衛門と西欧使節』  
に対する批判 —  
……………大泉 光 一
- 参加型開発における国際協力,  
国際交流の研究  
— 地球型社会における環境復元に  
NGO/NPOが担う役割 —  
……………金谷 尚 知
- Linguistics In British Columbia  
……………Allan A EVANS
- 研究報告
- From the residential classroom to the virtual class-  
room: Results from a survey of Internet English  
students at Nihon University's College of Interna-  
tional Relations  
……………Dean D. SCHIMPF
- 書 評
- 林語堂『支那に於ける言論の発達』再読  
……………山本 賢 二

## 第27巻第2号 平成18年9月

## 論 文

- 国家による規制と人の移動  
— スペイン領アメリカと  
英領アメリカの場合 —  
……………加藤 洋 子
- U.S. Security Policy: Focusing  
on Analysis of Missile Defense  
Policymaking Process  
……………Setsuo TAKEDA
- 石油企業の経営戦略と国際関係  
— オイルメジャーと  
政府政策との対立と協調 —  
……………岡本 博 之
- 中国山東省李営鎮苗木生産経営研究  
……………陳 文 拳
- 石井=ランシング協定締結前における  
外務省の海外情報(2)  
— 1917年3月から —  
……………濱屋 雅 軌
- 対人コミュニケーション行動の特徴  
……………西田 司
- On the Persistence of a Myth From  
Ancient India to Modern Indonesia  
……………Daniel J. BISGAARD
- 「箱根」と外国人(第4部)  
— 保養地芦ノ湖:  
釣り・水泳・漕艇 —  
……………A. H. バウマン
- ラビリンスのシンボリズム  
— その中央存在 —  
……………石渡 利 康
- 「ええじゃないか」の東日本への展開(2)  
— 甲信地方 —  
……………田村 貞 雄
- 静岡県の人観光客誘致戦略  
……………許 奕 雷
- Schismogenesis:  
Vicious Circles in Intercultural  
Misunderstanding  
……………Jean-Paul Duquette
- Higher Education in the Ancient World  
and Its Impact on the Medieval  
Universities  
……………David GAMAGE
- REINVENTING PREPARATION OF  
EDUCATIONAL LEADERS:  
A PARTICIPANT PERSPECTIVE  
……………MaryAnn C. GAINES
- 学会動向
- オーランド・プロセス  
……………大西 富士夫
- 第27巻第3号 平成18年12月
- 論 文
- 統合監査のフレームワーク  
— SOAを巡る2つの統合監査概念 —

.....北 川 道 男	多国籍企業の内部化理論 再考 — Ethierモデルを中心として —
.....清 水 隆 雄	朝鮮戦争に関する一考察 — 米国の戦争制限政策の 決定過程を中心に —
.....鄭 勳 燮	IED en la industria del automóvil en México — El caso de las empresas japonesas —
.....Yoichi OIZUMI	マリー・ストーブスと日本文化
.....梅 本 順 子	グディカンストのコミュニケーションモデル
.....西 田 司	マイノリティの人種表象 — アメリカにおける異人種間混交と 映画表象をめぐって —
.....宗 形 賢 二	アーレントとヤスパース — 『人間の条件』における「活動」の 領域を手がかりにして —
.....平 野 明 彦	日本における洋紙産業の定着と お雇い外国人の貢献
.....安 彦 正 一 .....松 井 洋 子 .....永 塚 史 孝	The Importance of Water in the Perspective of Islam The Cultural Value through the Symbol of Water
.....Masahiro TSUBAKI	「ええじゃないか」の東西南北
.....田 村 貞 雄	Attitudes Towards ALTs
.....Jean-Paul DuQuette	MEDIEVAL UNIVERSITIES AND THEIR IMPACT ON MODERN UNIVERSITIES
.....David GAMAGE	THE NO CHILD LEFT BEHIND (NCLB) AND INDIVIDUALS WITH DISABILITIES EDUCATION IMPROVEMENT ACT of 2004 (IDEIA)
.....MaryAnn C. GAINES	学習ストラテジートレーニング としての教室活動 ニュース教材を使った クラスルームリサーチ
.....稲 子 あゆみ	Applying the Theory of Cultural Intelligence to Foreign Language Teaching: Some Practicalities and Challenges
.....George M. HARRISON	黒いサラ

.....石 渡 利 康	— ロマの守護女神 —
.....佐 藤 三武朗	研究ノート 世界遺産の保護と保全に見る利他主義
.....Fujio OHNISHI	学会動向 The Autonomy of Åland and the Six Guarantees of the League of Nations
.....Gregory L. FRIEDMAN	研究報告 The Effect of Task Type Upon Fluency, Accuracy, and Complexity of Output
.....杉 山 嘉 尚	第27巻第4号 平成19年2月 論 文 国際交流関係の法制 — その目的と内容 —
.....葉 山 明	政教分離と神奈川県伊勢原市： 観光協会による宗教団体への 支出をめぐって
.....吉 田 克 己 .....北 川 道 男 .....大 淵 三 洋	日本経済のグローバル化と その方向性について — 国際観光・国際会計・ 国際課税の視点から —
.....Yoichi OIZUMI	Transición de la Economía Planificada a la Economía de Mercado en China — El éxito de la transición Progresiva China —
.....大 西 富 士 夫	フィンマルク法における自然共生
.....Jean-Paul DuQuette	Teaching International Politics Through EFL
.....西 田 司	不安不確実感制御理論
.....呉 川	『源氏物語』のオノマトペに関する 日中対照言語研究(上)
.....四之宮 玲 子	アメリカにおける チャイルド・マルトリートメントの 現状と研究の方向性
.....石 渡 利 康	シーラ・ナ・ギグ(Síla-na-Géige) — ヴァルヴァ・ ディスプレイの象徴性 —
.....内 田 千 重 子	ロールカのダリ時代に関する一考察
.....内 田 千 重 子	障害のある人との 相互作用に影響する社会的環境



— 日本における障害のある人の  
きょうだいに関する  
文献研究より —  
……………河村 真千子  
御札降りの仕掛け人たち  
— 「ええじゃないか」の真相 —  
……………田村 貞雄  
GOVERNANCE AND  
ADMINISTRATION OF  
AUSTRALIAN UNIVERSITIES  
…………… David GAMAGE  
『本朝神社考』と『神社考詳節』  
……………矢崎 浩之

第28巻第1号 平成19年7月

論 文

天野為之の経済学に関する若干の考察  
— 『経済原論』を中心にして —  
……………大淵 三洋  
Diffusion of Exchange Rate Fluctuation  
…………… Takashi OBARA  
開発途上国多国籍企業論  
— 海外直接投資決定因としての  
spillover効果 —  
……………清水 隆雄  
Japan's Civil War and American  
Diplomatic Activities in 1868  
……………Masaki HAMAYA  
How a long established branded  
product can be successfully  
revitalized for a new sales growth  
without changing the basic product  
attributes.  
— Analysis of a marketing success  
of Polaroid camera —  
……………Keinosuke KOSEKI  
「B7バルト海島嶼ネットワーク」の形成：  
島嶼域際関係の強化  
……………大西 富士夫  
『源氏物語』のオノマトベに関する  
日中対照言語研究(下)  
……………呉 川  
Religion and the American  
National Character  
……………Daniel J. BISGAARD  
室生犀星『大陸の琴』論  
……………安元 隆子  
The Study of Ethnicity  
and Urban Food Behavior:  
A Case Study of the Minangkabau  
of Medan, Indonesia.  
……………Masanori YOSHIDA  
Koji AKINO  
古典的西部劇『シェーン』に見る  
ロマンチック義侠心とその周辺  
— ウェスタンオロジー文化論 —  
……………石渡 利康  
幕末江戸における御用盗の横行と御札降り

……………田村 貞雄  
宮城春意の神道思想  
……………矢崎 浩之  
THE BRITISH UNIVERSITY  
SYSTEM: SECOND WORLD WAR  
TO THE 21<sup>ST</sup> CENTURY  
…………… David GAMAGE  
Learner Motivation in  
Second Language Acquisition  
…………… Allan A. EVANS  
「箱根」と外国人(第5部)  
— 箱根地域における  
交通手段の進化 —  
…………… A. H. バウマン

第28巻第2号 平成19年9月

論 文

田口卯吉の経済思想と財政思想  
— イギリス正統派経済学との関係を  
中心にして —  
……………大淵 三洋  
『破戒』：ディアスポラ文学の先駆的役割  
……………佐藤 三武朗  
不確実性減少における内集団の行動  
……………西田 司  
古典的西部劇「ワーロック」における  
自滅的義侠心と精神ホモ構造  
— ウェスタンオロジー文化論 —  
……………石渡 利康  
大学生の友人関係  
— 親密度による検討 —  
……………内藤 伊都子  
研究ノート  
Australia and Nuclear Power:  
the Jekyll and Hyde nature of  
Australia's nuclear ambitions  
…………… Gregory O'DOWD  
研究資料  
史料翻刻 宮城春意著『神道大意演義』  
……………矢崎 浩之

第28巻第3号 平成19年12月

論 文

福澤諭吉の経済思想と財政思想に関する  
若干の考察(1)  
……………大淵 三洋  
ポスト・ポスト冷戦期は始まったのか？  
— 米露関係とプーチンの戦略 —  
……………石郷岡 建  
ローバリゼーションと国際関係の政治経済  
(そのI)  
……………前田 利光  
若き日の田村直臣  
— 築地での体験とアメリカ留学 —  
……………梅本 順子  
北欧古代の神々の夜明け  
— アイスランドのアウトゥルー

- (Ásatrú) —  
 .....石 渡 利 康  
 「ええじゃないか」の諸段階と伝播地図  
 .....田 村 貞 雄  
 米国の利他的個人主義の発展とその教育  
 — エマソンの利他的個人主義から  
 デューイのプラグマティズムへ —  
 .....岡 田 善 明

#### 研究ノート

- Lafcadio Hearn's Views on the rise  
 of nationalism in Meiji Japan and  
 their relevance today.  
 .....Gregory V. G. O'DOWD

#### 研究報告

- Learner-Created Online Lexical Databases  
 ..... Gregory L. FRIEDMAN

### 第28巻第4号 平成20年2月

#### 論 文

- 世界経済の構造変化と広域共同体の形成  
 — EU統合への内的発展と世界経済の  
 構造変化の中での今後の発展、  
 そのアジア共同体化への政策示唆 —  
 .....円 居 総 一

- 福澤諭吉の経済思想と財政思想に関する  
 若干の考察(2)  
 .....大 淵 三 洋

- American Problems over the Execution  
 of the Treaty of Amity and Commerce  
 between the United States and Japan  
 -- The First Half of 1860s  
 .....Masaki HAMAYA

- 中国都市貧困の拡大と対策  
 .....陳 文 挙

- Common challenges and converging  
 Approaches: security cooperation  
 between China and EU  
 ..... Baoyun YANG

- 北朝鮮の核問題と韓日協力  
 .....権 萬 學

- ロシアの北極点国旗設置に対する  
 ノルウェー外交の動向  
 .....大 西 富士夫

- グローバリゼーションと国際関係の政治経済  
 (そのII)  
 .....前 田 利 光

- The Study of Nitobe Inazo and  
 Uchimura Kanzo  
 ..... Akira TAKAHASHI

- 筒井徳二郎一座のロサンゼルス公演について  
 .....田 中 徳 一

- 「ルイ・ランジャール」と  
 『最初の人間』の間の往復運動  
 — アルベール・カミュの  
 円環的行程と母親への告白 —  
 .....高 塚 浩由樹

- 「箱根」と外国人(第6部)  
 — 旅行者, 人足, そして女性旅行者 —

- ..... A. H. バウマン  
 古典的西部劇『荒野の決闘』に見る  
 友情的義侠心とその周辺  
 — ウェスタンオロジー文化論 —  
 .....石 渡 利 康

- 「ええじゃないか」の東進  
 — 遠江・駿河・伊豆 —  
 .....田 村 貞 雄

- 現代の大学生の英語学習時間と英語学習方法  
 .....上 原 義 正

- The Research Issues of Student Services  
 in Higher Education in Japan  
 .....Takeyuki UEYAMA

### 第29巻第1号 平成20年7月

#### 論 文

- 津田真道の経済学に関する若干の考察  
 .....大 淵 三 洋

- 国際石油企業の戦略経営  
 .....岡 本 博 之

- ブッシュ政権の在韓米軍撤退政策  
 .....鄭 勳 燮

- ラトヴィアの『マーラは少女に命を与えた』  
 (Dāvāja Māriņa meitiņai mūžiņai) と  
 ロシアの『百万本のバラ』(Million alih roz)  
 — 歌詞とメロディーの  
 音楽学的国際変容に関する試論 —  
 .....石 渡 利 康

- 自然観の変遷とエコクリティシズム  
 — ロマン主義の自然観再生の意義 —  
 .....岡 田 善 明

- 海外直接投資と経済成長  
 — 実証研究における方法の問題 —  
 .....清 水 隆 雄

- Using Writing Assessments  
 to Improve Second Language Writing  
 ..... Jason MYRICK

- 大量破壊兵器拡散阻止の課題:  
 反テロと不拡散の結合がもたらすもの  
 .....六 辻 彰 二

#### 研究ノート

- バルト大学の活動展開  
 .....大 西 富士夫

- Creating an Education Culture of  
 Lifelong Learning  
 .....Gregory V. G. O'DOWD

### 第29巻第2号 平成20年9月

#### 論 文

- 企業の合併・買収による経営文化の変容  
 .....岡 本 博 之

- 新しい国際私法  
 — 「法の適用に関する通則法」の解釈論 —  
 New Act on General Rules  
 on Application of Laws  
 .....杉 山 嘉 尚

- イギリス親子法における父権の効力と子の利益

— エクイティの介入とその法理論 —  
 .....東 和 敏  
 田村直臣と花嫁事件：米人宣教師の報告を中心にして  
 .....梅 本 順 子  
 人種・エスニシティの多様化が進む米国  
 — 2000年の国勢調査(センサス)と  
 複合人種を中心に —  
 .....加 藤 洋 子  
 『黒いアテナ』論争と「長いprepuce」  
 — M・バナールの仮説への単純な疑問 —  
 .....石 渡 利 康  
 Structural Difference in the Ways of Expression  
 in Translation between Japanese and English (1)  
 Expressions with Intransitive Verbs  
 and Transitive Verbs  
 .....Yoshiaki OKADA  
 最初の御札降り地域(三河国吉田宿附近)の諸信仰  
 — 御鋏様と牛頭天王 —  
 .....田 村 貞 雄  
 The Structure of Alain Resnais' film  
*La Vie Est un Roman* Part 3  
 ..... Michael Ian CHAPLAN  
**研究資料**  
 『何物語』— 解題と翻刻 — (一)  
 .....矢 崎 浩 之

**第29巻第3号** 平成20年12月

**論 文**  
 イギリス正統派経済学の  
 受容過程におけるお雇い外国人の貢献  
 .....大 淵 三 洋  
 無形資産の総合的研究  
 .....豊川和治・雨宮史卓  
 寛 正治・北川道男  
 海外直接投資と国際技術伝播  
 — 途上国経済へのspillover効果を中心に —  
 .....清 水 隆 雄  
 ガーナにおける民主化と市民社会：  
 政治参加の類型と機能  
 .....六 辻 彰 二  
 田村直臣と児童文学：児童書の発行を中心にして  
 .....梅 本 順 子  
 不確実性減少理論と集団  
 .....西 田 司  
 Mrs. Robert C. Morris and Yokohama  
 — Her Understanding about Japan's Society  
 .....Masaki HAMAYA  
 Ethnicity and Folk Medicine  
 — Ethnic Interaction of Folk Healers in the  
 Multi-ethnic Settings in North Sumatra, Indonesia  
 ..... Masanori YOSHIDA  
 ユーヘメリズムと北欧神話の主神オーディン実在説  
 — ヘイエルダールの仮説と古代欧州における  
 神話的域際関係 —  
 .....石 渡 利 康  
 Structural Difference in the Ways of Expression  
 in Translation between Japanese and English (2)  
 — Subjective Language

and Objective Language —  
 .....Yoshiaki OKADA  
 Sharing Behaviors of Saudi Students in  
 an Intensive English Environment (Part One)  
 ..... Jason E. TACKER  
 Teaching Second Language Writing  
 ..... Jason MYRICK  
**研究ノート**  
 The rise, decline and future  
 of the Australian rice industry  
 in the Age of the World Food Crisis  
 .....Gregory V. G. O'DOWD  
**研究資料**  
 『何物語』— 解題と翻刻 — (2)  
 .....矢 崎 浩 之  
**学会動向**  
 2008年度ボーダーランド学会の欧州大会  
 .....大 西 富士夫

**第29巻第4号** 平成21年2月

**論 文**  
 アダム・スミスの受容過程に関する若干の考察  
 — 『諸国民の富』を中心に —  
 .....大 淵 三 洋  
 直接民主主義の事例研究：  
 露店の道路占用をめぐる論争  
 .....葉 山 明  
 変革する国際援助の枠組み  
 .....秋 山 孝 允  
 東アジア地域経済統合と日台経済協力  
 .....陳 文 挙  
 郭 国 興  
 田村直臣と足尾鉍毒問題  
 .....梅 本 順 子  
 Study of the Japanese  
 and Foreign Culture in Japan  
 — In the Case of Yoshihiko Yoshimitsu —  
 ..... Akira TAKAHASHI  
 移住後半世紀が過ぎたボリビア  
 日本人移住地の様相と問題点の究明  
 .....福 井 千 鶴  
 「ゲルマンの夕食会」における絵画の挿話の生成過程  
 .....荒 原 邦 博  
 古典的西部劇  
 『リバティー・バランスを射った男』に見る  
 「不条理的義侠心」とその周辺  
 — ウェスタンオロジー文化論 —  
 .....石 渡 利 康  
 「サルバドール・ダリに捧げるオード」に関する一考察  
 .....内 田 千 重 子  
 戊辰戦争期における落書・落首・張札  
 — 「長防珍説風聞記」を中心に —  
 .....田 村 貞 雄  
 異文化の対人関係とセルフ・モニタリング  
 .....内 藤 伊 都 子  
 徳川義直と堀杏庵  
 — 神儒一致論に注目して —  
 .....矢 崎 浩 之

「19世紀の静岡県御厨地方とフランス  
ペリー地方における伝統的な食事の比較」  
……………渡辺 洋子  
英語学習の態度と言語環境への意識との関連要因の研究  
— 大学生の場合 —  
……………上原 義正  
Re-evaluating Work Skills in the EFL  
Curriculum in Japanese Universities  
……………Nathan DUCKER  
A CURRICULUM FOR JAPANESE  
AS A SECOND LANGUAGE DESIGNED  
FOR ENGLISH-SPEAKING  
DYSLEXIC LEARNERS  
……………Sean Thomas McCOLLUM  
**研究ノート**  
国際貿易, 海外直接投資と企業の異質性  
……………清水 隆雄  
**学会動向**  
第3回トルヴァール・ストルテンベルグ・シンポジウム  
……………大西 富士夫  
**研究報告**  
Cooperative Learning (CL):  
A Possible Solution for Heterogeneous Classes  
……………Natsuko IMAOKA

第30巻第1号 平成21年10月

**論 文**  
欧州連合の深化と拡大に関する若干の考察  
— 経済的側面を中心にして —  
……………大淵 三洋  
国籍法違憲判決と国際私法  
……………杉山 嘉尚  
ヨーロッパにおける地域的規範としての文化権の形成:  
オーランド諸島の事例  
……………大西 富士夫  
The American shopping in Japan  
of the latter nineteenth century  
……………Masaki HAMAYA  
Process of transition through the life course:  
the identification of the developmental stages  
in the Javanese life cycle  
……………Masanori YOSHIDA  
Mi votu e mi rivotuとNinna Nanna malandrineddu  
— 南イカラブリアにおける「仁」と「義」 —  
……………石渡 利康  
遠江への秋葉信仰の伝来と分岐  
……………田村 貞雄  
Sharing Behaviors of  
Saudi Students in an Intensive  
English Environment (Part two)  
……………Jason TACKER  
The Necessary Cultural Component of  
English Language Education in Japan  
……………Nathan DUCKER  
**研究ノート**  
The Structure of Alain Resnais' Film  
*La Vie Est un Roman Addendum*  
……………Michael Ian CHAPLAN

第30巻第2号 平成22年2月

**論 文**  
天野為之の『米国税論』と『公債論』に関する若干の考察  
……………大淵 三洋  
A.マーシャルの貿易論  
……………小林 通  
1827年ウェルズレイ対ボーフォート (Wellesley v. Beaufort)  
訴訟における子の利益原則の法理論的構造  
……………東 和敏  
海賊行為に対する普遍的管轄権  
— その理論的根拠に関する学説整理を中心に —  
……………安藤 貴世  
The Japanese Communist Party and  
MacArthur's General Headquarters  
……………Ruriko KUMANO  
団体課税における基礎理論と法人課税～みなし個人課税  
……………鶴藤 俊英  
現代ガーナにおける女性の権利保護:  
人権, 慣習, 政治の交差点  
……………六辻 彰二  
1893年シカゴ万博における「大衆的民族学」  
— パットナムとブルームの比較 —  
……………宗形 賢二  
Healing Power and Healing Ritual:  
Three Different Approaches to the Healing Rituals.  
……………Masanori YOSHIDA  
Jack Palance: The Forest of Love.  
A Love Story in Blank Verse に見る「人樹共生」思想  
……………石渡 利康  
友人関係におけるサポートと期待の分析  
— 日本人と異文化の友人のケース —  
……………内藤 伊都子  
「羅生門的接近」を活用した授業改革のプロセス  
— 観光を媒体とする「インターネット英語」を  
実践事例として —  
……………上原 義正  
The Impact of Globalization in Education  
……………Allan A. EVANS  
戦後のコメ政策の歴史の変遷と課題について  
……………山中 康資  
**研究ノート**  
Teaching L2 Speaking: Its History and A Recent View  
……………Natsuko IMAOKA  
**研究報告**  
A System for Effective Vocabulary Learning and  
Teaching Using Text in the EFL Classroom  
……………Jeffrey Scott SINDING

第31巻第1号 平成22年10月

**論 文**  
ナノ材料のリスク評価のためのコンセンサス形成と  
化学物質の規制政策立案プロセスの新潮流  
……………堅尾 和夫  
国家安全保障, 情報技術革命と米国の留学生政策  
— 科学技術分野のヴィザ規制と輸出規制を切り口に —  
……………加藤 洋子  
1725年アイア氏 (Mr. Eyre) 対シャフテスバリ伯爵夫人



(Countess of Shaftesbury) 訴訟における 後見人の権限と子の利益原則との関係 .....東 和 敏	.....秋 山 孝 允
明治の日本陸軍における近代戦略論の受容 .....浅 川 道 夫	国際テロリズムに対する法的規制の構造 — “aut dedere aut iudicare” 原則の解釈をめぐる 学説整理を中心に— .....安 藤 貴 世
Prospects and Challenges of an East Asian Regional Security Framework: Veto Players and Winsets ..... Alexander C. TAN and Takayo ANDO	支那事変前における 日本陸海軍の航空連携についての一研究 .....佐々木 久 信
メドヴェージェフ大統領とプーチン首相による タンデム (2人乗り) 政権の分析 .....石郷岡 建	ニーチェの近代文化批判とそのアクチュアリティ .....平 野 明 彦
Economic Lessons Not Yet Learnt: Why Another Financial Crisis Will Soon Follow ..... Gregory V. G. O'Dowd	アジア系アメリカ人と白人との 賃金格差を考察する上での生計費の重要性 .....武 井 勲
インドネシア・北スマトラにおける 残留日本人の異文化結婚： 一世配偶者とその家族の事例から (その2) .....吉 田 正 紀	異文化受容の諸相 —牡丹と鷓鴣をめぐる考察— .....池 間 里 代 子
Protestant Missionaries in Late Nineteenth-Century Ch'ing China ..... Ruriko KUMANO	「注視」の様態 — <i>The Book and the Brotherhood</i> に描かれた 三種の視力— .....村 井 和 子
南イタリアに見る「生」と「死」の原風景 —名誉, 恥, 復讐— .....石 渡 利 康	英語 e-Learning コースにおける学習過程と結果の考察 .....豊 川 和 治
Modern Testing Issues: Shifting from Paper-based to Computer-based Tests ..... Jason MYRICK	『亜細亜言語集』の中のアル化語彙 —明治期における中国語教材の探求— .....林 怡 州
Investigating Applications of the Lexical Approach for East Asian University Students, Focussing on English Academic Vocabulary ..... Elcome CARY	<b>研究ノート</b> スウェーデン日刊紙『アフトンプラデーット』・ イスラエル間の報道論争 —報道の自由とその周辺— .....石 渡 利 康
Higher Education L2 Learner Motivation in an Asian Context ..... Garth BRENNAN	

### 第31巻第2号 平成23年2月

<b>論 文</b>	
内部監査人報告書の開示と コーポレート・ガバナンスの透明性 .....北 川 道 男	
イデオロギーの幻想「恋の逃避行」 .....西 鋭 夫	
情報公開の事例研究 公安委員会の処分取り消し請求にかかわる 判決書をめぐって .....葉 山 明	
ドイツ第三帝国における政軍関係 —1941年・東部戦線の場合— .....吉 本 隆 昭	
近年の先進国から途上国への資金の流れ —開発援助への影響—	

### 第32巻第1号 平成23年10月

<b>論 文</b>	
2010年の米国の国勢調査 (センサス) と代議制民主主義 —スペイン領アメリカの遺産— .....加 藤 洋 子	
フランス・バイコンの租税観 .....吉 田 克 己	
中国山東省経済発展と産業構造調整について .....陳 文 拳	
テロリズム防止関連条約における 「引き渡すか訴追するか」原則の成立 —「航空機の不法奪取の防止に関するハーグ条約」の 管轄権規定の起草過程をめぐって— .....安 藤 貴 世	
ユラン法 (Jyske Lov) 前文の法諺 Meth logh skal land bvgiaes —法治主義と道治思想— .....石 渡 利 康	
中国の資本主義 —中国の改革開放による資本主義への移行— .....蔡 飞	
アイゼンハワー政権期における米国の安全保障と宇宙開発 —U-2型偵察機計画との関連で— .....永 井 雄 一 郎	
日本国土が狙われる (第1部) 駐日領事プラントの蝦夷地 (北海道) 植民地化の概略と それにかかわったゲルトナー兄弟の出自	

..... アンドレアス H. バウマン  
 アジア系アメリカ人男性の地域移動,  
 居住地域と所得の関連性  
 .....武井 勲  
 フロベール『ヘロディア』と  
 ワイルド『サロメ』の比較研究  
 —二人のサロメをめぐる感覚表現—  
 .....橋本 由紀子  
 荷風と『紅樓夢』  
 .....池間 里代子  
 ミルトンと自然  
 —正しき理性の観点から自然法へ—  
 .....岡田 善明  
 The Importance of Teaching Critical Thinking and  
 Content Based Programs in an EAP Setting  
 ..... Garth BRENNAN  
**研究ノート**  
 小泉政権下での日中関係基本構造の変化  
 .....黒川 祐次  
 “Otherness” in *The Cheat* (Part 1)  
 ..... Michael CHAPLAN and Miyako HADA

第32巻第2号 平成24年2月

論文

産業移転と河南省の経済発展  
 .....陳 文 挙  
 オレンジ革命の終焉とウクライナの東西対立  
 —2010年ウクライナ大統領選挙の分析を中心に—  
 .....石郷岡 建  
 田村直臣の留学再考：オーバーン神学校時代を中心に  
 .....梅本 順子  
 アーレントの「公的領域」に関する一考察  
 —ヤスパースの「コミュニケーション」論めぐって—  
 .....平野 明彦  
 古典的西部劇に見る「去りゆく男」の情景  
 —ウエスタンオロジー文化論—  
 .....石渡 利康  
 白居易の共感覚表現について  
 .....中元 雅昭

研究ノート

19世紀転換期アメリカの検閲(1):  
 コムストック法とYMCAの時代  
 .....宗形 賢二  
 Interviewing EFL Teachers  
 ..... Marcus GRANDON

第33巻第1号 平成24年10月

論文

アリゾナ州移民法(S.B.1070)とアメリカの不法移民規制  
 —その歴史的背景—  
 .....加藤 洋子  
 「国家代表等に対する犯罪防止処罰条約」における  
 裁判管轄権規定(1)  
 —絶対的普遍的管轄権の設定をめぐる起草過程の検討—  
 .....安藤 貴世  
 中国の食品安全問題と食品特別供給制度  
 —「構造的暴力」の視点から—

.....杜 震  
 ネパールの社会開発における  
 マイクロファイナンスの活動と  
 ソーシャル・キャピタル  
 .....青木 千賀子  
 歌詞の域際変容とその背景  
 —*Vitti na crozza supra nu cannuni* (シチリア),  
*Dāvāja Māriņa meitiņai mūžiņu* (ラトヴィア),  
*Дорогой Длинною* (ロシア)の3つの事例分析と  
 歌詞域際変容の典型的成功例としての  
 イタリア語の *Quelli erano giorni* (過ぎ去った日々) —  
 .....石渡 利康  
 Native Speaker Myths:  
 What Pre-School Students’ Parents Think  
 about English Education in Japan  
 ..... Hideyuki KUMAKI  
**研究ノート**  
 Students Perception of a Content-Learning Tasked Based  
 Activity that Uses Authentic Material to Promote  
 Meaningful Conversation  
 ..... Garth BRENNAN

第33巻第2号 平成25年2月

論文

ナノテクノロジー規制政策の立案構造と  
 科学的知識基盤としての学界の役割  
 —バイオテクノロジー規制政策を例として—  
 .....堅尾 和夫  
 「国家代表等に対する犯罪防止処罰条約」  
 における裁判管轄権規定(2・完)  
 —絶対的普遍的管轄権の設定をめぐる起草過程の検討—  
 .....安藤 貴世  
 IL CODICE BARBARICINOとS’IMBIATU  
 —サルディニア法の国法外性と土着性—  
 .....石渡 利康  
 欧米女性が見た明治期の日本：日本女性観を中心に  
 .....梅本 順子  
 ミレニアム目標達成に向けた貧困改善手法の考察  
 .....福井 千鶴

研究ノート

Simplifying the teaching of articles (a, an, the)  
 to the Japanese English Language Learner  
 ..... Paul A. R. ROWAN  
 Design choices and issues in Likert-item questionnaires  
 ..... Marcus GRANDON

執筆者一覧

〈掲載順〉

堅尾 和夫	日本大学国際関係学部	教授
安藤 貴世	日本大学国際関係学部	助教
石渡 利康	日本大学国際関係学部	名誉教授
梅本 順子	日本大学国際関係学部	教授
福井 千鶴	日本大学国際関係学部	教授
Paul A. R. ROWAN	日本大学国際関係学部	非常勤講師
Marcus GRANDON	日本大学国際関係学部	非常勤講師

国際関係研究

第33巻 第2号

平成25年2月28日 発行

編集者 佐藤 三武朗  
発行所 日本大学国際関係学部  
国際関係研究所  
〒411-8555 静岡県三島市文教町2丁目31番145号  
電話 055-980-0808  
FAX 055-980-0879  
印刷所 みどり美術印刷株式会社  
〒410-0058 静岡県沼津市沼北町2丁目16番19号

ISSN 1345—7861

STUDIES IN  
INTERNATIONAL RELATIONS

VoL.33 No.2 February 2013

Institute of International Relations

College of International Relations

Nihon University

Mishima, Japan

<http://www.ir.nihon-u.ac.jp/>